【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条第1項

【提出日】 平成16年 6 月28日

【事業年度】 第2期(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

【会社名】株式会社みずほ銀行【英訳名】Mizuho Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 杉山 清次

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

【電話番号】東京(03)3596 - 1111(代表)【事務連絡者氏名】主計部次長長谷川正行

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町一丁目1番5号

 【電話番号】
 東京(03)3596 - 1111(代表)

 【事務連絡者氏名】
 主計部次長 長谷川 正行

【縦覧に供する場所】 証券取引法の規定による備置場所はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 前連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成14年度	平成15年度
		(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
連結経常収益	百万円	1,418,548	1,352,578
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	626,515	253,894
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円	687,058	58,374
連結純資産額	百万円	1,648,604	1,676,397
連結総資産額	百万円	69,586,868	69,961,495
1株当たり純資産額	円	117.43	122.22
1 株当たり当期純利益 (は1 株当たり当期純損失)	円	181.92	12.88
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益	円	-	10.75
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.25	9.91
連結自己資本利益率	%	78.37	10.63
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	1,507,007	5,605,738
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	1,842,139	6,718,245
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	219,834	40,693
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	4,439,847	3,367,581
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	27,657 [17,559]	26,566 [16,877]

- (注)1.当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2.「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」 (以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準 第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しておりま す。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

- 3.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、平成14年度は1株当たり当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
- 4.連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、 当行は国内基準を採用しております。
- 5. 連結株価収益率については、当行は上場していないため記載しておりません。

(2) 当行の前事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(2) 当1] 切削争未牛及及び当争未牛肉	マに示る		笠っ 抑		
回次 決算年月		第1期	第 2 期 平成16年 3 月		
	百万円	平成15年 3 月 1,249,183	平成16年 3 月 1,265,134		
経常利益		· · · · · ·			
(は経常損失)	百万円	622,244	274,646		
当期純利益 (は当期純損失)	百万円	628,556	98,208		
資本金	百万円	650,000	650,000		
発行済株式総数	千株	普通株式 3,776,704 第一回第一種優先株式 14,190 第二回第二種優先株式 43,000 第三回第二種優先株式 43,000 第四回第四種優先株式 64,500 第五回第五種優先株式 85,500 第六回第六種優先株式 71,250 第七回第七種優先株式 71,250 第八回第八種優先株式 18,200 第九回第九種優先株式 360,000 第十回第十三種優先株式 360,000	普通株式 3,776,704 第一回第一種優先株式 14,190 第二回第二種優先株式 43,000 第三回第二種優先株式 43,000 第四回第四種優先株式 64,500 第五回第五種優先株式 85,500 第六回第六種優先株式 71,250 第七回第七種優先株式 71,250 第八回第八種優先株式 18,200 第九回第九種優先株式 360,000 第十回第十三種優先株式 360,000		
純資産額	百万円	1,688,479	1,754,828		
総資産額	百万円	69,305,777	69,829,484		
預金残高	百万円	49,007,196	50,541,987		
債券残高	百万円	3,918,740	2,810,806		
貸出金残高 有価証券残高	百万円 百万円	37,885,417 8,535,213	37,001,430 15,238,948		
有 証分戏局 1 株当たり純資産額	<u>日川日</u> 円	127.99	15,236,946		
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	Ħ	(第一回第一種優先株式 -) (第二回第二種優先株式 -) (第三回第二種優先株式 -) (第四回第四種優先株式 -) (第五回第五種優先株式 -) (第六回第六種優先株式 -)	- 22.50 - 22.50 - 8.20 - 47.60 - 8.20 - 14.00 - 47.60		
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期純損失) 潜在株式調整後1株当たり当期	円	166.42	23.43		
純利益	円	-	19.03		
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.39	10.02		
自己資本利益率	%	69.39	17.13		
配当性向	%	40.400	-		
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	19,496 [10,689]	18,032 [11,424]		

す。 また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

^{3.}潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第1期は1株当たり当期純損失が計上されているため、記載しており ません。

^{4.}株価収益率については、当行は上場していないため記載しておりません。

2 【沿革】

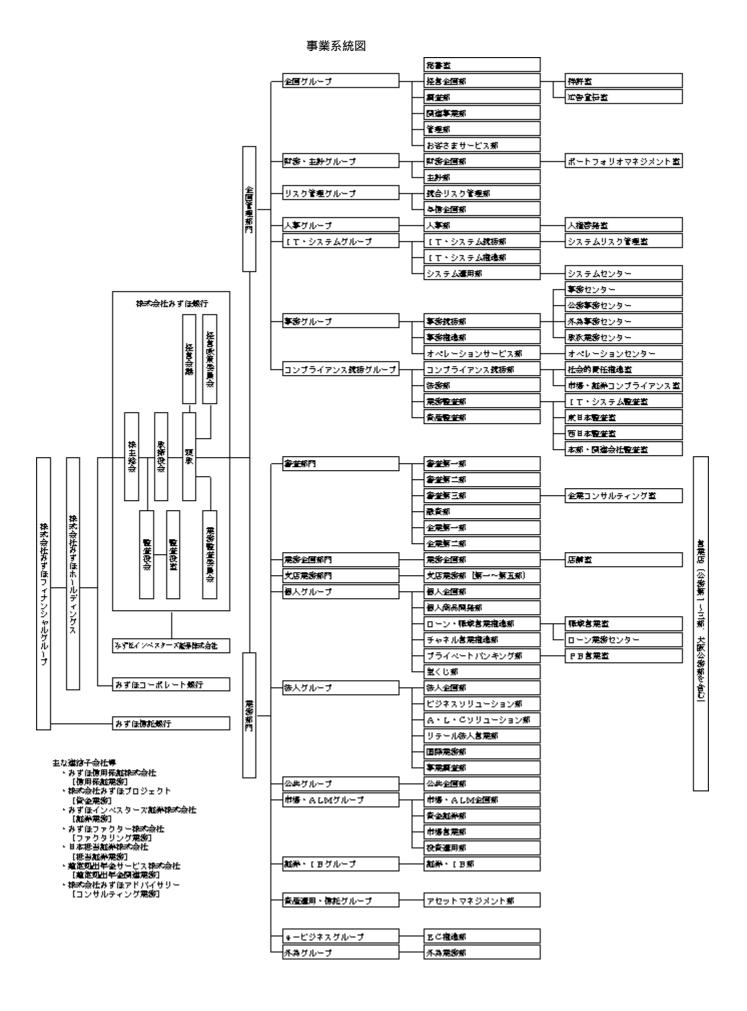
明治6年6月 第一国立銀行創設 明治29年9月 株式会社第一銀行に改組 明治30年7月 株式会社日本勧業銀行設立 昭和46年10月 株式会社第一銀行と株式会社日本勧業銀行との合併により株式会社第一勧業銀行発足(資 本金540億円) 平成 6 年10月 第一勧業証券株式会社を設立(現社名 みずほ証券株式会社) 平成7年11月 第一勧業信託銀行株式会社を設立 平成11年4月 第一勧業信託銀行株式会社と富士信託銀行株式会社を合併し、第一勧業富士信託銀行株式 会社を設立(現社名 みずほ信託銀行株式会社) 平成12年9月 株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行とともに、株式会社みずほホールディングスを 設立 平成12年10月 第一勧業証券株式会社と富士証券株式会社および興銀証券株式会社を合併し、みずほ証券 株式会社を設立 平成12年10月 第一勧業富士信託銀行株式会社と興銀信託銀行株式会社を合併し、みずほ信託銀行株式会 社を設立 平成14年1月 当行、株式会社富士銀行および株式会社日本興業銀行の3行を、株式会社みずほ銀行およ び株式会社みずほコーポレート銀行に統合・再編する分割合併契約を締結、また、みずほ 証券株式会社およびみずほ信託銀行株式会社を株式会社みずほホールディングスの直接子 会社とする子会社管理営業分割契約を締結(同年2月臨時株主総会にて承認) 株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行と会社分割および合併を行い、株式会社みずほ 平成14年4月 銀行および株式会社みずほコーポレート銀行が発足 平成15年1月 株式会社みずほフィナンシャルグループ発足 平成15年3月 みずほインベスターズ証券株式会社を子会社化 再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から分離することを目的に、当行 平成15年5月 の直接子会社として、株式会社みずほプロジェクトを設立

3【事業の内容】

「みずほフィナンシャルグループ」(以下、当グループ)は、株式会社みずほフィナンシャルグループ、連結子会社118社及び持分法適用関連会社28社等で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務、資産運用管理業務などの金融サービスを提供しております。

当グループは、平成15年度上期より「みずほの『企業再生プロジェクト』」をスタートし、企業再生の早期実現と信用創造機能の一段の強化を行う体制を整備いたしました。具体的には、当行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行株式会社各々の直接子会社として、再生専門会社4社(株式会社みずほプロジェクト、株式会社みずほコーポレート、株式会社みずほグローバル、株式会社みずほアセット)を設立し、各銀行から再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を各再生専門子会社に分離いたしました。また、株式会社みずほフィナンシャルグループの子会社として、企業再生に係るノウハウ等を結集して企業再生スキームを各再生専門子会社に提供する株式会社みずほアドバイザリーを設立いたしました。

なお、当行、当行の子会社および関連会社は、銀行業務を中心に、証券業務などの金融サービスに係る事業を行っております。 当行の組織を図によって示すと次のとおりであります。



当行及び当行の主な連結子会社等を事業セグメント別に区分いたしますと、下記のとおりとなります。

銀行業: (株)みずほ銀行、みずほ信用保証(株)、(株)みずほプロジェクト

証券業:みずほインベスターズ証券(株)

その他: みずほファクター(株)、日本抵当証券(株)、確定拠出年金サービス(株)、(株)みずほアドバイザリー

4【関係会社の状況】

(親会社)

	住所	資本金又は	土安な事業の 内突	議決権の 被所有割 合(%)	当行との関係内容				
名称		日本金文は 出資金 (百万円)			役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
株式会社みずほフ ィナンシャルグル ープ	東京都千代田区	1,540,965	金融持株会社	100.00 (100.00) []	3 (3)		預金取引関係	提出会社より 建物の一部賃 借	
株式会社みずほ ホールディングス	東京都千代田区	1,000,000	銀行持株会社	100.00 () []	2 (2)		金銭貸借関係預金取引関係	提出会社より 建物の一部賃 借	

(連結子会社)

銀行業

		次士会りは		詳さまの			当行との関係	内容	
名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
みずほビジネスサ ービス株式会社	東京都渋谷区	90	事務受託業務	100.00 () []	2		預金取引関係 金銭貸借関係	提出会社より 建物の一部賃 借	
みずほインターナ ショナルビジネス サービス株式会社	東京都千代田区	22	事務受託業務	100.00 () []	3		預金取引関係	提出会社より 建物の一部賃 借	
みずほスタッフ株 式会社	東京都千代田区	90	人材派遣業務	100.00 () []	3		預金取引関係		
みずほヒューマン サービス株式会社	東京都千代田区	10	事務受託業務	100.00 () []	2		預金取引関係	提出会社より 建物の一部賃 借	
みずほゼネラルサ ービス株式会社	東京都新宿区	20	事務受託業務	100.00 () []	4		預金取引関係	提出会社より 建物の一部賃 借	
みずほマーケティ ングエキスパーツ 株式会社	東京都港区	20	窓口相談等業務	100.00 () []	2		預金取引関係		
みずほローンエキ スパーツ株式会社	東京都千代田区	10	ローン事務受 託業務	100.00 () []	3		預金取引関係		
みずほ総合管理株 式会社	東京都中央区	300	担保不動産の 競落・保有・ 管理業務	100.00 () []	3		預金取引関係 匿名組合出資 関係		
みずほ不動産調査 サービス株式会社	東京都中央区	60	担保不動産調 査・評価業務	100.00 () []	2		預金取引関係 金銭貸借関係		
みずほ信用保証株 式会社	東京都千代田区	13,281	信用保証業務	100.00 () []	3		預金取引関係		
みずほビジネス金 融センター株式会 社	東京都千代田区	10	銀行代理店業務	100.00 () []	4		預金取引関係	提出会社より 建物の一部賃 借	
みずほギャランテ ィ株式会社	東京都千代田区	2,300	信用保証業務	100.00 () []	3		預金取引関係		
Mizuho Finance (Aruba)A.E.C.	オランダ領アル バ島	10 千米ドル	金融業務	100.00 () []			金銭貸借関係		

		資本金又は	 は _{ナ亜な事業の} 議決権の				当行との関係	内容	
名称	住所	住所 出資金 土安な事業の 所有		所有割合 (%)	役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
Mizuho Preferred Capital (Cayman) A Limited	英国領ケイマン 諸島	2,600	金融業務	100.00 () []			金銭貸借関係		
Mizuho Preferred Capital (Cayman) E Limited	英国領ケイマン 諸島	2,400	金融業務	100.00 () []			金銭貸借関係		
みずほオペレーションサービス株式 会社	東京都目黒区	20	システム管理 業務	100.00 () []	2		預金取引関係	提出会社より 建物の一部賃 借	
株式会社みずほプ ロジェクト	東京都千代田区	10,000	貸金業務	100.00 () []	5 (5)		預金取引関係	提出会社より 建物の一部賃 借	
みずほオフィスマ ネジメント株式会 社	東京都千代田区	30	事務受託業務	100.00 () []	2		預金取引関係		

証券業

		資本金又は	主要な事業の 内容	議決権の	当行との関係内容				
名称	住所	出資金(百万円)		所有割合 (%)	役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
みずほインベスタ ーズ証券株式会社	東京都中央区	80,288	証券業務	55.15 () [0.80]			預金取引関係 証券取引関係	提出会社より 建物の一部賃 借	
みずほインベスタ ーズビジネスサー ビス株式会社	千葉県船橋市	100	事務代行業務 人材派遣業務	100.00 (100.00) []			預金取引関係		

その他事業

		次ま会りは		詳さまの			当行との関係	内容	
名称	住所	資本金又は 主要な事業の 議決権の 所有割合 (%)		所有割合	役員の 兼任等 (人)	資金援 助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
みずほファクター 株式会社	東京都中央区	1,000	ファクタリン グ業務	42.73 () [8.39]	2		預金取引関係 金銭貸借関係		
みずほクレジット 株式会社	東京都港区	30	金融業務	100.00 () []	2		預金取引関係 金銭貸借関係		
信用管理サービス株式会社	東京都港区	10	金融業務	100.00 () []	2		預金取引関係 金銭貸借関係		
総合債権回収株式 会社	東京都中央区	500	債権管理回収 業務	100.00 () []	5		預金取引関係 業務受託取引		
株式会社富士総研 メディアクリエイ ト	東京都江東区	50	ソフトウェア 業務	100.00 () []	1		預金取引関係		

(持分法適用関連会社)

その他事業

		資本金又は		議決権の			当行との関係	内容	
名称	住所	出資金(百万円)	主要な事業の内容	職人権の 所有割合 (%)	役員の 兼任等 (人)	資金援 助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
日本オー・シー・ アール株式会社	東京都台東区	20	データ処理業 務	15.00 () []	2		預金取引関係	提出会社より 建物の一部賃 借	
株式会社年金住宅サービスセンター	東京都港区	30	金融業務	15.00 (15.00) [15.00]			預金取引関係 金銭貸借関係		
株式会社日宝業務センター	東京都文京区	10	宝くじ証票整 理業務	15.00 (10.00) [10.00]			預金取引関係 金銭貸借関係		
株式会社ティー・ ヴィー・シーファ イナンス	東京都中央区	120	金融業務	10.00 (5.00) [25.00]	1		預金取引関係 金銭貸借関係		
日本抵当証券株式会社	東京都中央区	1,400	抵当証券業務	25.40 () [15.64]	2		預金取引関係 金銭貸借関係		
確定拠出年金サー ビス株式会社	東京都港区	2,000	確定拠出年金 業務	25.50 () []			預金取引関係 事務委託関係		
株式会社みずほア ドバイザリー	東京都千代田区	100	コンサルティ ング業務	20.00 (10.00) []	1 (1)		預金取引関係		

- (注) 1.上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はみずほインベスターズ証券株式会社であります。
 - 2 . 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社みずほ ホールディングス及びみずほインベスターズ証券株式会社であります。
 - 3.上記関係会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。
 - 4.「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
 - 5.「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。
 - 6. 平成16年4月1日に、総合債権回収株式会社は、みずほ債権回収株式会社に社名変更しております。
 - 7. 平成16年5月1日に、株式会社富士総研メディアクリエイトは、みずほEBサービス株式会社に社名変更しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成16年3月31日現在

	銀行業	証券業	その他	合計
従業員数(人)	24,438	1,934	194	26,566
	[16,473]	[374]	[30]	[16,877]

- (注)1.従業員数は、嘱託及び臨時従業員16,024人を含んでおりません。
 - 2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2)当行の従業員数

平成16年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)		
18,032 [11,424]	36歳 9月	14年 10月	6,581		

- (注)1.従業員数は、執行役員23人(取締役兼務者の7人を含まず)、嘱託及び臨時従業員10,975人を含んでおりません。
 - 2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
 - 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 - 4. 平均勤続年数は、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社、株式会社みずほホールディングス、株式会社みずほフィナンシャルグループからの転籍転入者については転籍元会社での勤続年数を通算しております。
 - 5. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与には現地採用者は含んでおりません。
 - 6.当行の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、組合員数は、18,008人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

業績

金融経済環境

当期の経済情勢を顧みますと、世界経済につきましては、米国やアジア経済の好調を背景に、堅調に推移しました。日本経済につきましては、地域経済の回復の遅れやデフレの継続などのリスク要因は残りましたが、輸出や設備投資の増加、企業業績の改善などにより、総じて回復基調で推移しました。

また、国内の金融資本市場においては、景気の回復等を背景に、株価は年度前半より概ね上昇傾向で推移し、長期金利も年度前半に一時上昇しました。日本銀行は金融緩和政策を維持し、資産担保証券の買入れを開始するなどの新たな取組も進めています。

政府は引き続き金融と産業の一体的再生を推進しており、産業再生機構の創設などの施策を実施しました。また、銀行への証券仲介業の解禁や他業態の信託業務参入など、規制緩和が進んでおります。金融機関においては、こうした環境変化を踏まえ、不良債権処理等の課題に目処をつけることはもちろんのこと、競争上の優位性を確保し、収益力の一層の強化を図ることが重要な課題となっております。

当連結会計年度(平成15年4月1日~平成16年3月31日)の概況

(ア)連結の範囲

当連結会計年度の連結の範囲につきましては、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載しておりますとおり、連結子会社は25社、持分法適用関連会社は7社であります。

(イ) 業績の概要

当連結会計年度の業績は以下のとおりであります。

当連結会計年度(平成15年4月1日~平成16年3月31日)の連結損益状況

みずほフィナンシャルグループは、前連結会計年度において、グループ経営体制の再編、財務上の課題の一掃、自己資本の充実など、経営革新のためのさまざまな施策を打ち出し実践してまいりました。これらの諸施策を踏まえ、当連結会計度につきましては「結果を出す一年」と位置付け、「総合金融サービスカ向上と収益基盤強化」並びに「財務の健全性向上」に取り組んでまいりました。

このような背景のもと、当連結会計年度の経常収益は、前連結会計年度比659億円減少し、1兆3,525億円となりました。主な内訳は、資金運用収益が企業の資金需要低迷やポートフォリオ見直しに伴う貸出金残高の減少等により同738億円減少の7,549億円、役務取引等収益が同103億円減少の2,470億円、特定取引収益が同344億円増加の754億円、などとなっております。

一方、経常費用は前連結会計年度比9,463億円減少の1兆986億円となりました。これは、コスト構造改革を着実に推進し、人件費・物件費ともにコスト削減を徹底した結果として営業経費が前連結会計年度比398億円減少の6,463億円となったこと、前連結会計年度に不良債権の最終処理の進展及び資産劣化リスクへの十分な対応を行ったことを反映して与信関係のコストが減少し、その他経常費用が同8,747億円減少の2,502億円となったことなどによるものであります。これらにより、連結経常利益は同8,804億円増加の2,538億円となりました。

特別利益は、東京都の外形標準課税の還付金、厚生年金基金の代行部分返上に伴う利益計上などにより、前連結会計年度 比666億円増加の679億円、特別損失は資産劣化リスクに備えた本店売却等により同233億円増加の1,196億円となった結果、 税金等調整前当期純利益は同9,236億円増加の2,021億円となりました。

法人税、住民税及び事業税は前連結会計年度比78億円減少の10億円となり、法人税等調整額は、繰延税金資産計上の厳格な評価等を踏まえ、同1,800億円増加して1,323億円、少数株主利益は同60億円増加し104億円となりました。

以上の結果、連結当期純利益は前連結会計年度比7,454億円増加の583億円となりました。

当連結会計年度末(平成16年3月31日現在)の連結貸借対照表

[資産の部]

貸出金は前連結会計年度末比3,228億円減少の37兆4,822億円、コールローン及び買入手形は同2兆7,301億円減少の4兆2,699億円、現金預け金は同1兆672億円減少の4兆7,323億円となりましたが、有価証券が同6兆3,059億円増加の14兆4,888億円となったことなどにより、資産の部合計は同3,746億円増加の69兆9,614億円となりました。

[負債の部]

コールマネー及び売渡手形は前連結会計年度末比1兆6,145億円減少の2兆1,402億円、債券は同1兆1,079億円減少の2兆8,108億円となりましたが、預金が同1兆4,334億円増加の50兆4,077億円、譲渡性預金が同9,584億円増加の3兆8,779億円、債券貸借取引受入担保金が1兆9,882億円増加の3兆368億円となったことなどにより、負債の部合計は同3,342億円増加の67兆9,871億円となりました。

[資本の部]

資本の部合計は前連結会計年度末比277億円増加の1兆6,763億円、1株当たり株主資本は122円22銭となりました。

以上、前連結会計年度(末)対比での変動要因には、前連結会計年度に実施いたしました貸出債権等の予想損失率の見直 しや大口要管理先等に対するDCF法の適用などの抜本的な財務処理及びグループ経営体制の再編などが含まれております。

自己資本比率

国内基準による連結自己資本比率は前連結会計年度末比0.66%上昇し9.91%、単体自己資本比率は同0.63%上昇し10.02%となりました。

セグメントの状況

事業の種類別セグメントにつきましては、全セグメントに占める証券業の割合が高まってまいりましたため、当連結会計年度より、銀行業、証券業、その他に区分して記載しております。連結経常利益2,538億円は、銀行業で2,232億円、証券業で280億円、その他で25億円の利益を計上したことによるものであります。なお、本邦以外の国又は地域に所在し営業を営む在外支店又は重要な連結子会社がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。また、当行では一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載することとしておりますが、当行には本邦以外の国又は地域に所在し営業を営む在外支店又は重要な連結子会社がなく、海外経常収益が連結経常収益の10%未満であるため記載しておりません。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは主に預金及び譲渡性預金の増加、コールローン等による資金放出の減少、レポ取引による資金調達の増加などを反映し、前連結会計年度比7兆1,127億円増加の5兆6,057億円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、主に国債など有価証券の保有残高増加を反映し、同8兆5,603億円減少の6兆7,182億円となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、同1,791億円減少の406億円となりました。なお、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末比1兆722億円減少の3兆3,675億円となっております。

(1) 事業別収支

事業別の資金運用収支は、銀行業で6,804億円、証券業で 1億円、その他事業で32億円、相殺消去後で合計6,835億円となりました。役務取引等収支は、銀行業で1,622億円、証券業で293億円、その他事業で20億円、相殺消去後で合計1,934億円となりました。特定取引収支は、銀行業で567億円、証券業で172億円、合計739億円となりました。その他業務収支は、銀行業で1,038億円、証券業で1億円、その他事業で0億円、相殺消去後で合計1,039億円となりました。

種類	期別	銀行業	証券業	その他事業	相殺消去額()	合計
↑ 里犬貝		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度					
貝並建用収文	当連結会計年度	680,418	144	3,251	21	683,504
うち資金運用収益	前連結会計年度					
プロ貝並建州収益	当連結会計年度	750,688	816	5,051	1,569	754,987
うち資金調達費用	前連結会計年度					
プロ貝並納圧貝の	当連結会計年度	70,270	961	1,800	1,548	71,482
役務取引等収支	前連結会計年度					
以初收可夺收文	当連結会計年度	162,291	29,343	2,019	227	193,427
うち役務取引等収益	前連結会計年度					
プロ技術報刊寺報画	当連結会計年度	212,876	30,305	4,299	471	247,010
うち役務取引等費用	前連結会計年度					
プロ区が扱いも負用	当連結会計年度	50,584	962	2,279	243	53,583
特定取引収支	前連結会計年度					
行是拟引纵文	当連結会計年度	56,706	17,251			73,957
うち特定取引収益	前連結会計年度					
プラ特定取引収益	当連結会計年度	58,197	17,251			75,449
うち特定取引費用	前連結会計年度					
プロ特定収引負用	当連結会計年度	1,491				1,491
その他業務収支	前連結会計年度					
での世来物収文	当連結会計年度	103,883	100	0	36	103,947
うちその他業務収益	前連結会計年度					
プラでの世来が収益	当連結会計年度	179,383	100	0	36	179,447
うちその他業務費用	前連結会計年度					
プラでの世来が具用	当連結会計年度	75,499				75,499

- (注)1.当連結会計年度より、事業別収支を記載しております。
 - 2. 事業区分は、連結会社の主たる事業の内容により区分しております。主な事業の内容は以下の通りです。

銀行業......銀行業

証券業.......証券業

その他事業...ファクタリング業等

- 3.「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。
- 4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

(2) 国内・海外別収支

国内の資金運用収支は6,820億円、海外の資金運用収支は88億円となり、資金運用収支の合計(相殺消去後)は6,835億円となりました。また、役務取引等収支は1,934億円、特定取引収支は739億円、その他業務収支は1,039億円となりました。

種類	#8.51	国内	海外	相殺消去額()	合計
生現	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	731,519	5,167	913	737,600
貝並理用収文 	当連結会計年度	682,091	8,816	7,403	683,504
うち資金運用収益	前連結会計年度	830,481	19,813	21,464	828,830
プロ貝亚建州収皿	当連結会計年度	763,036	22,079	30,128	754,987
うち資金調達費用	前連結会計年度	98,961	14,646	22,378	91,229
プラ貝並神廷貝用	当連結会計年度	80,944	13,263	22,725	71,482
役務取引等収支	前連結会計年度	198,387	221		198,165
技術取り等収文	当連結会計年度	193,622	195		193,427
うち役務取引等収益	前連結会計年度	257,532		221	257,310
プラ技術取引等収益	当連結会計年度	247,205		195	247,010
うち役務取引等費用	前連結会計年度	59,144	221	221	59,144
プラ技術取引寺員用	当連結会計年度	53,583	195	195	53,583
特定取引収支	前連結会計年度	40,908			40,908
特定权引权文	当連結会計年度	73,957			73,957
うち特定取引収益	前連結会計年度	40,968			40,968
プラ行定収 引収皿	当連結会計年度	75,449			75,449
うち特定取引費用	前連結会計年度	60			60
プラ付定収11負用	当連結会計年度	1,491			1,491
スの仏光教団士	前連結会計年度	137,805	4		137,800
その他業務収支	当連結会計年度	103,954	7		103,947
うちその他業務収益	前連結会計年度	221,310			221,310
フタイの他耒務収益	当連結会計年度	179,447			179,447
うちその他業務費用	前連結会計年度	83,505	4		83,509
プラモの心未彷見用 	当連結会計年度	75,492	7		75,499

- (注)1.「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。
 - 2.「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。
 - 3.「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。
 - 4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。



(3) 国内・海外別資金運用/調達の状況

国内の資金運用勘定の平均残高は58兆9,321億円となり、主な内訳として貸出金36兆3,176億円、有価証券11兆4,515億円となりました。海外の資金運用勘定の平均残高は9,175億円となりました。また利回りは、国内で1.29%、海外で2.40%となりました。他方、国内の資金調達勘定の平均残高は62兆335億円となり、主な内訳として預金48兆1,740億円となりました。海外の資金調達勘定の平均残高は6,566億円となりました。また、利回りは国内で0.13%、海外で2.01%となりました。

国内・海外合算ベースで相殺消去額を控除してみますと、資金運用勘定の平均残高は58兆9,318億円、利息は7,549億円、利回りは1.28%となりました。他方、資金調達勘定の平均残高は61兆7,730億円、利息は714億円、利回りは0.11%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
↑里 <i>大</i> 只	规则	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	63,059,519	830,481	1.31
貝亚连用刨足	当連結会計年度	58,932,146	763,036	1.29
うち貸出金	前連結会計年度	38,325,321	718,915	1.87
プラ真山並	当連結会計年度	36,317,673	656,659	1.80
うち有価証券	前連結会計年度	8,824,309	71,253	0.80
プラ有側証分	当連結会計年度	11,451,557	75,789	0.66
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	9,167,100	5,631	0.06
うらコールローン及び負人子形	当連結会計年度	5,789,547	3,939	0.06
うち買現先勘定	前連結会計年度	27,873	0	0.00
うら負現元制化	当連結会計年度	61,424	1	0.00
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	1,806,891	290	0.01
プログラ目収引文仏体証金	当連結会計年度	2,937,193	477	0.01
うち預け金	前連結会計年度	3,890,236	22,045	0.56
	当連結会計年度	1,374,533	13,748	1.00
資金調達勘定	前連結会計年度	64,796,537	98,961	0.15
貝並制注例化	当連結会計年度	62,033,573	80,944	0.13
うち預金	前連結会計年度	49,553,089	37,129	0.07
プロ技並	当連結会計年度	48,174,063	22,578	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度	3,100,657	1,882	0.06
プロ戦/技(主)負並	当連結会計年度	3,691,568	1,287	0.03
うち債券	前連結会計年度	5,046,790	14,679	0.29
ノの関分	当連結会計年度	3,349,761	8,759	0.26
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	4,658,148	581	0.01
フラコールマネー及び光波子形	当連結会計年度	3,053,090	216	0.00
うち売現先勘定	前連結会計年度	115,451	36	0.03
りり元以元刨た	当連結会計年度	130,680	6	0.00
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	676,520	75	0.01
ノコ原が貝旧松川文八担体並	当連結会計年度	2,069,625	5,962	0.28
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	48,167	89	0.18
	当連結会計年度	2,933	12	0.42
うち借用金	前連結会計年度	1,579,401	35,045	2.21
ノジョル立	当連結会計年度	1,546,284	35,544	2.29

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
 - 2.「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 - 3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

1∓ * Ta	#0 Dil	平均残高	利息	利回り
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	902,360	19,813	2.19
貝並建用砌足	当連結会計年度	917,545	22,079	2.40
うち貸出金	前連結会計年度	902,360	19,813	2.19
ノの貝山並	当連結会計年度	917,545	22,079	2.40
うち有価証券	前連結会計年度			
プロ 行 興 証 分	当連結会計年度			
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度			
フラコールローノ及び負八子形	当連結会計年度			
うち買現先勘定	前連結会計年度			
プロ貝以元樹足	当連結会計年度			
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度			
プロ関分員旧収引又仏体証金	当連結会計年度			
うち預け金	前連結会計年度			
うら関リ金	当連結会計年度			
次 全轴连肋字	前連結会計年度	683,940	14,646	2.14
資金調達勘定	当連結会計年度	656,695	13,263	2.01
2 + 否合	前連結会計年度			
うち預金	当連結会計年度			
こと統治性語令	前連結会計年度			
うち譲渡性預金	当連結会計年度			
	前連結会計年度			
うち債券	当連結会計年度			
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度			
フラコールマネー及び元辰子形	当連結会計年度			
うち売現先勘定	前連結会計年度			
プロ元現元樹足	当連結会計年度			
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度			
ノの限分貝旧収り文八担体立	当連結会計年度			
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度			
フゥコマーシャル・ベーハー	当連結会計年度			
うち借用金	前連結会計年度			
ノシ旧用並	当連結会計年度			

- (注)1.平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
 - 2.「海外」とは、海外連結子会社であります。
 - 3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

		平均残高(百万円)			利息(百万円)			
種類	期別	小計	相殺消去額	合計	小計	相殺消去額	合計	利回り (%)
次人宝田掛中	前連結会計年度	63,961,879	904,167	63,057,711	850,294	21,464	828,830	1.31
資金運用勘定	当連結会計年度	59,849,691	917,833	58,931,858	785,115	30,128	754,987	1.28
三十代山公	前連結会計年度	39,227,681	902,360	38,325,321	738,729	19,813	718,915	1.87
うち貸出金	当連結会計年度	37,235,219	917,545	36,317,673	678,738	22,079	656,659	1.80
2.七左傳紅光	前連結会計年度	8,824,309	1,807	8,822,501	71,253	1,651	69,602	0.78
うち有価証券	当連結会計年度	11,451,557	287	11,451,269	75,789	8,049	67,740	0.59
うちコールロー	前連結会計年度	9,167,100		9,167,100	5,631		5,631	0.06
ン及び買入手形	当連結会計年度	5,789,547		5,789,547	3,939		3,939	0.06
る <i>七</i> 買現生勘定	前連結会計年度	27,873		27,873	0		0	0.00
うち買現先勘定	当連結会計年度	61,424		61,424	1		1	0.00
うち債券貸借取	前連結会計年度	1,806,891		1,806,891	290		290	0.01
引支払保証金	当連結会計年度	2,937,193		2,937,193	477		477	0.01
シナ邳け 今	前連結会計年度	3,890,236		3,890,236	22,045		22,045	0.56
うち預け金	当連結会計年度	1,374,533		1,374,533	13,748		13,748	1.00
姿全钿连肋 宁	前連結会計年度	65,480,477	903,252	64,577,225	113,608	22,378	91,229	0.14
資金調達勘定	当連結会計年度	62,690,268	917,242	61,773,025	94,208	22,725	71,482	0.11
うち預金	前連結会計年度	49,553,089	4	49,553,085	37,129		37,129	0.07
) りは立	当連結会計年度	48,174,063		48,174,063	22,578		22,578	0.04
こと 奈海州 延令	前連結会計年度	3,100,657		3,100,657	1,882		1,882	0.06
うち譲渡性預金	当連結会計年度	3,691,568		3,691,568	1,287		1,287	0.03
うち債券	前連結会計年度	5,046,790		5,046,790	14,679		14,679	0.29
プラ膜分	当連結会計年度	3,349,761		3,349,761	8,759		8,759	0.26
うちコールマネ	前連結会計年度	4,658,148		4,658,148	581		581	0.01
ー及び売渡手形	当連結会計年度	3,053,090		3,053,090	216		216	0.00
うち売現先勘定	前連結会計年度	115,451		115,451	36		36	0.03
フラ元現元制定	当連結会計年度	130,680		130,680	6		6	0.00
うち債券貸借取	前連結会計年度	676,520		676,520	75		75	0.01
引受入担保金	当連結会計年度	2,069,625		2,069,625	5,962		5,962	0.28
うちコマーシャ	前連結会計年度	48,167		48,167	89		89	0.18
ル・ペーパー	当連結会計年度	2,933		2,933	12		12	0.42
うち供用や	前連結会計年度	1,579,401	903,248	676,152	35,045	22,378	12,666	1.87
うち借用金	当連結会計年度	1,546,284	917,242	629,041	35,544	22,725	12,819	2.03

⁽注)「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

(4) 国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益はすべて国内で2,470億円となり、主な内訳として為替業務930億円、証券関連業務460億円、預金・債券・貸出業務354億円となりました。また、役務取引等費用は535億円で、そのうち為替業務が233億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
/宝犬貝 	(円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	257,532		221	257,310
汉师从刘寺以血	当連結会計年度	247,205		195	247,010
うち預金・債券・貸出	前連結会計年度	39,724			39,724
業務	当連結会計年度	35,451			35,451
うち為替業務	前連結会計年度	92,874			92,874
プロ州自来物	当連結会計年度	93,079			93,079
うち証券関連業務	前連結会計年度	11,512			11,512
プラ血が倒産来物	当連結会計年度	46,032			46,032
うち代理業務	前連結会計年度	27,440			27,440
プロトは未分	当連結会計年度	19,102			19,102
うち保護預り・貸金庫	前連結会計年度	6,349			6,349
業務	当連結会計年度	6,598			6,598
うち保証業務	前連結会計年度	21,001			21,001
プラ体証未 物	当連結会計年度	10,346			10,346
役務取引等費用	前連結会計年度	59,144	221	221	59,144
12份以1守复用	当連結会計年度	53,583	195	195	53,583
うち為替業務	前連結会計年度	22,296			22,296
ノ り 付 日 未 仍	当連結会計年度	23,352			23,352

- (注)1.「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 - 2.「海外」とは、海外連結子会社であります。
 - 3.「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

(5) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益はすべて国内で754億円となり、主な内訳として特定金融派生商品収益565億円となりました。また、特定取引費用はすべて国内で14億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
/生犬貝 	知力	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	40,968			40,968
特定取引収益 	当連結会計年度	75,449			75,449
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	1,284			1,284
プラ岡田有脚証分収量	当連結会計年度	18,219			18,219
うち特定取引有価証券	前連結会計年度				
収益	当連結会計年度				
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	39,335			39,335
収益	当連結会計年度	56,556			56,556
うちその他の特定取引	前連結会計年度	348			348
収益	当連結会計年度	673			673
特定取引費用	前連結会計年度	60			60
付足取り負用 	当連結会計年度	1,491			1,491
こと	前連結会計年度				
うち商品有価証券費用	当連結会計年度				
うち特定取引有価証券	前連結会計年度	60			60
費用	当連結会計年度	1,491			1,491
うち特定金融派生商品	前連結会計年度				
費用	当連結会計年度				
うちその他の特定取引	前連結会計年度				
費用	当連結会計年度				

- (注)1.「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 - 2.「海外」とは、海外連結子会社であります。

特定取引資産・負債の内訳(末残)

特定取引資産はすべて国内で8,654億円となり、主な内訳として特定金融派生商品6,697億円となりました。また、特定取引 負債はすべて国内で7,085億円となり、主な内訳として特定金融派生商品6,009億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
/里 火 貝	#ガカリ 	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額 (百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	1,450,409			1,450,409
付处以5 更性 	当連結会計年度	865,423			865,423
うち商品有価証券	前連結会計年度	194,742			194,742
りの自由に対	当連結会計年度	159,136			159,136
うち商品有価証券派生	前連結会計年度	39			39
商品	当連結会計年度	16			16
うち特定取引有価証券	前連結会計年度				
プラ付定収引有側証分	当連結会計年度				
うち特定取引有価証券	前連結会計年度				
派生商品	当連結会計年度	22			22
シナ性空令動派化 辛口	前連結会計年度	1,179,744			1,179,744
うち特定金融派生商品	当連結会計年度	669,796			669,796
うちその他の特定取引	前連結会計年度	75,883			75,883
資産	当連結会計年度	36,450			36,450
特定取引負債	前連結会計年度	1,182,303			1,182,303
付处以)只使 	当連結会計年度	708,545			708,545
うち売付商品債券	前連結会計年度	80,905			80,905
フタ元刊 岡田頂分	当連結会計年度	107,588			107,588
うち商品有価証券派生	前連結会計年度	8			8
商品	当連結会計年度	1			1
ことは空取引き仕停業	前連結会計年度				
うち特定取引売付債券	当連結会計年度				
うち特定取引有価証券	前連結会計年度	10			10
派生商品	当連結会計年度	55			55
うた特字 全 融派化会只	前連結会計年度	1,101,380			1,101,380
うち特定金融派生商品	当連結会計年度	600,900			600,900
うちその他の特定取引	前連結会計年度				
負債	当連結会計年度				

⁽注)1.「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

^{2.「}海外」とは、海外連結子会社であります。

(6) 国内・海外別預金残高の状況 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
/生犬貝 	知力	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	48,974,345			48,974,345
	当連結会計年度	50,407,758			50,407,758
うち流動性預金	前連結会計年度	28,409,377			28,409,377
プロ派到1年15年	当連結会計年度	30,694,094			30,694,094
うち定期性預金	前連結会計年度	18,479,609			18,479,609
プラル知住!!!!並	当連結会計年度	17,822,328			17,822,328
うちその他	前連結会計年度	2,085,358			2,085,358
75 COIE	当連結会計年度	1,891,334			1,891,334
譲渡性預金	前連結会計年度	2,919,470			2,919,470
	当連結会計年度	3,877,950			3,877,950
<i>₩</i> Δ±1	前連結会計年度	51,893,815			51,893,815
総合計	当連結会計年度	54,285,708			54,285,708

- (注)1.「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 - 2.「海外」とは、海外連結子会社であります。
 - 3.預金の区分は次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(7)国内・海外別債券残高の状況 債券の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	合計
↑里天貝 	#1770J	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
利付みずほ銀行債券	前連結会計年度	1,717,162		1,717,162
から は 政 り は 政 り 良 方	当連結会計年度	1,624,723		1,624,723
割引みずほ銀行債券	前連結会計年度	2,201,578		2,201,578
割りのりは銀11限分	当連結会計年度	1,186,082		1,186,082
合計	前連結会計年度	3,918,740		3,918,740
口前	当連結会計年度	2,810,806		2,810,806

- (注)1.「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 - 2.「海外」とは、海外連結子会社であります。
 - 3. 利付みずほ銀行債券には、「利付みずほ銀行債券(利子一括払)」を含んでおります。

(8) 国内・海外別貸出金残高の状況 業種別貸出状況(残高・構成比)

	平成15年	3月31日	平成16年3月31日		
業種別	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	37,805,111	100.00	37,482,297	100.00	
製造業	4,277,323	11.31	4,172,277	11.13	
農業	64,282	0.17	52,170	0.14	
林業	2,305	0.01	1,916	0.01	
漁業	2,525	0.01	1,984	0.01	
鉱業	17,989	0.05	17,566	0.05	
建設業	1,277,035	3.38	1,186,740	3.16	
電気・ガス・熱供給・水道業	103,365	0.27	99,182	0.26	
情報通信業	478,550	1.26	488,022	1.30	
運輸業	951,824	2.52	1,003,030	2.68	
卸売・小売業	5,459,944	14.44	5,466,945	14.58	
金融・保険業	2,138,463	5.66	2,088,581	5.57	
不動産業	4,106,315	10.86	4,048,849	10.80	
各種サービス業	6,796,260	17.98	7,108,937	18.97	
地方公共団体	259,469	0.69	273,636	0.73	
その他	11,869,459	31.39	11,472,460	30.61	
海外及び特別国際金融取引勘定分					
政府等					
金融機関					
その他					
合計	37,805,111	100.00	37,482,297	100.00	

⁽注)1.「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

^{2.「}海外」とは、海外連結子会社であります。



外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
	インドネシア	494
平成15年 3 月31日	その他 (なし)	
平成15年3月31日	合計	494
	(資産の総額に対する割合:%)	(0.00)
	インドネシア	700
亚弗46年2月24日	その他 (なし)	
平成16年 3 月31日	合計	700
	(資産の総額に対する割合:%)	(0.00)

⁽注) 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会第4号に規定する特定海外債権引当勘定の算出対象となる国の外国政府・金融機関・民間企業向け債権残高を記載しております。

(9) 国内・海外別有価証券の状況

有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	合計
/宝犬貝 	# <i>\frac{\frac{1}{2}}\frac{1}{2}\f</i>	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	6,512,325		6,512,325
	当連結会計年度	11,878,130		11,878,130
地方債	前連結会計年度	36,347		36,347
他分良	当連結会計年度	55,635		55,635
短期社債	前連結会計年度			
应知性良	当連結会計年度			
社債	前連結会計年度	674,037		674,037
TILIE	当連結会計年度	881,819		881,819
株式	前連結会計年度	825,812		825,812
17/10	当連結会計年度	1,325,602		1,325,602
その他の証券	前連結会計年度	134,388		134,388
ての他の証分	当連結会計年度	347,694		347,694
合計	前連結会計年度	8,182,910		8,182,910
D B I	当連結会計年度	14,488,882		14,488,882

- (注)1.「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 - 2.「海外」とは、海外連結子会社であります。
 - 3.「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

なお、表題に「(単体+再生専門子会社)」と記載しているものにつきましては以下の計数を記載しております。

前事業年度 株式会社みずほ銀行の計数

当事業年度 株式会社みずほ銀行の計数に株式会社みずほプロジェクトの計数を単純合算したもの

1. 損益状況

(1)損益の概要(単体+再生専門子会社)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	1,005,415	978,753	26,661
経費(除く臨時処理分)	610,946	576,077	34,869
人件費	204,397	172,112	32,285
物件費	372,829	369,653	3,175
税金	33,719	34,310	591
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	394,468	402,676	8,207
一般貸倒引当金純繰入額	157,582	105,183	262,766
業務純益	236,885	507,860	270,974
うち国債等債券損益	90,741	39,314	51,426
臨時損益	859,130	261,339	597,790
株式等損益	88,254	8,584	96,838
不良債権処理額	748,635	265,627	483,007
貸出金償却	222,939	161,312	61,627
個別貸倒引当金純繰入額	196,974	91,222	105,751
共同債権買取機構売却損	17,812	701	17,111
バルクセール売却損	21,800	4,659	17,140
債権売却損失引当金純繰入額	10,738	4,740	15,749
取引先支援損	585	-	585
特定債務者支援引当金純繰入額	-	-	-
特定海外債権引当勘定純繰入額	90	20	70
その他の債権売却損等	277,693	12,452	265,241
その他	22,240	4,295	17,944
経常利益	622,244	246,520	868,765
特別損益	92,029	35,817	56,211
うち動産不動産処分損益	73,257	98,265	25,008
うち退職給付関連損益	19,189	11,838	31,028
うち東京都銀行税還付税金等	-	24,642	24,642
うち引当金純取崩額	-	25,864	25,864
税引前当期純利益	714,273	210,703	924,976
法人税、住民税及び事業税	938	482	456
法人税等調整額	86,656	140,143	226,799
当期純利益	628,556	70,077	698,633

- (注) 1.業務粗利益 = (資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役務取引等収支+特定取引収支+その他業務収支
 - 2.業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金純繰入額
 - 3.「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
 - 4.臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金純繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び経費のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 - 5.国債等債券損益 = 国債等債券売却益 国債等債券売却損 国債等債券償却 投資損失引当金純繰入額(債券対応分) ± 金融派生商品損益(債券関連)
 - 6.株式等損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却-投資損失引当金純繰入額(株式対応分)±金融派生商品損益 (株式関連)

7.前事業年度の計数のうち、子会社株式に対する投資損失引当金純繰入額は「その他の債権売却損等」に含めております。

(2)営業経費の内訳(単体)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
給料・手当	159,044	135,776	23,268
退職金	915	133	782
退職給付費用	38,867	50,657	11,790
福利厚生費	34,235	30,937	3,297
減価償却費	85,916	80,928	4,987
土地建物機械賃借料	79,342	77,936	1,406
営繕費	1,246	2,247	1,001
消耗品費	5,766	4,805	961
給水光熱費	8,009	7,629	380
旅費	1,285	1,472	187
通信費	15,065	14,420	645
広告宣伝費	5,330	4,071	1,259
租税公課	33,719	34,160	441
その他	166,569	172,075	5,505
計	635,314	617,252	18,061

⁽注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2.利鞘(国内業務部門)(単体)

	前事業年度(%) (A)	当事業年度(%) (B)	增減(%) (B)-(A)
(1)資金運用利回	1.25	1.20	0.05
(イ)貸出金利回	1.80	1.74	0.05
(口)有価証券利回	0.76	0.45	0.30
(2)資金調達原価(含む経費)	1.03	0.98	0.04
(イ)預金債券等原価(含む経費)	1.10	1.05	0.04
預金債券等利回	0.07	0.04	0.02
(口)外部負債利回	0.25	0.28	0.03
(3)総資金利鞘 -	0.22	0.21	0.00
(4)預貸金利鞘 -	0.69	0.68	0.00
(5)預貸金利回差 -	1.72	1.70	0.02

- (注) 1.「国内業務部門」とは、円建取引であります。
 - 2.「預金債券等」には、譲渡性預金を含んでおります。
 - 3.「外部負債」= コールマネー + 売現先勘定 + 売渡手形 + コマーシャル・ペーパー + 借用金

3. 自己資本利益率(単体)

	前事業年度(%) (A)	当事業年度(%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金純繰入前)	43.5	74.7	31.1
業務純益ベース	26.1	91.6	65.5
当期純利益ベース	69.3	17.1	86.5

当期純利益等 - 優先株式配当金総額

4. 預金・債券・貸出金の状況

(1)預金・債券・貸出金の残高(単体)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	49,007,196	50,541,987	1,534,791
預金(平残)	49,611,117	48,255,284	1,355,832
債券(末残)	3,918,740	2,810,806	1,107,934
債券(平残)	5,046,790	3,349,761	1,697,029
貸出金(末残)	37,885,417	37,001,430	883,986
貸出金(平残)	38,412,091	35,898,289	2,513,802

(2)個人・法人別預金残高(単体・国内)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	28,578,479	28,538,392	40,087
一般法人	16,961,548	18,838,177	1,876,629
金融機関・政府公金	3,231,412	3,105,671	125,741
合計	48,771,441	50,482,240	1,710,799

⁽注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を含まない、本支店間未達整理前の計数です。

(3)消費者ローン残高 (単体+再生専門子会社)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	12,309,801	11,834,076	475,725
うち住宅ローン残高	11,496,366	11,104,049	392,317
うち居住用住宅ローン残高	9,114,713	9,000,829	113,884
うちその他ローン残高	813,435	730,027	83,408

(4)中小企業等貸出金(単体+再生専門子会社)

		前事業年度(A)	当事業年度(B)	増減(B)-(A)
中小企業等貸出金比率	%	77.7	76.4	1.2
中小企業等貸出金残高	百万円	29,436,581	28,668,184	768,396

(注) 1.貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2.「中小企業等」とは、資本金3億円(但し、卸売業は1億円、小売業・飲食店・サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(但し、卸売業・サービス業は100人、小売業・飲食店は50人)以下の会社及び個人であります。

5. 内国為替の状況(単体)

E /		前事業年度		当事業年度	
	区分	口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)
送金為替	各地へ向けた分	233,314	565,353,063	243,791	629,525,129
医 亚河首	各地より受けた分	204,995	625,826,957	222,309	567,437,231
代金取立	各地へ向けた分	6,284	23,135,280	5,530	24,023,207
10並収立	各地より受けた分	1,770	4,549,234	1,427	3,827,052

6.外国為替の状況(単体)

区分		前事業年度	当事業年度	
		金額(百万米ドル)	金額(百万米ドル)	
仕向為替	売渡為替	80,542	74,583	
11四河首	買入為替	6,612	7,410	
被仕向為替	支払為替	73,179	62,005	
放正问句首	取立為替	5,163	5,182	
	合計	165,497	149,183	



(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成15年3月31日	平成16年3月31日
			金額(百万円)
	資本金	650,000	650,000
	うち非累積的永久優先株(注1)	-	-
	新株式払込金	-	-
	資本剰余金	762,345	762,345
	利益剰余金	40,789	104,741
	連結子会社の少数株主持分	276,210	282,249
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	246,707	246,707
 基本的項目	その他有価証券の評価差損()	674	28,544
Z-+4)-X-1	自己株式払込金	-	-
	自己株式()	-	-
	為替換算調整勘定	509	-
	営業権相当額()	-	-
	連結調整勘定相当額()	-	-
	計 (A)	1,647,601	1,770,792
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)	-	-
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	209,895	136,514
	一般貸倒引当金	642,052	420,903
 ** - 64 TB D	負債性資本調達手段等	1,147,394	1,180,641
補完的項目 	うち永久劣後債務(注3)	374,194	411,841
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	773,200	768,800
	計	1,999,341	1,738,059
	うち自己資本への算入額 (B)	1,570,718	1,523,233
控除項目	控除項目(注5) (C)	58,267	25,916
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	3,160,052	3,268,109
	資産(オン・バランス)項目	32,291,564	31,155,322
リスク・アセット等	オフ・バランス取引項目	1,857,029	1,816,942
	計 (E)	34,148,593	32,972,265
連結自己資本比率(国	内基準) = D / E × 100(%)	9.25	9.91

- (注) 1. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
 - 2.告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 3.告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 - 4.告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 5.告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成15年3月31日	平成16年 3 月31日
	現 日	金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金	650,000	650,000
	うち非累積的永久優先株(注1)	-	-
	新株式払込金	-	-
	資本準備金	762,345	762,345
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	-	-
	任意積立金	-	-
 基本的項目	次期繰越利益	-	185,365
	その他	250,539	246,765
	その他有価証券の評価差損()	927	32,787
	自己株式払込金	-	-
	自己株式()	-	-
	営業権相当額()	-	-
	計 (A)	1,661,957	1,811,689
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)	-	-
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	209,895	136,514
	一般貸倒引当金	475,356	311,016
	負債性資本調達手段等	1,147,422	1,180,641
補完的項目	うち永久劣後債務(注3)	374,222	411,841
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	773,200	768,800
	計	1,832,673	1,628,172
	うち自己資本への算入額 (B)	1,570,786	1,523,699
控除項目	控除項目(注5) (С)	23,688	23,830
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	3,209,055	3,311,558
	資産(オン・バランス)項目	32,270,902	31,239,820
リスク・アセット等	オフ・バランス取引項目	1,884,142	1,807,116
	計 (E)	34,155,045	33,046,937
単体自己資本比率(国	内基準) = D / E ×100(%)	9.39	10.02

- (注)1.当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
 - 2.告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 3.告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 - 4.告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 5.告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

次へ

()優先出資証券の概要

当行では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、「連結自己資本比率」及び「単体自己資本比率」の「基本的項目」に計上しております。

₹\$ \= I+	Minute Destarred Conited (Course)	Minute Dreferred Onited (O. N.)
発行体 	Mizuho Preferred Capital (Cayman) A	Mizuho Preferred Capital (Cayman) E
	Limited (以下、「MPCA」といい、以下	Limited (以下、「MPCE」といい、以下
	に記載される優先出資証券を「本MPCA優	に記載される優先出資証券を「本MPCE優
	先出資証券」という。)	先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	Series A	Series A、Series Bともに平成20年6月以
	平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還	降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、
	可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	監督当局の事前承認が必要)
	Series B	
	平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還	
	可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	
配当	Series A、Series Bともに変動配当(ステ	Series A、Series Bともに変動配当(ステ
	ップアップなし。下記「配当停止条件」に記	ップアップなし。下記「配当停止条件」に記
	載のとおり、停止された未払配当は翌期以降	載のとおり、停止された未払配当は翌期以降
	に累積されない。)	に累積されない。)
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日
 発行総額	Series A 636億円	Series A 676億2,000万円
	Series B 697億5,000万円	Series B 550億4,000万円
払込日	平成14年 2 月14日	Series A 平成14年8月9日
		Series B 平成14年8月30日
 配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の	↓ 以下の何れかの事由が発生した場合、配当の
	支払いは停止され、停止された配当は累積し	支払いは停止され、停止された配当は累積し
	ない。	ない。
	当行がMPCAに対して損失補填事由証	当行がMPCEに対して損失補填事由証
	明書(注1)を交付した場合	明書(注1)を交付した場合
	当行優先株式(注2)への配当が停止さ	当行優先株式(注2)への配当が停止さ
	れた場合	れた場合
	当行がMPCAに対して可処分配当可能	当行がMPCEに対して可処分配当可能
	利益(注3)が存在しない旨を記載した	利益(注3)が存在しない旨を記載した
	配当可能利益制限証明書(注4)を交付	配当可能利益制限証明書(注4)を交付
	した場合	した場合
	配当支払日が強制配当日(注5)でな	配当支払日が強制配当日(注5)でな
	く、かつ、当行がMPCAに対して当該	く、かつ、当行がMPCEに対して当該
	配当支払日に配当を一切行わないことを	配当支払日に配当を一切行わないことを
	指示する旨の配当通知を送付した場合	指示する旨の配当通知を送付した場合
	ある会計年度に対する当行普通株式の配当を	ある会計年度に対する当行普通株式の配当を
がいむコチロ	実施した場合、当該会計年度が終了する暦年	実施した場合、当該会計年度が終了する暦年
	の6月にパリティ優先出資証券(注6)の満	の6月にパリティ優先出資証券(注6)の満
	額の配当を実施しなければならない。ただ	額の配当を実施しなければならない。ただ
	し、損失補填事由証明書(注1)が交付さ	し、 損失補填事由証明書(注1)が交付さ
	れていないという条件、 優先株式配当制限	れていないという条件、 優先株式配当制限
	がそれに関して発生していないという条件	がそれに関して発生していないという条件
	(発生する場合、その範囲までの部分的な配	(発生する場合、その範囲までの部分的な配
	当がなされる)及び 配当可能利益制限証明	(発生する場合、その配因までの部分的な配 当がなされる)及び 配当可能利益制限証明
	-	
	書(注4)がそれに関して交付されていない	書(注4)がそれに関して交付されていない
	という条件(交付されている場合、その範囲	という条件(交付されている場合、その範囲
	までの部分的な配当がなされる)に服する。	までの部分的な配当がなされる)に服する。

配当可能利益制限	当行がMPCAに対して、配当可能利益制限	当行がMPCEに対して、配当可能利益制限
	証明書(注4)を交付した場合、配当は可処	証明書(注4)を交付した場合、配当は可処
	分配当可能利益(注3)に制限される。	分配当可能利益(注3)に制限される。
配当制限	当行優先株式(注2)への配当が減額された	当行優先株式(注2)への配当が減額された
	場合には本MPCA優先出資証券への配当も	場合には本MPCE優先出資証券への配当も
	同じ割合で減額される	同じ割合で減額される
残余財産請求権	当行優先株式(注2)と同格	当行優先株式(注2)と同格

(注)1.損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当行が各発行体に対して交付する証明書(ただし損失補填事由が以下の の場合には、その交付は当行の裁量による)であり、損失補填事由とは、当行につき、以下の事由が発生する場合をいう。当行によりもしくは当行に対して、清算手続が開始され、または当行に対する破産宣告がなされ、もしくは会社更生手続等が開始された場合、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、商法に基づく会社整理手続の開始宣告、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、または、破産法に基づく強制和議のための債権者集会開催通知が当行の債権者に対して送付された場合、監督当局が、当行が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当行を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合または第三者に譲渡する命令を発した場合、自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合、債務不履行またはその恐れのある場合、債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

2. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3. 可処分配当可能利益

ある会計年度の直前の会計年度に係る当行の配当可能利益から、ある会計年度において当行優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、ある会計年度に当行優先株式に支払われる中間配当は、可処分配当可能利益の計算上含まれない。)の合計額を控除したものをいう。ただし、当行以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が当行の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券がMPCA(MPCEの欄についてはMPCE)との関連で有するのと同格の劣後性を有する証券(以下、「パラレル証券」という。)が存在する場合には、可処分配当利益は以下のように調整される。調整後の可処分配当可能利益 = 可処分配当可能利益 × (パリティ優先出資証券の満額配当の総額)/(パリティ優先出資証券の満額配当の総額)

4.配当可能利益制限証明書

可処分配当可能利益が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、当行から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該会計年度における可処分配当可能利益を記載するものをいう。

5. 強制配当日

当行普通株式について配当がなされた会計年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

6.パリティ優先出資証券

MPCA(MPCEについてはMPCE)が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPCA優先出資証券(MPCEについては本MPCE優先出資証券。以下、本注記において同様。)と同じである優先出資証券及び本MPCA優先出資証券の総称。(たとえば、MPCAのケースでは、パリティ優先出資証券とはSeries A、Series B及び今後新たにMPCAから発行される場合に上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称。)



(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定、及び使用貸借又は賃貸借契約による貸付有価証券について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収 及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります。

3.要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権であります。

4.正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権であります。

資産の査定の額(単体+再生専門子会社)

債権の区分	平成16年 3 月31日	平成15年 3 月31日		
貝惟の区方	金額(億円)	金額(億円)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,130	2,636		
危険債権	6,819	8,987		
要管理債権	6,117	9,797		
正常債権	381,061	380,267		

- (注)1.同法律第6条第1項別紙様式に基づき、単位未満を四捨五入しております。
 - 2. 平成16年3月31日の計数には株式会社みずほ銀行の計数に再生専門子会社・株式会社みずほプロジェクトの計数を単純合算しております。

資産の査定の額(単体)

債権の区分	平成16年 3 月31日
関惟の位力	金額 (億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,776
危険債権	4,415
要管理債権	4,384
正常債権	380,366

(注) 同法律第6条第1項別紙様式に基づき、単位未満を四捨五入しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

今年度は金融再生プログラムの最終年度にあたるとともに、来年4月1日にはペイオフ完全解禁を迎えます。こうした中、財務の健全性を維持・向上することはもちろんのこと、今後の他金融グループとの競争におきましては収益力水準が焦点となってまいります。私どもは、今年度を「みずほの真価を発揮する一年」と位置付け、これまで当グループ各社が進めてきたそれぞれの顧客セグメント・事業特性に応じた戦略展開を更に具体化するとともに、相互の連携を強化することにより、グループとしてのみずほの強みを最大限に発揮し、収益力の飛躍的な増強を図ってまいります。

当行におきましては、個人マーケットにおける戦略分野である住宅ローン、資産運用を徹底的に強化すべく、住宅ローンセンターの拠点拡大、フィナンシャルコンサルタントや相談専用窓口の拡充、顧客データベース・システムの全店展開など、重点的な経営資源投下を行ってまいります。また、年会費無料でのクレジットカード機能付きキャッシュカードの発行や、グループ会社も含めたみずほとの取引に応じたポイント蓄積機能の導入と優遇サービスのレベルアップなどを組合わせた新たな会員制サービス等により、サービスの差別化を図ってまいります。一方、中堅・中小企業マーケットにおきましては、ソリューションの提供により資金需要の掘り起こしを更に進めるとともに、「ビジネス金融センター」の拠点網拡大により小規模法人向け対応力を強化してまいります。

こうした収益拡大策に加え、人件費・物件費両面でのコスト削減を強力に進め、「業務粗利益経費率40%台」の目標の早期達成を目指すとともに、コスト削減や財務の健全性向上といった課題につきましても、引き続き強力に取り組んでまいります。まず、コスト削減につきましては、これまでに取り組んでまいりました店舗統廃合や人員の効率化などに加え、既存店舗の個人専用型店舗への一部切り替え、システム統合完了後のIT関連コストの削減などにより、再生専門子会社を含めた当行、みずほコーポレート銀行合算の経費総額を昨年度の実績7,865億円から、平成18年度には7,000億円程度にまで削減し、聖域なきリストラを完遂してまいります。なお、当行におけるシステム統合につきましては本年7月から順次実施する予定としておりますが、これを安全・確実に完了させることを当グループの最重要課題のひとつとして取り組んでまいります。また、財務の健全性向上につきましても、既に着実な成果を挙げつつありますが、引き続き、不良債権半減目標の達成や繰延税金資産の更なる削減を目指してまいります。

当行は、みずほフィナンシャルグループの一員として、お客さまへのサービスの飛躍的向上を通じた競争力・収益力の強化、そして企業価値の更なる向上に向けて総力をあげて邁進してまいります。

4【事業等のリスク】

当行及び当グループの事業等において、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下の通りです。本項に含まれている将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

1.財務面に関するリスク

(1) 不良債権処理等に係るリスク

与信関係費用の増加による追加的損失の発生

当行及び当グループは、資産の健全性確保を経営の最重要課題の一つと位置付けており、不良債権処理に取り組んでおります。金融庁が平成14年10月に発表した「金融再生プログラム」においても、平成17年3月末までに主要行の不良債権比率を半分程度に低下させることが盛り込まれております。また、当行及び当グループは、多くの与信先についてメインバンクとなっているとともに、相当程度大口の与信先があります。さらに、不動産業及び建設業、金融・保険業、卸売・小売業に対する与信の総貸出に占める割合が、それ以外の業種に対する与信の総貸出に占める割合に比べて高いといった状況にあります。

当行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社では、厳格な資産の自己査定の実施や引当の強化等により、資産の劣化リスクに対応した財務上の手当を進めるとともに、リストラ・再生ニーズのある与信先を再生専門子会社に分離・集約し、早期に企業再生を終結させる「企業再生プロジェクト」に取り組んでおります。また、当行及び当グループは、個々の与信先の信用状態や再建計画の進捗状況を継続的にモニタリングするとともに、個別企業、企業グループや特定業種への与信集中状況等を定期的にモニタリングするポートフォリオ管理を実施しております。

しかしながら、今後の国内外の景気動向等によっては、想定を超える新たな不良債権の発生、メインバンク先や大口与 信先の信用状態の急激な悪化、特定の業界の与信先の信用状態の悪化等が生じる可能性があり、その結果、与信関係費用 が増加して追加的損失が発生し、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

不動産等の担保・保証の価値下落による追加的損失の発生

当行及び当グループは、与信を行うにあたり必要に応じて不動産等の担保や保証の差入れを受けており、与信先の業況 悪化等によって返済が滞り、他に返済方法がない場合には、担保処分や保証履行請求により債権の回収を図っておりま す。また、貸倒引当金の算定に際しては、与信先が債務不履行となる可能性や担保・保証による回収見込額等を見積るこ ととしておりますが、当行及び当グループは、不動産をはじめとする担保価値の算定にあたり価格変動リスクや担保処分 コストを織り込む等、適正な担保評価に努めるとともに、定期的に担保評価額と処分実績の乖離状況を検証しておりま す。保証人の信用状態についても、与信先の債務不履行時に回収を見込める状況にあるかどうかを検証し、与信管理や貸 倒引当金の算定等に反映させております。

しかしながら、担保や保証による回収見込額は、現在の景気動向や不動産市況等を前提として算定しているため、今後の状況によっては、不動産価格等の下落による担保価値の減少や保証人の信用状態の悪化等が発生する可能性があります。その結果、与信先の債務不履行時に想定以上の貸倒損失が発生したり、貸倒引当金の積増しを行うことが必要になる等、追加的損失が発生し、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 保有資産等の価格変動等に係るリスク

株価下落による追加的損失の発生

当行及び当グループは、市場性のある株式を大量に保有しております。これらの保有株式は、株価が下落した場合には評価損が発生する可能性があります。また、当行及び当グループは、法規制上及びリスク管理の観点から保有する株式の相当数の売却を計画しておりますが、株価が下落した場合には、売却損が発生する可能性があります。その結果、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

金利等の変動による追加的損失の発生

当行及び当グループは、投資及び資金調達の担保に使用する目的として国債をはじめとする市場性のある債券を大量に保有しているため、金利上昇に伴う価格の下落により評価損や売却損が発生する可能性があります。また、取引先のニーズに応じて長期の固定貸出を行っている一方で、資金調達は期間の短い預金が大宗を占めているため、金利上昇により資金調達コストが増加し想定された収益を上げられなくなる、あるいは調達金利が運用金利を上回ることにより資金損が生じる可能性があります。当行及び当グループは、厳格なリスク管理体制のもと、必要に応じて債券の売却や銘柄の入れ替え、デリバティブ取引等によるヘッジを行う等、適切な管理を行っておりますが、金融政策の変更や市場動向により大幅に金利が上昇した場合には、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

外国為替相場の変動による追加的損失の発生

当行及び当グループは、資産及び負債の一部を外貨建てで有しております。外貨建ての資産と負債が通貨毎に同額ではなく互いに相殺されない場合には、その資産と負債の差額について、為替相場の変動により円貨換算額が変動し、評価損

や実現損が発生する可能性があります。当行及び当グループでは、必要に応じ適切なヘッジを行っておりますが、予想を超える大幅な為替相場の変動が発生した場合には、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

退職給付債務等の変動による追加的損失の発生

当行及び当グループの退職給付費用及び債務は、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しておりますが、実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件に変更があった場合には、数理計算上の差異の償却を通して追加的損失が発生する可能性があります。また、当行及び当グループの退職給付制度を改定した場合にも、追加的負担が発生する可能性があります。その結果、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 自己資本比率に係るリスク

各種リスクの顕在化による自己資本比率の低下

当行及び当グループは、事業戦略と一体となったリスクアセット運用計画、資本の効率性ならびに上記の財務面のリスクの状況等を踏まえ、適正かつ十分な水準の自己資本比率を維持することに努めておりますが、本項に示した事業等に係る各種のリスクが顕在化することにより自己資本比率が低下する可能性があります。

なお、繰延税金資産については、現行の会計基準に従い、現時点において想定される金融経済環境等の様々な予測・仮定を前提に将来の課税所得見積りを合理的に行った上で計上しておりますが、実際の課税所得が想定と異なること等により、繰延税金資産が減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。

これらの結果、当行及び当グループの業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

規制の変更による自己資本比率の低下

金融庁が平成14年10月に公表した「金融再生プログラム」においては、自己資本強化のための税制改正を要望する一方で、自己資本比率規制における繰延税金資産の算入上限について検討するとされており、何らかの規制が導入される可能性があります。

また、日本の銀行の自己資本比率規制は、バーゼル銀行監督委員会が設定した枠組みに基づいておりますが、現在、バーゼル銀行監督委員会は自己資本比率規制の変更を検討しており、平成18年に発効する予定です。その見直しに伴って、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社みずほホールディングス及び当行等の自己資本比率が変動する可能性があります。

これらの規制の変更の結果として、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社みずほホールディングス及び当行等の自己資本比率が低下した場合には、当行及び当グループの業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4)格付に係るリスク

格付の引き下げ

株式会社みずほフィナンシャルグループや当行等、当グループの一部の会社は、格付機関から格付を取得しております。当行及び当グループでは、収益力増強策や財務の健全性向上策等、格付の引き上げにも資する諸施策に積極的に取り組んでおり、平成16年度初めには複数の格付機関から一部格上げの方向での見直しが発表されました。

しかしながら、格付の水準は、当行及び当グループから格付機関に提供する情報のほか、格付機関が独自に収集した情報に基づいて付与されているため常に格付機関による見直しがなされる可能性があり、また、日本国債の格付や日本の金融システム全体に対する評価等の影響も受けます。仮に格付が引き下げられた場合には、資金調達コストの上昇や必要な資金を市場から確保できず資金繰りが困難になる可能性があります。その結果、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす、ないしは株式会社みずほフィナンシャルグループの株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 資金調達に係るリスク

資金調達が困難となることによる追加的損失の発生

当行及び当グループは、資金調達に関して、市場からの調達上限額の設定や資金繰りの状況に応じた対応方針の策定等、厳格な管理を行っております。しかしながら、当行及び当グループの業績や財務状況の悪化、格付の低下や風説・風評の流布等が発生した場合、あるいは日本の景気悪化や金融システム不安等により資金調達市場そのものが縮小した場合には、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされる、あるいは必要な資金を市場から確保できず資金繰りが困難になる可能性があります。その結果、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

2.業務面に関するリスク

業務範囲の拡大に伴う新たなリスクの発生等による悪影響

当行及び当グループは、総合金融サービスグループとして、銀行業・証券業・信託業をはじめとする様々な業務を行っております。さらに、お客さまのニーズの高度化や多様化、ないしは規制緩和の進展等に応じて、新たな業務分野にも進出しております。当行及び当グループは、こうした新たな業務に伴って発生する種々のリスクについても適切に管理する体制を整備しております。しかしながら、想定を超えるリスクが顕在化すること等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

法令違反等の発生による悪影響

当行及び当グループは、国内において事業活動を行う上で、商法や独占禁止法等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、銀行法、証券取引法、信託業法等の金融関連法令諸規制の適用も受けております。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規則の適用も受けております。当行及び当グループは、これらの法令諸規制が遵守されるよう、役職員に対するコンプライアンスの徹底や法務リスク管理等を行っておりますが、これらの法令諸規制を遵守できなかった場合には、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、株式会社みずほフィナンシャルグループは、旧「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」及び「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づいて優先株式等を発行し、経営健全化計画を政府に提出しておりますが、当行及び当グループの業績の悪化等により経営健全化計画を達成できない事態が生じた場合には、監督上の措置等を通じて、当行及び当グループの経営が影響を受ける可能性があります。

事務リスクの顕在化による悪影響

当行及び当グループは、預金・為替・貸出などの銀行業務に加え、証券・信託・資産運用など幅広い業務を行っております。これら多様な業務の遂行に際して、役職員により不正確な事務、あるいは不正や過失等に起因する不適切な事務が行われることにより、損失が発生する可能性があります。当行及び当グループは、各業務の事務取扱を明確に定めた事務手続を制定するとともに、事務処理状況の定期的な点検を行っており、さらに本部による事務指導の強化や管理者の育成、システム化等を推進しておりますが、仮に重大な事務リスクが顕在化した場合には、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

個人情報等の漏洩等の発生による悪影響

当行及び当グループは、多数の法人・個人のお客さまの情報を保有しているほか、様々な経営情報等の内部情報を有しております。これらの情報の管理については、情報管理に関するポリシーや事務手続等を策定しており、役職員等に対する教育・研修等による情報管理の重要性の周知徹底、システム上のセキュリティ対策等を行っております。しかしながら、これらの対策にもかかわらず、重要な情報が外部に漏洩した場合には、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

システム障害の発生による悪影響

当行及び当グループは、勘定系・決済系等の巨大なコンピュータシステムを保有しており、国内外の拠点をはじめ、お客さまや各種決済機構等のシステムとグローバルなネットワークで接続されています。当行及び当グループは、日頃よりシステムの安定稼動の維持に努めるとともに、重要なシステムやネットワークについては、原則としてバックアップシステムや複数の迂回経路を確保し、定期的な保守点検も励行しております。

また、当行では、本年半ば以降約半年かけて、2系統に分かれている勘定系システムを段階的に1つのシステムに統合する予定でおりますが、統合作業に際しては、テストやリハーサル、行員への教育や研修等を繰り返し入念に行っております。

さらに、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定し、システムダウンや誤作動等の障害が発生しても安全かつ確実に業務を継続できる体制を整備しております。

しかしながら、万一、重大なシステム障害が発生した場合には、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に 悪影響を及ぼす可能性があります。

人事上のリスクの顕在化による悪影響

当行及び当グループは、多数の従業員を雇用しており、日頃より有能な人材の確保や育成等に努めております。しかしながら、万一、人材の大量流出等が生じた場合には、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

3.金融諸環境等に関するリスク

経済状況の悪化による悪影響

当行及び当グループは、日本に主たる基盤を置く総合金融サービスグループとして、国内の各地域において事業を行っております。また、米国や欧州、アジアなどの海外諸国においても事業を行っております。これらの国や地域における経済状況が悪化した場合には、お客さまの経営状況や財務状況の悪化等を通じて、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影

響を及ぼす可能性があります。

法令諸規制の改正等による悪影響

当行及び当グループは、国内において事業活動を行う上で、商法や独占禁止法等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、銀行法、証券取引法、信託業法等の金融関連法令諸規制の適用を受けております。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規則の適用も受けております。これらの法令諸規制は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

金融業界の競争激化による悪影響

銀行・証券・信託等の金融業に関して、参入規制の緩和や業務範囲の拡大などの規制緩和が行われてきております。こうした規制緩和は、事業機会の拡大等を通じて当行及び当グループの経営にも好影響を及ぼす面がある一方、他業界や外資系金融機関による新規参入や、既存の金融機関による業務拡大等により、競争が激化する可能性があります。その結果、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

災害等の発生による悪影響

当行及び当グループは、国内外において店舗、事務所や電算センター等の施設等を保有しており、これらの施設等が継続して安定的に使用できるように、機械、設備等の経年状況の把握に努めつつ適切なメンテナンスに注力しております。しかしながら、このような施設等は常に災害や犯罪等の発生による被害を被る可能性があり、その程度によっては、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

風説・風評の発生による悪影響

当行及び当グループの事業は預金者等のお客さまや市場関係者からの信用に大きく依存しております。そのため、当行及び当グループや金融業界等に対する風説・風評が、マスコミ報道・市場関係者への情報伝播・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合には、お客さまや市場関係者が当行及び当グループについて事実と異なる理解・認識をされる可能性があります。当行及び当グループは、こうした風説・風評の早期発見に努めるとともに、その影響度・拡散度等の観点から適時かつ適切に対応することで、影響の極小化を図るよう努めておりますが、悪質な風説・風評が拡散した場合には、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況、ないしは株式会社みずほフィナンシャルグループの株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

「みずほの『企業再生プロジェクト』」について

当行は、平成15年5月14日の取締役会において、再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から新たに設立する再生専門子会社に分離すること等により、「企業再生の早期実現」に加え、「信用創造の一段の強化」を同時に推進する「みずほの『企業再生プロジェクト』」に取組むことを決議いたしました。

上記に関し、当行は、平成15年5月29日に、平成15年7月23日を期日として、当行子会社である株式会社みずほプロジェクトとの間で、当行が吸収分割の方法により「ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」を分割し、株式会社みずほプロジェクトに承継させる分割契約を締結致しました。

「本件会社分割の目的]

本件会社分割は、本年5月14日に発表いたしました「みずほの『企業再生プロジェクト』」の一環として、当行の取引先のうち再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から分離し、当行の子会社である再生専門子会社に集約するためのものであります。

[本件会社分割の条件等]

イ.分割方式

会社分割に際して、分割会社から承継会社に分社型吸収分割で営業を承継させます。

なお、本件会社分割は、分割会社である当行にとって商法第374条ノ22第1項の簡易分割の要件を充足するものであり、商法第374条ノ17第1項の株主総会による分割契約書の承認を得ずに行うものです。

口.株式の割当

本件会社分割に際して、承継会社が新たに発行する普通株式については、そのすべてである8,588,000株を分割会社に割り当てます。

八. 承継会社及び分割会社の資本金の額

本件会社分割に際し、承継会社及び分割会社の資本金の額の増減はありません。

二.分割交付金

本件会社分割に際し、分割交付金の支払いは行いません。

ホ. 承継会社が承継する権利義務

承継会社が承継する権利義務は、当行の「ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」に関する資産、負債及びこれらに付随する権利義務並びに契約上の地位であります。

なお、本件会社分割において承継会社が分割会社から承継する義務については、免責的債務引受の方法によるものとします。

へ.債務履行の見込み

本件会社分割後の分割会社及び承継会社の負担すべき債務につきましては、履行期における履行の見込みがあるものと判断いたしました。

当行本店等の売却について

当行は、リストラの一環として、保有する本店等を信託設定し、当該信託受益権を譲渡する契約を締結いたしました。

譲渡物件

a. 名称 : 当行本店

所在地 : 東京都千代田区内幸町1-1-5

b.名称 : 当行大手町本部()

所在地 : 東京都千代田区大手町1-5-5

() 隣接する大手町フィナンシャルセンタービルの区分所有分を含みます。

譲渡の内容

a.譲渡金額 : 1,050億円

譲渡先 :有限会社ファースト・ユー

契約締結日:平成16年2月24日 譲渡日:平成16年3月12日

b.譲渡金額 : 1,120億円

譲渡先: 有限会社東京プライムステージ

契約締結日:平成16年2月27日 譲渡日:平成16年2月27日

なお、当行が売却後も引き続き当該物件を使用するため、定期借家契約を締結しております。

6【研究開発活動】

該当ありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

平成15年度における当行及び連結子会社の財政状態及び経営成績につきましては、以下のとおり分析しております。なお、本項における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

1.総論

みずほフィナンシャルグループ(以下、MHFG)は平成14年度に、グループ総合金融サービス力の向上と安定的な収益力の確保のためにグループ経営体制を再編、ビジネスモデルの進化を実現するとともに、将来の財務上のリスク要因を極力排除すべく最大限の手当を行いました。

これら昨年度の対応を踏まえ、MHFGは平成15年度を「結果を出す1年」と位置付け、総合金融サービス力の向上と収益 基盤の強化、及び財務の健全性の向上に積極的に取組み、当行及び連結子会社は、連結経常利益2,538億円(前連結会計年度比 8,804億円増加)、連結当期純利益583億円(同7,454億円増加)を計上いたしました。(図表1)

また、非金利収入の増強や経費の削減に努めた結果、当行及び傘下の再生専門子会社(みずほプロジェクト)合算ベースの業務純益(一般貸倒引当金純繰入前)は、4,026億円と前年度実績を82億円上回り、与信関係費用の大幅な減少や株式等損益の改善により、同ベースの経常利益及び当期純利益は2,465億円及び700億円と、前年度実績をそれぞれ8,687億円、6,986億円上回りました。(図表2)

なお、財務体質の改善に向けての具体的な取組みについては、以下のとおりであります。

(1) 不良債権処理の進展

当年度末の当行及び再生専門子会社の不良債権残高(金融再生法開示債権区分における要管理債権以下残高)は、不良債権の新規発生が低水準にとどまったことや、償却・債権売却といったオフバランス化を進めたほか、企業再生を積極的に推進したことなどにより、前年度末と比べ6,354億円減少し、1兆5,066億円となりました。また、不良債権比率も1.52ポイント低下し、3.80%となりました。(図表11)

当年度の与信関係費用につきましては、前年度に不良債権の前倒し処理及び将来の資産劣化リスクへの対応を最大限に実施した一方で、企業業績が回復基調に転じたことなどにより、当行及び再生専門子会社で1,604億円と前年度に比べ大幅に減少いたしました。(図表2)

不良債権につきましては、引き続き最終処理のスピードアップを図るとともに、厳格な与信管理運営により、不良債権の 新規発生を未然に防止し、残高の削減に注力してまいります。

(2) 保有株式リスクの軽減

MHFGは、株価変動リスクによる財務への影響を極小化するため、保有株式の売却を進めていくことを基本方針としています。当連結会計年度については、当行及び連結子会社で約1,500億円(取得原価ベース)の削減を行っております。一方で、当連結会計年度末における株式(時価のあるもの)の評価差額は、株価の回復もあり、1,235億円となっております。

(3) 繰延税金資産の減少

繰延税金資産については、会計のルールを厳正に適用し、将来5年間の課税所得見積額の範囲内における適正な金額を計上しております。

平成16年3月末における当行の繰延税金資産の純額は、課税所得計上による将来減算一時差異等残高の減少、及び厳格な回収スケジューリングの実施などにより、平成15年3月末に比べ2,063億円減少し、7,074億円になりました。この結果、繰延税金資産が単体Tierに占める割合は平成15年3月末に比べ15.9ポイント低下し39.0%となり、自己資本の質は大幅に向上いたしました。

(4) コスト構造改革への取組

MHFGは、収益力の強化とともに、コスト構造改革に注力いたしております。当連結会計年度は役職員処遇の見直しや 人員削減に加え店舗の統廃合など徹底したリストラ努力の結果、当行及び連結子会社で398億円の営業経費削減を実現いたしました。

2 . 経営成績の分析

(1) 損益の状況

当連結会計年度における損益状況は以下のとおりです。

(図表1)

	前連結会計年度 (自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
連結粗利益	11,144	10,547	596
資金利益	7,376	6,834	541
信託報酬	-	-	-
役務取引等利益	1,981	1,934	47
特定取引利益	409	739	330
その他業務利益	1,378	1,039	338
営業経費	6,861	6,463	398
人件費	3,065	2,704	360
物件費	3,432	3,406	26
税金	363	352	11
与信関係費用	9,031	2,032	6,998
うち貸出金償却	2,831	1,970	861
うち個別貸倒引当金繰入額	2,123	995	1,128
株式関係損益	732	86	819
持分法による投資損益	478	14	492
その他	306	385	692
経常利益(+ + + + +)	6,265	2,538	8,804
特別損益	949	517	432
うち引当金取崩額等	-	68	68
税金等調整前当期純利益(+)	7,215	2,021	9,236
法人税、住民税及び事業税	89	10	78
法人税等調整額	477	1,323	1,800
少数株主損益	43	104	60
当期純利益(+ + +)	6,870	583	7,454

^{* 、} には「うち引当金取崩額等」の金額を含め、同額を より減額しております。また、費用項目につきましては 表記として おります。

連結粗利益

連結粗利益は前連結会計年度に比べ596億円減少し、1兆547億円となりました。項目ごとの収支は以下のとおりです。 資金利益

資金利益は、主に資金需要の低迷による貸出金残高の減少により、前連結会計年度比541億円減少し、6,834億円となりました。

役務取引等利益

役務取引等利益は、当行単体でシンジケーション等の非金利収入の増加があったものの、組織再編成による連結対象会社の減少により、前連結会計年度比47億円減少し、1,934億円となりました。

特定取引利益

特定取引利益は、みずほインベスターズ証券の子会社化及び業況改善などにより、前連結会計年度比330億円増加し、739億円となりました。

その他業務利益

その他業務利益は、市況を反映して債券関係損益が減少したこと等により、前連結会計年度比338億円減少し、1,039 億円となりました。

営業経費

営業経費は、給与・賞与水準の見直し及び人員削減等による人件費の削減、店舗の統廃合等による物件費の削減など、コストを徹底的に見直し削減した結果、前連結会計年度に比べ398億円減少し6,463億円となりました。

与信関係費用

前連結会計年度において、不良債権の前倒し処理及び将来の資産劣化リスクへの対応を最大限に実施した一方で、企業業績が回復基調に転じたことなどにより、与信関係費用は、前連結会計年度に比べ6,998億円減少し、2,032億円となりました。

株式関係損益

株式関係損益は、前連結会計年度に比べ819億円増加し、86億円となりました。前連結会計年度は市況の低迷等により 732億円の損失を計上いたしましたが、当連結会計年度は、株式市況が好転するなかで基本方針に基づき保有株式の売却を 進めたことにより、売却益を計上するとともに、償却負担が軽減したものであります。

持分法による投資指益

持分法による投資損益は、前連結会計年度は478億円の損失を計上いたしましたが、当連結会計年度は持分法適用会社の 業況改善を受け、14億円の利益を計上いたしました。

その他

その他は、前連結会計年度に比べ692億円増加しております。これは退職給付信託設定益の増加などによるものであります。

経常利益

以上の結果、経常利益は2,538億円と、前連結会計年度に比べ8,804億円の増益となりました。項番 の連結粗利益は596 億円減少したものの、項番 の営業経費の削減や項番 の与信関係費用の負担減、項番 の株式関係損益の改善等によ り、前連結会計年度に比べ大幅な増益となったものであります。

特別損益

特別損益は、前連結会計年度に比べ432億円好転し、マイナス517億円となりました。

主な内訳は、特別利益で東京都外形標準課税訴訟和解に伴う還付税金及び還付加算金246億円、厚生年金の代行返上益287億円、特別損失で動産不動産処分損1,013億円などであります。

税金等調整前当期純利益

以上の結果、税金等調整前当期純利益は2,021億円と、前連結会計年度に比べ9,236億円の増益となりました。

法人税、住民税及び事業税

法人税、住民税及び事業税は、前連結会計年度に比べ78億円減少し、10億円となりました。

法人税等調整額

法人税等調整額は、前連結会計年度に比べ1,800億円増加し、1,323億円となりました。課税所得計上により将来減算一時差異等残高が減少したこと、厳格な回収スケジューリングを実施したことなどによるものです。

少数株主損益

当期純利益の算定上控除される少数株主損益は、子会社の業況改善等を受け、前連結会計年度に比べ控除額が60億円増加いたしました。

当期純利益

以上の結果、当期純利益は583億円と前連結会計年度に比べ7,454億円の増益となりました。

項番 の経常利益の増益要因、項番 の特別損益の計上など特殊要因による減益要因に、項番 の法人税等調整額の計上等の要因が加わり、結果として583億円となったものであります。

- 参考 - (図表 2) 損益状況(単体 + 再生専門子会社)

	前年度 (自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日)	当年度 (自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日)	比較
	金額 (億円)	金額(億円)	金額 (億円)
業務粗利益	10,054	9,787	266
資金利益	6,952	6,503	448
信託報酬	-	-	-
役務取引等利益	1,318	1,534	216
特定取引利益	412	564	152
その他業務利益	1,371	1,184	186
経費(除く臨時処理分)	6,109	5,760	348
業務純益(一般貸倒引当金純繰入前)	3,944	4,026	82
与信関係費用	9,062	1,604	7,457
株式等損益	882	85	968
経常利益	6,222	2,465	8,687
特別損益	920	358	562
当期純利益	6,285	700	6,986

(2) セグメント情報

当連結会計年度におけるセグメント情報は以下のとおりです。

なお、詳細につきましては、第5経理の状況、1.連結財務諸表等、(1)連結財務諸表の(セグメント情報)に記載しております。本邦以外の国又は地域に所在し営業を営む在外支店又は重要な連結子会社がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

(図表3)事業の種類別セグメント情報

	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)		
	金額 (億円)	構成比 (%)	
銀行業	2,232	88.0	
証券業	280	11.0	
その他事業	25	1.0	
計	2,539	100.0	
消去または全社	0	0.0	
経常利益	2,538	100.0	

各事業の主な内容は以下のとおりであります。

銀行業......銀行業証券業......証券業

その他事業.....ファクタリング業等

3.財政状態の分析

当連結会計年度末における財政状態のうち、主なものは以下のとおりです。 (図表4)

	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)	当連結会計年度末 (平成16年3月31日)	比較
	金額 (億円)	金額(億円)	金額(億円)
資産の部	695,868	699,614	3,746
うち有価証券	81,829	144,888	63,059
うち貸出金	378,051	374,822	3,228
負債の部	676,529	679,871	3,342
うち預金 *	518,938	542,857	23,918
うち債券	39,187	28,108	11,079
少数株主持分	2,853	2,979	125
資本の部	16,486	16,763	277

^{*}預金には、譲渡性預金を含んでおります。

(1) 資産の部

有価証券

(図表5)

	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)	当連結会計年度末 (平成16年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
有価証券	81,829	144,888	63,059
国債	65,123	118,781	53,658
地方債	363	556	192
社債	6,740	8,818	2,077
株式	8,258	13,256	4,997
その他の証券	1,343	3,476	2,133

有価証券は14兆4,888億円と、前連結会計年度末に比べ6兆3,059億円増加いたしました。短期国債を主体として国債(日本国債)が5兆3,658億円増加したことに加え、株式(日本株式)も4,997億円増加いたしました。

貸出金

(図表6)

	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)	当連結会計年度末 (平成16年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
貸出金	378,051	374,822	3,228

(単体+再生専門子会社)

		前年度末 (平成15年 3 月31日)	当年度末 (平成16年3月31日)	比較
		金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
貸出金		378,854	375,191	3,662
中小企業等貸出金	*	294,365	286,681	7,683
うち消費者ローン		123,098	118,340	4,757

^{*「}中小企業等」とは、「中小企業基本法等の一部を改正する法律」(平成11年法律第146号)」により、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業・飲食業・サービス業は5千万円)以下の会社または常用する従業員300人(ただし、卸売業は100人、小売業・飲食業は50人、サービス業は100人)以下の会社および個人であります。

貸出金は37兆4,822億円と、前連結会計年度末に比べ3,228億円減少しております。

また、当行及び再生専門子会社の貸出金残高は37兆5,191億円と前年度末に比べ3,662億円減少しております。

なお、当行及び再生専門子会社の中小企業等貸出金残高は、前年度末に比べ7,683億円減少して28兆6,681億円、うち消費者ローン 残高は同4,757億円減少して11兆8,340億円となっております。

貸出金のうち、連結ベースのリスク管理債権額は以下のとおりです。 (図表7)

	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)	当連結会計年度末 (平成16年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破綻先債権	869	673	196
延滞債権	11,341	8,672	2,668
3 ヵ月以上延滞債権	394	228	165
貸出条件緩和債権	9,412	5,987	3,424
合計	22,018	15,562	6,455

貸出金に対する割合(%)	5.82	4.15	1.67
--------------	------	------	------

当連結会計年度末の連結ベースのリスク管理債権残高は、オフバランス化の推進等により、前連結会計年度末と比べ6,455億円減少し、1兆5,562億円となりました。債権区分では、貸出条件緩和債権の減少幅が3,424億円と最も大きく、他の債権区分もそれぞれ減少しております。

また、貸出金に対するリスク管理債権の割合は1.67ポイント減少し、4.15%となっております。なお、不良債権(当行及び再生専門子会社)に関しては、後段4で詳細を分析しております。

(2)負債の部

預金

(図表8)

		前連結会計年度末 (平成15年3月31日)	当連結会計年度末 (平成16年3月31日)	比較
		金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
預金	* 1	518,938	542,857	23,918
流動性預金	* 2	284,093	306,940	22,847
定期性預金		184,796	178,223	6,572
譲渡性預金		29,194	38,779	9,584
その他		20,853	18,913	1,940

^{* 1} 預金には、譲渡性預金を含んでおります。

(単体)

	前事業年度末 (平成15年3月31日)	当事業年度末 (平成16年3月31日)	比較
	金額 (億円)	金額 (億円)	金額(億円)
預金	487,714	504,822	17,107
個人	285,784	285,383	400
一般法人	169,615	188,381	18,766
金融機関・政府公金	32,314	31,056	1,257

^{*}特別国際金融取引勘定分を含まない、本支店間未達勘定整理前の計数です。

^{*2} 流動性預金は、当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金の合計であります。

預金は54兆2,857億円と、前連結会計年度末に比べ2兆3,918億円増加しております。ペイオフー部解禁を受け、定期性預金が前連結会計年度末に比べ6,572億円減少する一方で、流動性預金が2兆2,847億円増加しております。また、譲渡性預金も9,584億円増加しております。

なお、当行単体の預金者別預金残高は、前事業年度末に比べ一般法人が1兆8,766億円増加する一方で、個人、金融機関・政府公金がそれぞれ400億円、1,257億円減少しております。

債券 (図表9)

	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)	当連結会計年度末 (平成16年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額 (億円)
債券	39,187	28,108	11,079
利付債券	17,171	16,247	924
割引債券	22,015	11,860	10,154

債券は2兆8,108億円と、前連結会計年度末に比べ1兆1,079億円減少しております。内訳では利付債券、割引債券がそれぞれ924億円、1兆154億円減少しております。

(3)資本の部 (図表10)

	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)	当連結会計年度末 (平成16年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
資本の部合計	16,486	16,763	277
資本金	6,500	6,500	-
資本剰余金	9,816	7,623	2,193
利益剰余金	2,601	1,144	3,745
土地再評価差額金	2,770	1,801	968
その他有価証券評価差額金	5	305	300
為替換算調整勘定	5	-	5

資本の部合計は、前連結会計年度末に比べ277億円増加し、1兆6,763億円となりました。

なお、当連結会計年度中に資本剰余金取崩による欠損てん補を実施いたしましたため、資本剰余金は2,193億円減少しております。 また、利益剰余金は資本剰余金からの当該振替額、当期純利益、及び土地再評価差額金の取崩により3,745億円増加しております。

4. 不良債権に関する分析(単体+再生専門子会社)

(1) 残高に関する分析(金融再生法開示債権)

(図表11)

	前年度末 (平成15年 3 月31日)	当年度末 (平成16年 3 月31日)	比較
	金額 (億円)	金額(億円)	金額 (億円)
破産更生債権及びこれらに準ず る債権	2,636	2,130	505
危険債権	8,987	6,819	2,168
要管理債権	9,796	6,116	3,680
小計(要管理債権以下) (A)	21,420	15,066	6,354
正常債権	380,266	381,061	794
合計 (B)	401,687	396,127	5,559
(A) /(B) (%)	5.33	3.80	1.52

当年度末の不良債権残高(要管理債権以下)は、オフバランス化の推進等により、前年度末に比べ6,354億円減少し、1兆5,066億円となりました。債権区分では、要管理債権の減少幅が3,680億円と最も大きく、他の債権区分もそれぞれ減少しております。

(2)保全に関する分析

前年度末及び当年度末における金融再生法開示債権(要管理債権以下)の保全及び引当の状況は、以下のとおりであります。

(図表12)

		前年度末 (平成15年3月31日)	当年度末 (平成16年 3 月31日)	比較
		金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる 債権	(A)	2,636	2,130	505
うち担保・保証	(B)	2,440	1,963	477
うち引当金	(C)	195	166	28
信用部分に対する引当率	(C) / ((A) - (B))	100.0%	100.0%	-
保全率	((B) + (C)) / (A)	100.0%	100.0%	-
危険債権	(A)	8,987	6,819	2,168
うち担保・保証	(B)	4,510	3,109	1,401
うち引当金	(C)	3,345	2,922	422
信用部分に対する引当率	(C) / ((A) - (B))	74.7%	78.7%	4.0%
保全率	((B) + (C)) / (A)	87.4%	88.4%	1.0%
要管理債権	(A)	9,796	6,116	3,680
うち担保・保証	(B)	4,125	2,131	1,994
うち引当金	(C)	1,954	1,217	737
信用部分に対する引当率	(C) / ((A) - (B))	34.4%	30.5%	3.9%
保全率	((B) + (C)) / (A)	62.0%	54.7%	7.3%

破産更生債権及びこれらに準ずる債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収見込額を控除した残額全額を個別貸倒引当金として計上、ないしは直接償却を実施しております。その結果、信用部分に対する引当率、保全率はともに100%となっております。

危険債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収見込額を控除した残額のうち、 債務者の支払能力を総合的に判断して算定した金額、 当該残額に今後3年間の倒産確率に基づき算定した予想損失率を乗じた金額、のいずれかを個別貸倒引当金等として計上しております。なお、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受け取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュ・フロー見積り法(DCF法)を適用しております。以上の結果、信用部分に対する引当率は4.0ポイント上昇し78.7%に、保全率も1.0ポイント上昇し88.4%となっております。

要管理債権については、債権額に、今後3年間の倒産確率に基づき算定した予想損失率を乗じた金額を一般貸倒引当金として計上しております。なお、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受け取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュ・フロー見積り法(DCF法)を適用しております。以上の結果、信用部分に対する引当率は3.9ポイント低下し30.5%に、保全率は7.3ポイント低下し54.7%となっております。

上記債権以外の債権に対する引当率は、以下のとおりであります。 (図表13)

	前年度末 (平成15年 3 月31日)	当年度末 (平成16年 3 月31日)	比較
要管理先債権以外の要注意先債 権(%)	5.64	5.52	0.11
正常先債権(%)	0.20	0.18	0.01

5.自己資本比率に関する分析(国内基準) (図表14)

	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)	当連結会計年度末 (平成16年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額 (億円)
基本的項目(Tier)	16,476	17,707	1,231
資本金	6,500	6,500	-
資本剰余金	7,623	7,623	-
利益剰余金	407	1,047	1,455
連結子会社の少数株主持分	2,762	2,822	60
その他有価証券の評価差損	6	285	278
為替換算調整勘定	5	-	5
補完的項目(Tier)	19,993	17,380	2,612
(うち自己資本への算入額)	(15,707)	(15,232)	(474)
土地の再評価額と再評価の直 前の帳簿価額の差額の45%相 当額	2,098	1,365	733
一般貸倒引当金	6,420	4,209	2,211
負債性資本調達手段等	11,473	11,806	332
控除項目	582	259	323
自己資本額(+ -)	31,600	32,681	1,080
リスク・アセット等	341,485	329,722	11,763
連結自己資本比率 (/)	9.25%	9.91%	0.66%

連結ベースの自己資本額は、当期純利益の計上、及び土地再評価差額金の取崩などによる利益剰余金の増加により基本的項目が 1,231億円増加したことを主因として、前連結会計年度末に比べ1,080億円増加いたしました。一方リスク・アセットは非効率資産の 圧縮等により、前連結会計年度末に比べ1兆1,763億円減少いたしました。以上の結果、連結自己資本比率は前連結会計年度末に比べ 0.66ポイント改善し、9.91%となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資につきましては、主要なものとして営業店の統廃合並びに共同化に伴う店舗等への投資、今秋発行が予定されている新札に備え自動機等への対応、システムの統合に向けたシステム投資等を行いました。また既存店舗及びその他の施設についても、諸施設の更新、保守に努めました。

この結果、当年度の総投資額は411億円となりました。

また、設備の売却・撤去等につきましては、本店並びに大手町本部を売却いたしましたが、売却後も賃借により引き続き当行が使用いたしております。

(銀行業)

	会社名	事業所名	所在地	設備の内容	売却時期	前期末帳簿価額 (百万円)
当行		本店	東京地区	本部・店舗	平成16年3月	146,122
=11		大手町本部	東京地区	本部・店舗	平成16年2月	132,330

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(銀行業)

企画管理部門 (本部・本店・事務センター)

				設備の内	土地		建物	動産	合計	従業		
	会社名	店舗名その他	所在地	容	面積 (m²)		帳簿価額((百万円)		員数 (人)		
	-	本部・本店	東京地区	本部・店 舗			7,178	17,659	24,838	4,244		
当行	-	東京事務センタ ー ほか4物件	東京地区ほか	事務セン ター	58,768	46,012	79,587	30,708	156,309	(注)		

業務部門(営業店)

				設備の内	土	地	建物	動産	合計	従業 員数
	会社名	店舗名その他	所在地	容	面積 (m²)		帳簿価額((百万円)		員数 (人)
		丸之内支店 ほか292店	東京地区	店舗	95,997 (7,950)	121,597	43,367	22,009	186,973	6,856
		横浜支店 ほか157店	関東地区 (除く東京地区)	店舗	90,355 (9,355)	73,894	22,524	10,337	106,756	2,751
当行		札幌支店 ほか6店	北海道地区	店舗	5,422 (1,187)	2,125	1,001	399	3,526	166
		仙台支店 ほか13店	東北地区	店舗	11,018	9,498	1,694	778	11,971	304
		新潟支店 ほか12店	北陸・甲信越地 区	店舗	10,200	7,769	1,656	666	10,091	285

				設備の内	土	地	建物	動産	合計	従業 員数
	会社名	店舗名その他	所在地	容	面積 (m²)		帳簿価額((百万円)		員数 (人)
-		名古屋支店 ほか19店	東海地区	店舗	13,397	13,748	3,336	1,327	18,411	576
		大阪支店 ほか57店	大阪地区	店舗	34,785 (915)	54,821	9,197	4,074	68,093	1,462
N/4=		神戸支店 ほか28店	近畿地区 (除く大阪地区)	店舗	27,518 (202)	31,300	11,577	1,903	44,781	638
当行		広島支店 ほか11店	中国地区	店舗	10,306	9,225	1,437	619	11,282	229
		高松支店 ほか5店	四国地区	店舗	4,473	4,366	120	229	4,717	125
		福岡支店 ほか17店	九州・沖縄地区	店舗	14,876	15,296	2,141	999	18,437	396

業務部門(個人グループ)

			所在地	設備の内	土地		地 建物 動産 合計			
	会社名	店舗名その他	所在地	容	面積 (m²)		員数 (人)			
国内連 結子会 社	みずほ信用保 証株式会社	本社ほか	東京地区ほか	事務所店舗ほか	733 (0)	1,079	520	140	1,740	350

(証券業)

				設備の内	土	地	建物	動産	合計	従業
	会社名	店舗名その他	所在地	容	面積 (m²)		員数 (人)			
国内連 結子会 社	みずほインベ スターズ証券 株式会社	本社ほか	東京地区ほか	事務所店舗ほか	9,325 (6,938)	4,817	2,211	1,883	8,911	1,538

(その他事業)

					±1.#.o.d.	土	地	建物	動産	合計	. 従業
		会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	面積 (㎡)		員数 (人)			
国内 結一 社	内連 子会	みずほファク ター株式会社	本社ほか	東京地区ほか	事務所店舗ほか	-	-	61	61	122	113

- (注) 1. 当行の主要な設備のうち業務部門の本部機構設備は企画管理部門(本部)に含めて計上しております。また、企画管理 部門の東京事務センターほか4物件の従業員数については、本部・本店の従業員数に含めて計上しております。
 - 2.土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物等も含め66,987百万円であります。
 - 3.動産は、事務機械82,193百万円、その他11,767百万円であります。
 - 4. 当行の国内代理店14か所、両替業務を主とした本店成田空港出張所、本店成田空港第二出張所、本店成田空港サテライト出張所、大阪支店関西国際空港出張所、大阪支店関西国際空港第二出張所、店舗外現金自動設備1,032か所(共同設置分8,192か所は除く)、の帳簿価額は上記に含めて記載しております。

5.上記には、連結子会社以外に貸与している土地、建物が含まれており、その内容は次のとおりであります。

```
東京地区
                 土地 53,548百万円 (16,142m²)、 建物 3,045百万円
関東地区(除く東京地区) 土地 10,846百万円 (12,192㎡)、
                                       建物 2,270百万円
北海道地区
                 土地 1,118百万円 (2,083㎡)、
                                       建物
                                            77百万円
東北地区
                 土地 3,133百万円 (1,074㎡)、
                                       建物 221百万円
北陸・甲信越地区
                 土地
                                ( - m²)、
                                       建物 104百万円
                        - 百万円
東海地区
                土地 5,318百万円 (2,902㎡)、
                                       建物
                                            581百万円
                 土地 23,080百万円 (6,155㎡)、
大阪地区
                                       建物 1,105百万円
近畿地区(除く大阪地区) 土地 3,178百万円 (2,418m<sup>2</sup>)、
                                       建物 3,323百万円
中国地区
                 土地 2,201百万円 (1,894m²)、
                                       建物
                                            101百万円
九州・沖縄地区
                 土地 4,331百万円 (4,552㎡)、
                                       建物
                                            338百万円
```

6. 上記の他、リース並びにレンタル契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

(1) リース契約

	会社名	事業(部門)の別	店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数 (人)	年間リース料
当行	-	銀行業 (企画管理部門ほか)	本店ほか	 東京都千代田区ほか 	パソコンほか		6,297
⊒ 1J	-	銀行業 (企画管理部門ほか)	本店ほか	 東京都千代田区ほか 	車両 (3,743台)		1,232

(2) レンタル契約

	会社名	事業(部門)の別	店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数 (人)	年間レンタル料
当行	-	銀行業 (企画管理部門ほか)	本店ほか	東京都千代田区ほか	電算機ほか		6,821

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	9,920,000,000
第一種優先株式	14,190,000
第二種優先株式	86,000,000
第四種優先株式	64,500,000
第五種優先株式	85,500,000
第六種優先株式	71,250,000
第七種優先株式	71,250,000
第八種優先株式	18,200,000
第九種優先株式	18,200,000
第十一種優先株式	1,000,000,000
第十二種優先株式	1,000,000,000
第十三種優先株式	1,000,000,000
計	13,349,090,000

(注) 当行定款第5条に次のとおり規定しております。

「当銀行が発行する株式の総数は、133億4,909万株とし、その内訳は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合または優先株式につき普通株式への転換が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。

普通株式	99億2,000万株
第一種の優先株式	1,419万株
第二種の優先株式	8,600万株
第四種の優先株式	6,450万株
第五種の優先株式	8,550万株
第六種の優先株式	7,125万株
第七種の優先株式	7,125万株
第八種の優先株式	1,820万株
第九種の優先株式	1,820万株
第十一種の優先株式	10億株
第十二種の優先株式	10億株
第十三種の優先株式	10億株」

【発行済株式】

L 元1 J 冯 1 木 工					
種類	事業年度末現在発行数(株) (平成16年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成16年 6 月28日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容	
普通株式	3,776,704,101	3,776,704,101		権利内容に何ら 限定のない当行 における標準と なる株式 (注)1	
第一回第一種 優先株式	14,190,000	14,190,000		(注) 2	
第二回第二種 優先株式	43,000,000	43,000,000		(注) 3	
第三回第二種 優先株式	43,000,000	43,000,000		(注) 4	
第四回第四種 優先株式	64,500,000	64,500,000		(注) 5	
第五回第五種 優先株式	85,500,000	85,500,000		(注) 6	
第六回第六種 優先株式	71,250,000	71,250,000		(注) 7	
第七回第七種 優先株式	71,250,000	71,250,000		(注) 8	
第八回第八種 優先株式	18,200,000	18,200,000		(注) 9	
第九回第九種 優先株式	18,200,000	18,200,000		(注)10	
第十回第十三 種優先株式	360,000,000	360,000,000		(注)11	
計	4,565,794,101	4,565,794,101			

- (注) 1.提出日現在の発行数には、平成16年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの第一回第一種優先株式、第八回第八種優先株式および第九回第九種優先株式の転換により発行された株式数は含まれておりません。
 - 2.第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年22円50銭の優先配当金を支払う。 ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき11円25銭の優 先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき3,000円を支払う。優先株主に対しては、上記3,000円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成10年7月1日から平成17年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定する ための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

提出日現在の転換比率

転換比率は4.000とする。

転換比率の修正

転換比率は、平成13年8月1日以降平成16年8月1日まで毎年8月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

修正後転換比率 = 3,000円 時価

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。

ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換 比率をもって修正後転換比率とし、また、修正後転換比率が4.000(ただし、下記 に準じて調整される。)(以下 「上限転換比率」という。)を上回る場合には、上限転換比率をもって修正後転換比率とする。

転換比率の調整

転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

また、転換比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜 調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数 = 優先株主が転換請求のために提出した優先株式数×転換比率

(4) 普通株式への一斉転換

平成17年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成17年8月1日をもって、3,000円を平成17年8月1日に 先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき4株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、4株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6)新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位 は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に 優先する。

なお、提出日現在の発行数には、平成16年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

3. 第二回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年8円20銭の優先配当金を支払う。 ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。 非累積条項 ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4円10銭の優 先中間配当金を支払う。

(2)残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成16年8月1日から平成18年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定する ための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換比率

当初転換比率は、下記算式により計算される。

当初転換比率 = 2,000円 時価×1.025

上記算式で使用する時価は、平成16年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高い値とする。

転換比率の修正

当初転換比率は、平成17年8月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

修正後転換比率 = 2,000円 時価×1.025

上記算式で使用する時価は、修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みず ほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高 い値とする。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、 修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。

転換比率の調整

転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

また、転換比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜 調整される。 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数 = 優先株主が転換請求のために提出した優先株式数×転換比率

(4) 普通株式への一斉転換

平成18年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成18年8月1日をもって、2,000円を平成18年8月1日に 先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位 は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に 優先する。

4. 第三回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年14円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき7円の優先中間配当金を支払う。

(2)残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成17年8月1日から平成20年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定する ための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換比率

当初転換比率は、下記算式により計算される。

当初転換比率 = $\frac{2,000円}{$ 時価×1.025

上記算式で使用する時価は、平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高い値とする。

転換比率の修正

当初転換比率は、平成18年8月1日以降平成19年8月1日まで毎年8月1日(以下「修正日」という。)に、下記 算式により計算される転換比率に修正される。

修正後転換比率 = 2,000円 時価×1.025

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高い値とする。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合に

は、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。

転換比率の調整

転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

_____新規発行普通株式数 × 1 株当たり払込金額

既発行普通株式数 + 一

1株当たり時価

また、転換比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜 調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数 = 優先株主が転換請求のために提出した優先株式数 × 転換比率

(4) 普通株式への一斉転換

平成20年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成20年8月1日をもって、2,000円を平成20年8月1日に 先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位 は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に 優先する。

- 5.第四回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1)優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年47円60銭の優先配当金を支払う。 ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき23円80銭の優 先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

(3)強制償還

平成16年8月1日以降いつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは抽選その他の方法により行う。償還価額は1株につき2,000円に優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5)新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡すること

ができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(6) 優先順位

第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

6.第五回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年42円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき21円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年4月1日以降はいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(6) 優先順位

第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位 は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に 優先する。

7. 第六回第六種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年11円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当全

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき5円50銭の優 先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年4月1日以降平成18年9月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。 一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 普通株式への転換

転換請求期間

平成18年10月1日から平成23年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定する ための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換価額

当初転換価額は、平成18年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、420円を下回る場合は、420円とする。上記「平成18年10月1日における時価」とは、平成18年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成19年10月1日以降平成22年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ「修正日」という。)における時価が当該修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の80%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。上記「時価」とは、当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。

転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。

既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数 × 1 株当たり払込金額 1 株当たり時価

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × -

既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数

また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜 調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

優先株主が転換請求のために提出した優先株式数×2,000円

転換により発行すべき普通株式数 =

転換価額

転換比率

転換比率は、2,000円を転換価額で除した数とする。

(5) 普通株式への一斉転換

平成23年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成23年2月1日をもって、2,000円を平成23年2月1日に 先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普 通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、2,000 円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額で、2,000円を除して得られる株式の数を上限とする。

(6) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(7)新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(8) 優先順位

第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

8. 第七回第七種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年8円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非罗精条顶

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年4月1日以降平成16年9月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。 一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した 額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で 日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とす

(4) 普通株式への転換

転換請求期間

平成16年10月1日から平成21年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定する ための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換価額は、平成16年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、540 円を下回る場合は、540円とする。上記「平成16年10月1日における時価」とは、平成16年10月1日に先立つ45取引日 目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日 の終値の千分の一の値の平均値とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成20年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ「修正日」という。)に おける時価が当該修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該修正日以降時価に修正されるものとす る。ただし、当該時価が当初転換価額の70%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合は、修 正後転換価額は下限転換価額とする。上記「時価」とは当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券 取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値 とする。

転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合 には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円を もって調整後転換価額とする。

> 新規発行普通株式数 × 1 株当たり払込金額 既発行普通株式数 + 1株当たり時価 既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数

調整後転換価額 = 調整前転換価額 x -

また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜

調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

優先株主が転換請求のために提出した優先株式数×2,000円 転換により発行すべき普通株式数 = 転換価額

転換比率

転換比率は、2,000円を転換価額で除した数とする。

(5) 普通株式への一斉転換

平成21年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年2月1日をもって、2,000円を平成21年2月1日に 先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普 通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、2,000 円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額で、2,000円を除して得られる株式の数を上限とする。

(6) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡すること ができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(8) 優先順位

第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位 は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に 優先する。

9. 第八回第八種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年17円50銭の優先配当金を支払う。 ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8円75銭の優 先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,250円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成15年9月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定する ための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換価額

当初転換価額は、331円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成16年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が331円を下回る場合は、修正後転換価額は331円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。

転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。

| 新規発行普通株式数 × 1 株当たり払込金額 | | 既発行普通株式数 + | 1 株当たり時価 | | 1 株当たり時価 | | 1 株当たり時価 | | 既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数

また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜 調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数 = 優先株主が転換請求のために提出した優先株式数 × 1,250円

転換価額

(4) 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって、1,250円を平成21年9月1日に 先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普 通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は1,250円 を331円で除して得られる株式の数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位 は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に 優先する。

なお、提出日現在の発行数には、平成16年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

10. 第九回第九種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年5円38銭の優先配当金を支払う。 ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2円69銭の優 先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,250円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成15年7月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定する ための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換価額

転換価額は331円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成15年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日(以下それぞれ「修正日」という。)にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が331円を下回る場合には、修正後転換価額は331円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。

転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合 には、下記算式により調整される。ただし、当該算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円を もって調整後転換価額とする。

> 新規発行普通株式数 × 1 株当たり払込金額 既発行普通株式数+

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × --

既発行普通株式数 + 新規発行普通株式数

1株当たり時価

また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜 調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

優先株主が転換請求のために提出した優先株式数×1,250円 転換により発行すべき普通株式数 =

転換価額

(4) 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって、1,250円を平成21年9月1日に 先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普 通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、1,250 円を331円で除して得られる株式の数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債に引受権または分離して譲渡することがで きる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位 は、同順位とし、第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に 優先する。

なお、提出日現在の発行数には、平成16年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの普通株式への転換による 減少数は含まれておりません。

11. 第十回第十三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年80円の優先配当金を支払う。ただ し、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

ある営業年度において、優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営 業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき40円の優先中 間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,000円を支払う。優先株主に 対しては、上記1,000円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成20年4月1日以降はいつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき1,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

株主総会において議決権を有しない。

(5)新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(6) 優先順位

第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第一種、第二種、第四種から第九種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に 劣後する順位とする。

(2)【新株予約権等の状況】 該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成14年4月1日 (注)1	700,409	4,205,794	388,784,790	470,000,000	186,760,167	933,941,422
平成15年3月12日 (注)2		4,205,794		470,000,000	132,272,982	801,668,440
平成15年3月29日 (注)3	360,000	4,565,794	180,000,000	650,000,000	180,000,000	981,668,440
平成15年 6 月24日 (注) 4		4,565,794		650,000,000	219,322,610	762,345,829

- (注)1.会社分割および合併により、平成14年4月1日付で次のとおり変更されております。
 - (1)発行済株式総数が 700,409千株増加しております。その内訳は、普通株式が654,319千株増加し、第一回第一種優先株式が18,810千株、第二回第二種優先株式が57,000千株、第三回第二種優先株式が57,000千株、第四回第四種優先株式が85,500千株減少し、第五回第五種優先株式が85,500千株、第六回第六種優先株式が71,250千株、第七回第七種優先株式が71,250千株、第八回第八種優先株式が18,200千株、第九回第九種優先株式が18,200千株増加しております。
 - (2)資本金が388,784,790千円減少しております。
 - (3)資本準備金が186,760,167千円増加しております。
 - 2. 会社分割により、資本準備金が132,272,982千円減少しております。
 - 3. 有償 第三者割当(第十回第十三種優先株式 360,000千株)発行価格 1,000円 資本組入額 500円
 - 4. 資本準備金の減少は欠損てん補によるものであります。

当行は、平成14年4月1日に株式会社第一勧業銀行を法的な存続会社として株式会社富士銀行、株式会社日本興業銀行と会社分割と合併を行い発足しました。以下に参考情報として旧3行の前事業年度の前3事業年度の発行済株式総数と資本金等の推移を記載しております。

株式会社第一勧業銀行の発行済株式総数、資本金等の推移は次のとおりであります。

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成11年4月1日~ 平成12年3月31日 (注)1	1,601	3,505,384	1,024,352	858,784,790	1,024,352	747,181,255
平成12年4月1日~ 平成13年3月31日 (注)2		3,505,384		858,784,790		747,181,255
平成13年4月1日~ 平成14年3月31日 (注)2		3,505,384		858,784,790		747,181,255

(注)1.転換社債の株式転換

2.この間における増減はありません。

株式会社富士銀行の発行済株式総数、資本金等の推移は次のとおりであります。

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成11年4月1日~ 平成11年12月3日 (注)1	2,274	3,896,303	1,710,943	1,039,544,008	1,710,943	929,907,844
平成14年2月1日 (注)2	171,983	4,068,286		1,039,544,008		929,907,844

(注)1.転換社債の株式転換

2 . 第一回第一種優先株式の普通株式への一斉転換による優先株式52,411千株の減少とそれに伴う普通株式224,394千株の発 行による増加

株式会社日本興業銀行の発行済株式総数、資本金等の推移は次のとおりであります。

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成11年4月1日~ 平成14年3月31日 (注)		2,919,579		673,605,279		570,132,176

(注) この間における増減はありません。

(4)【所有者別状況】

普通株式

平成16年3月31日現在

		株式の状況(1単元の株式数 1,000株)									
区分	政府及び地 方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等 のうち個人	個人その他	計	株式の状 況(株)		
株主数(人)				1				1			
所有株式数 (単元)				3,776,704				3,776,704	101		
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00			

第一回第一種優先株式

平成16年3月31日現在

								1 100.00	フクシロ境性	
	株式の状況(1単元の株式数 1,000株)									
区分	政府及び地 方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等 のうち個人	個人その他	計	株式の状 況(株)	
株主数 (人)				1				1		
所有株式数 (単元)				14,190				14,190		
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00		

第二回第二種優先株式

平成16年3月31日現在

								平成16年	3月31日現在	
	株式の状況(1単元の株式数 1,000株)									
	政府及び地 方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法 人	外国法人等	外国法人等 のうち個人	個人その他	計	株式の状 況(株)	
株主数 (人)				1				1		
所有株式数 (単元)				43,000				43,000		
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00		

第三回第二種優先株式

		株式の状況(1単元の株式数 1,000株)									
区分	政府及び地 方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法 人	外国法人等	外国法人等 のうち個人	個人その他	計	株式の状 況(株)		
株主数 (人)				1				1			
所有株式数 (単元)				43,000				43,000			
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00			

第四回第四種優先株式

平成16年3月31日現在

								1 7-70 1	57]01日元圧		
		株式の状況(1単元の株式数 1,000株)									
区分	政府及び地 方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等 のうち個人	個人その他	計	株式の状 況(株)		
株主数 (人)				1				1			
所有株式数 (単元)				64,500				64,500			
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00			

第五回第五種優先株式

平成16年3月31日現在

								1 72,10 1	3月31日現1	
	株式の状況(1単元の株式数 1,000株)									
区分	政府及び地 方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等 のうち個人	個人その他	計	株式の状 況(株)	
株主数 (人)				1				1		
所有株式数 (単元)				85,500				85,500		
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00		

第六回第六種優先株式

平成16年3月31日現在

								1 7-70 - 0 1	3万51日兆江		
		株式の状況(1単元の株式数 1,000株)									
区分	政府及び地 方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等 のうち個人	個人その他	計	株式の状 況(株)		
株主数 (人)				1				1			
所有株式数 (単元)				71,250				71,250			
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00			

第七回第七種優先株式

								1 100.0	57]01日兆圧		
		株式の状況(1単元の株式数 1,000株)									
区分	政府及び地 方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等 のうち個人	個人その他	計	株式の状 況(株)		
株主数(人)				1				1			
所有株式数 (単元)				71,250				71,250			
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00			

第八回第八種優先株式

平成16年3月31日現在

								1 7-70 - 0 1	57]01日兆圧		
		株式の状況(1単元の株式数 1,000株)									
区分	政府及び地 方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等 のうち個人	個人その他	計	株式の状 況(株)		
株主数 (人)				1				1			
所有株式数 (単元)				18,200				18,200			
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00			

第九回第九種優先株式

平成16年3月31日現在

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					フクシロ先江			
	株式の状況(1単元の株式数 1,000株)					単元未満			
区分	政府及び地 方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等 のうち個人	個人その他	計	株式の状 況(株)
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (単元)				18,200				18,200	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

第十回第十三種優先株式

株式の状況(1単元の株式数 1,000株)							単元未満		
区分	政府及び地 方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等 のうち個人	個人その他	計	株式の状 況(株)
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (単元)				360,000				360,000	
所有株式数の 割合(%)				100.00				100.00	

(5)【大株主の状況】 普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディン グス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	3,776,704	100.00
計		3,776,704	100.00

第一回第一種優先株式

平成16年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディン グス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	14,190	100.00
計		14,190	100.00

第二回第二種優先株式

平成16年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディン グス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	43,000	100.00
計		43,000	100.00

第三回第二種優先株式

平成16年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディン グス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	43,000	100.00
計		43,000	100.00

第四回第四種優先株式

平成16年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディン グス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	64,500	100.00
計		64,500	100.00

第五回第五種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディン グス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	85,500	100.00
計		85,500	100.00

第六回第六種優先株式

平成16年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディン グス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	71,250	100.00
計		71,250	100.00

第七回第七種優先株式

平成16年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディン グス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	71,250	100.00
計		71,250	100.00

第八回第八種優先株式

平成16年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディン グス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	18,200	100.00
計		18,200	100.00

第九回第九種優先株式

平成16年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディン グス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	18,200	100.00
計		18,200	100.00

第十回第十三種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャ ルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	360,000	100.00
計		360,000	100.00

(6)【議決権の状況】 【発行済株式】

平成16年3月31日現在

	Т		平成10年3月31日現任
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第十回第十三種優先株式 360,000,000		第十回第十三種優先株 式の株式の内容は、 「1.株式等の状況」 「(1)株式の総数等」 「発行済株式」 (注)11に記載のとお りであります。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	4,205,794,000	4,205,794	
普通株式	3,776,704,000	3,776,704	権利内容に何ら限定の ない当行における標準 となる株式でありま す。
第一回第一種優先株式	14,190,000	14,190	
第二回第二種優先株式	43,000,000	43,000] 各種類の株式の内容
第三回第二種優先株式	43,000,000	43,000	】は、 「1.株式等の状況」
第四回第四種優先株式	64,500,000	64,500	「(1)株式の総数等」
第五回第五種優先株式	85,500,000	85,500	(注)2~10に記載の
第六回第六種優先株式	71,250,000	71,250	とおりであります。
第七回第七種優先株式	71,250,000	71,250	(注)
第八回第八種優先株式	18,200,000	18,200	
第九回第九種優先株式	18,200,000	18,200	
単元未満株式	普通株式 101		権利内容に何ら限定の ない当行における標準 となる株式でありま す。
発行済株式総数	4,565,794,101		
総株主の議決権		4,205,794	

(注) 第一種、第二種、第四種から第九種までの各優先株式については、平成14年6月24日開催の定時株主総会以降、議決権が 発生しておりましたが、平成16年6月24日を効力発生日とする「株主総会決議事項の会社の提案の内容に対する同意書」 にて本優先株式の株主に対し配当金を支払うことについて全株主の同意を得たため、同日以降、無議決権株式となってお ります。

【自己株式等】

平成16年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
計					

(7) 【ストックオプション制度の内容】該当ありません。

2【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当ありません。

【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】 該当ありません。

3【配当政策】

配当に関しましては、財務体質強化の観点から内部留保の充実に意を用いつつ、業績等を勘案しまして決定させて頂きたいと 考えております。

当期末の第十回第十三種優先株式を除く優先株式につきましては、株式会社みずほフィナンシャルグループが優先配当を安定的に実施するための所要額を実施することとしております。しかしながら、当期末の普通株式並びに第十回第十三種優先株式につきましては、財務基盤強化の観点等を考慮いたしまして、誠に遺憾ながら、無配とさせて頂きました。

4【株価の推移】

当行株式は非上場であり、かつ店頭登録もしておりませんので、該当事項はありません。

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	所有株式数 (株)
取締役頭取 (代表取締役)		杉山 清次	昭和22年 4 月17日生	平成11年4月 平成11年6月 平成12年6月 平成12年6月 平成12年6月 平成12年7月 平成13年6月 平成14年4月 平成15年6月 平成15年年3月 平成15年年3月	日本制業経行人事を長に、	-
取締役副頭取 (代表取締役)		阿部 勗	昭和20年 6 月24日生	平成 9 年 6 月 平成10年 6 月 平成11年 6 月 平成12年 5 月 平成12年 6 月 平成13年12月 平成14年 2 月	日本興業銀行入行 同 取締役営業第二部長 同 取締役業務部長 同 常務執行役員 同 常務執行役員営業第八部長 同 常務執行役員コーポレート バンキングユニット長 同 常務執行役員コーポレート バンキングユニット長兼国際業 務部長 同 常務執行役員コーポレート バンキングユニット長 当行専務取締役 同 取締役副頭取(現職)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役副頭取 (代表取締役)		西浦 三郎	昭和23年 6 月10日生	昭和46年4月 富士銀行入行 平成10年6月 同 取締役法人開発部長 平成11年5月 同 取締役営業第一部長 平成12年8月 同 執行役員営業第一部長 平成12年8月 同 常務執行役員法人グル 長兼法人開発部長 平成12年9月 同 常務執行役員法人グル 長 平成13年6月 同 常務執行役員(統合関 務担当) 平成14年4月 当行常務執行役員 平成16年4月 同 取締役副頭取(現職)	ープ ープ -
専務取締役		常見 泰夫	昭和22年3月25日生	昭和44年7月 日本勧業銀行入行 平成9年6月 第一勧業銀行取締役資金管長 平成11年4月 同 常務取締役 平成12年6月 同 常務執行役員 平成12年9月 みずほホールディングス常行役員市場・ALMビジネニット長 平成14年2月 同 常務執行役員市場・Aビジネスユニット長兼市場部長 平成14年4月 同 専務執行役員リスク管ループ長 平成14年6月 当行専務執行役員 平成15年3月 同 専務取締役(現職)	務執 スユ - L M 企画
常務取締役		町田	昭和24年 6 月14日生	昭和47年4月 富士銀行入行 平成11年5月 同 財務企画部長 平成12年6月 同 執行役員財務企画部長 平成12年7月 同 執行役員本店を選び ス執 員財務・主計グループ長 平成13年4月 同 常務執行役員財務・主 ループ長 平成15年2月 同 常務執行役員財務・主 ループ長兼市場・ALM統長 平成15年3月	行役 計 が 計括 ール長 グ部グ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

常務取締役	浅田 俊一	昭和24年3月22日生	平成11年 4 月 平成12年 6 月 平成12年 8 月 平成12年 9 月	第一勧業銀行入行 同 市場企画室長 同 執行役員市場企画室長 同 執行役員 同 執行役員 イングス出向) みずほコーポレート銀行常務執	-
			平成16年4月	行役員営業担当役員 当行常務取締役(現職)	
常務取締役	成川 哲夫	昭和24年4月15日生	平成10年4月 平成13年9月 平成14年4月 平成15年3月	日本興業銀行入行 同 無所属参事ドイツ興銀本店 CHAIRMAN OF THE BOARD OF MANAGING DIRECTORS 同 営業第十部長 当行執行役員審査第三部長 同 常務執行役員 同 常務取締役(現職)	-
常勤監査役	登林 清隆	昭和24年 6 月29日生	平成10年 5 月 平成12年 5 月 平成14年 4 月 平成14年 7 月 平成15年 5 月	第一勧業銀行入行 同 芝支店長 同 横浜支店長 当行審査第四部長 同 審査第一部長 同 人事部付審議役 同 常勤監査役(現職)	-
常勤監査役	中 伸好	昭和26年3月13日生	平成12年8月 平成14年4月	富士銀行入行 同 世田谷支店長 同 本店公務部長 当行公務第一部長 同 常勤監査役(現職)	-
監査役	長谷川(俊明	昭和23年9月13日生	昭和57年1月 平成2年1月 平成8年1月 平成12年6月 平成12年9月	弁護士登録(第一東京弁護士会) 大橋・松枝・長谷川法律事務所 パートナー 長谷川俊明法律事務所開設 富士銀行顧問弁護士 同 監査役 みずほホールディングス監査役 (現職) 当行監査役(現職) みずほフィナンシャルグループ 監査役(現職)	-
監査役	上田 秀美	昭和23年11月18日生計	平成8年3月 平成12年3月 平成14年4月 平成15年6月	日本興業銀行入行 同 法務部副部長 同 法務部長 みずほコーポレート銀行常勤監 査役 当行監査役(現職) みずほフィナンシャルグループ 常勤監査役(現職)	-

⁽注) 監査役長谷川俊明は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当グループは、経営体制のスリム化とスピード経営の実践に努めるとともに、社外取締役の招聘、アドバイザリーボードの設置等によりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。今後も引き続き、透明で効率性の高い企業経営を目指すとともに、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置づけ、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行してまいります。

なお、当行は株式会社みずほフィナンシャルグループ・株式会社みずほホールディングスとの間で、「グループ経営管理契約」を締結し、両社の経営管理を受けております。

(2)会社の機関内容

当グループは、経営環境の変化に柔軟かつ機動的に適応できる経営形態として選択した持株会社体制の下で、顧客セグメント別・機能別の法的分社経営を行い、グループ各社の専門性向上とお客さまニーズへの適応力強化を一段と進めることで、企業価値の極大化に取り組んでおります。

当行の取締役会は、7名により構成し、当行の経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役および執行役員の職務の執行を監督しております。なお、経営の監督機能と業務執行を分離し、権限と責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。

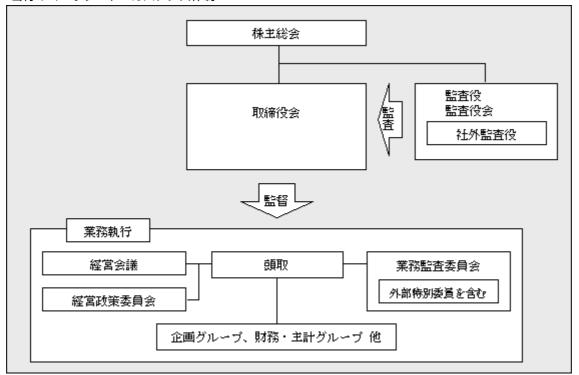
また、当行は監査役制度を採用しており、監査役4名のうち1名は社外監査役であります。監査役は、取締役会への出席や 意見具申等を通じて取締役の職務執行の適法性を監査しております。

業務執行においては、頭取が、取締役会の決定した基本方針に基づき、業務執行上の最高責任者として当行の業務を統括しております。なお、頭取の諮問機関として経営会議を設置し業務執行に関する重要な事項を審議するとともに、経営政策委員会を設置し各役員の担当業務を横断する全社的な諸問題について総合的に審議・調整を行っております。

さらに、当行は、コンプライアンス・監査の観点から業務運営の適正性等をチェックする頭取傘下の内部監査機関として、 業務監査委員会を設置しております。業務監査委員会は、取締役会の決定した基本方針に基づき、コンプライアンス・監査に 関する重要な事項の審議・決定を行い、業務監査委員会の決定事項については、すべて取締役会に報告しております。

なお、業務監査委員会には、専門性の補強、客観性の確保の観点から、外部の専門家(現状、弁護士1名、会計士1名)が 特別委員として参加しております。

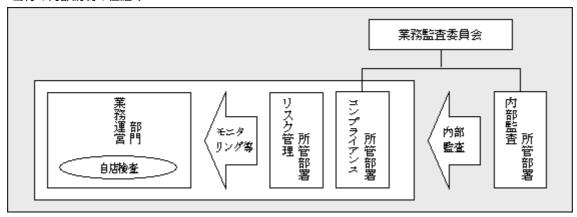
< 当行のコーポレート・ガバナンス体制 >



(3)内部統制の仕組み

当行では、業務運営部門における自店検査に加え、コンプライアンス所管部署・リスク管理所管部署によるモニタリング等にて牽制機能を確保するとともに、業務運営から独立した業務監査委員会のもとで内部監査所管部署が内部監査を実施することを通じて、内部管理の適切性・有効性を確保しております。

< 当行の内部統制の仕組み >



(4)役員報酬の内容

当行の取締役に対する報酬額および監査役に対する報酬額は、以下のとおりであります。

取締役に対する報酬額 144百万円 監査役に対する報酬額 37百万円

(5)監査報酬の内容

当行が、新日本監査法人と締結した監査契約に基づく監査証明に係る報酬額および左記以外に係る報酬額は、以下のとおりであります。

監査契約に基づく監査証明に係る報酬額 84百万円 上記以外に係る報酬額 8百万円

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務 諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」 (昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

前連結会計年度(自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)は、改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき、当連結会計年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)は、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第2項のただし書きにより、改正前の連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2.当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

前事業年度(自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)は、改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき、当事業年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)は、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づいて作成しております。 なお、当事業年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第2項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しております。

3.前連結会計年度(自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)及び当連結会計年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)の連結財務諸表並びに前事業年度(自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)及び当事業年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

		前連結会計 (平成15年 3 月	年度 31日)	当連結会計 (平成16年3月	
区分	注記番号	金額 (百万円)	構成比(%)	金額 (百万円)	構成比(%)
(資産の部) 現金預け金	8	5,799,579	8.33	4,732,307	6.76
コールローン及び買入手形		7,000,000	10.06	4,269,900	6.10
買現先勘定		8,499	0.01	9,799	0.01
債券貸借取引支払保証金		3,528,476	5.07	3,273,337	4.68
買入金銭債権		1,044,436	1.50	606,245	0.87
特定取引資産	2,8	1,450,409	2.08	865,423	1.24
金銭の信託	_,-	12,015	0.02	17,000	0.02
有価証券	1,2,8	8,182,910	11.76	14,488,882	20.71
13 144 142 23	3,4,	0,.02,0.0		, ,	
貸出金	5,6,7, 8,9	37,805,111	54.33	37,482,297	53.58
外国為替	7	156,348	0.23	146,193	0.21
その他資産	8,10	1,479,553	2.13	1,547,132	2.21
動産不動産	8,	1,222,640			1 27
割座个割座 債券繰延資産	11,12	1,222,640	1.76 0.00	887,728 428	1.27 0.00
,		912,227	1.31	713,358	1.02
		1,991,251	2.86	1,753,122	2.51
以		1,991,251	1.45	831,581	1.19
貝倒り日本 投資損失引当金		1,007,592	0.00	80	0.00
投資損失引き並 資産の部合計		69,586,868	100.00	69,961,495	100.00
貝性の部点部		09,000,000	100.00	09,901,495	100.00
(負債の部)		40, 074, 245	70.00	FO 407 7F0	70.05
預金	8	48,974,345	70.38	50,407,758	72.05
譲渡性預金		2,919,470	4.19	3,877,950	5.54
債券 コールフネールが表演手形		3,918,740	5.63	2,810,806	4.02
コールマネー及び売渡手形	8	3,754,700	5.40	2,140,200	3.06
売現先勘定	8	102,905	0.15	35,418	0.05
債券貸借取引受入担保金	8	1,048,641	1.51	3,036,896	4.34
コマーシャル・ペーパー		4 400 000	- 4 70	1,000	0.00
特定取引負債		1,182,303	1.70	708,545	1.01
借用金	8,13	612,011	0.88	674,512	0.97
外国為替		10,712	0.01	14,989	0.02
社債	14	672,794	0.97	657,719	0.94
その他負債		2,234,726	3.21	1,725,310	2.47
賞与引当金		9,537	0.01	8,918	0.01
退職給付引当金		6,007	0.01	7,870	0.01
債権売却損失引当金 ************************************		24,936	0.04	- 	-
特別法上の引当金		444	0.00	568	0.00
繰延税金負債		-	-	2,429	0.00
再評価に係る繰延税金負債	11	189,371	0.27	123,166	0.18
支払承諾		1,991,251	2.86	1,753,122	2.51
負債の部合計		67,652,903	97.22	67,987,183	97.18
(少数株主持分)		205 200	0.44	207 044	0.40
少数株主持分		285,360	0.41	297,914	0.42
(資本の部) 資本金		650,000	0.93	650,000	0.93
資本剰余金		981,668	1.41	762,345	1.09
利益剰余金		260,111	0.37	114,446	0.16
土地再評価差額金	11	277,061	0.40	180,199	0.26
その他有価証券評価差額金		522	0.00	30,595	0.04
為替換算調整勘定		509	0.00	, -	-
資本の部合計		1,648,604	2.37	1,676,397	2.40
負債、少数株主持分及び資本		69,586,868	100.00	69,961,495	100.00
の部合計		09,500,000	100.00	03,301,430	100.00
			<u> </u>		<u> </u>

【連結損益計算書】

【理給損益計算者】					
		前連結会計 (自 平成14年4 至 平成15年3	.月1日	当連結会計 (自 平成15年 4 至 平成16年 3	.月1日
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)
経常収益		1,418,548	100.00	1,352,578	100.00
資金運用収益		828,830		754,987	
貸出金利息		718,915		656,659	
有価証券利息配当金		69,602		67,740	
コールローン利息及び買入手形利息		5,631		3,939	
買現先利息		0		1	
債券貸借取引受入利息		290		477	
預け金利息		22,045		13,748	
その他の受入利息		12,344		12,420	
		l '		·	
役務取引等収益 特定取引収益		257,310		247,010	
特定取引収益		40,968		75,449	
その他業務収益		221,310		179,447	
その他経常収益	1	70,127		95,685	
経常費用		2,045,064	144.17	1,098,684	81.23
資金調達費用		91,230		71,539	
預金利息		37,129		22,578	
譲渡性預金利息		1,882		1,287	
債券利息		11,532		8,759	
債券発行差金償却		3,146		-	
コールマネー利息及び 売渡手形利息		581		216	
売現先利息		36		6	
債券貸借取引支払利息		75		5,962	
コマーシャル・ペーパー		00			
利息 借用金利息		89 12,666		12 12,819	
		l '		· ·	
社債利息		14,660		13,336	
その他の支払利息		9,428		6,560	
役務取引等費用 **中間3.##.		59,144		53,583	
特定取引費用		60		1,491	
その他業務費用		83,509		75,499	
営業経費		686,157		646,311	
その他経常費用		1,124,961		250,258	
貸倒引当金繰入額		465,144		-	
その他の経常費用	2	659,816		250,258	
経常利益(は経常損失)		626,515	44.17	253,894	18.77
特別利益		1,261	0.09	67,931	5.02
動産不動産処分益		259		2,716	
償却債権取立益		997		184	
金融先物取引責任準備金 取崩額		4		0	
その他の特別利益	3	-		65,030	
特別損失		96,260	6.78	119,645	8.84
動産不動産処分損		76,115		101,377	
証券取引責任準備金繰入額		-		123	
その他の特別損失	4	20,145		18,144	
税金等調整前当期純利益 (は税金等調整前当期純損失)		721,515	50.86	202,180	14.95
法人税、住民税及び事業税		8,907	0.63	1,085	0.08
法人税等調整額		47,743	3.37	132,318	9.78
少数株主利益		4,379	0.31	10,402	0.77
当期純利益				<u> </u>	
(は当期純損失)		687,058	48.43	58,374	4.32
					<u> </u>

【連結剰余金計算書】

		前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高	1	933,941	981,668
資本剰余金増加高		180,000	-
増資による新株の発行		180,000	-
資本剰余金減少高		132,272	219,322
欠損てん補に伴う利益剰 余金への振替		-	219,322
会社分割による資本剰余 金減少高	2	132,272	-
資本剰余金期末残高		981,668	762,345
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高	3	329,941	260,111
利益剰余金増加高		176,457	374,558
当期純利益		-	58,374
欠損てん補に伴う資本剰 余金からの振替		-	219,322
連結子会社の減少に伴う 利益剰余金増加高		15,977	-
持分法適用会社の減少に 伴う利益剰余金増加高		137,068	-
土地再評価差額金取崩に よる利益剰余金増加高		23,411	96,861
利益剰余金減少高		766,510	-
当期純損失		687,058	-
役員賞与		0	-
連結子会社の減少に伴う 利益剰余金減少高		904	-
持分法適用会社の減少に 伴う利益剰余金減少高		4,472	-
会社分割による利益剰余 金減少高	2	74,075	-
利益剰余金期末残高		260,111	114,446

【連結キャッシュ・フロー計算書】

【理論イヤッシュ・ノロー計算音】	1	T	T
		前連結会計年度	当連結会計年度
		(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		主 十成15年3月31日)	主 十成10年3月31日)
区分	注記	◆類 / 五下Ⅲ \	
△ 刀	番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益(は税金等調整前当期純損失)		721,515	202,180
減価償却費		95,144	84,106
連結調整勘定償却額		29,712	34
持分法による投資損益()		47,801	1,459
` ,		-	
貸倒引当金の増加額		219,525	176,173
投資損失引当金の増加額		141	78
債権売却損失引当金の増加額		23,330	24,936
賞与引当金の増加額		1,688	730
退職給付引当金の増加額		1,789	1,755
資金運用収益		828,830	754,987
資金調達費用		91,230	71,539
有価証券関係損益()		19,498	61,677
金銭の信託の運用損益()		234	3
為替差損益()		1,096	823
		-	
動産不動産処分損益()	1	75,855	98,660
退職給付信託設定関係損益()	1	25,055	56,783
特定取引資産の純増()減	1	360,928	584,986
特定取引負債の純増減()		59,635	473,758
貸出金の純増()減	1	3,021,760	324,129
預金の純増減()		3,479,535	1,434,232
譲渡性預金の純増減()		1,500,530	958,480
債券の純増減()		2,182,973	1,107,934
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()		41,685	8,278
預け金(中央銀行預け金を除く)の純増()減		13,561,190	4,991
コールローン等の純増()減		7,591,693	3,166,991
` ,			
債券貸借取引支払保証金の純増()減		2,604,656	255,139
コールマネー等の純増減()		350,705	1,681,987
コマーシャル・ペーパーの純増減()		93,000	1,000
債券貸借取引受入担保金の純増減()		16,893	1,988,255
外国為替(資産)の純増()減		10,738	10,155
外国為替(負債)の純増減()		2,660	4,277
資金運用による収入		861,918	749,012
資金調達による支出		100,438	82,797
役員賞与支払額		4	, <u>-</u>
その他		394,992	93,325
小計		1,504,068	5,607,505
 法人税等の支払額		2,938	1,766
		1,507,007	
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,507,007	5,605,738
投資活動によるキャッシュ・フロー	1	24 244 425	27.040.00
有価証券の取得による支出		21,944,131	27,040,934
有価証券の売却による収入		19,151,762	9,109,800
有価証券の償還による収入	1	4,718,227	11,031,305
金銭の信託の増加による支出	1	-	13,000
金銭の信託の減少による収入	1	1,309	8,015
動産不動産の取得による支出		65,840	64,036
動産不動産の売却による収入		4,838	251,415
連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得による支出		24,028	812
投資活動によるキャッシュ・フロー	†	1,842,139	6,718,245
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	.,012,100	5,710,210
劣後特約付借入による収入		233,000	159,222
労後特約付借入金の返済による支出		•	
		490,000	105,000
劣後特約付社債の発行による収入	1	75,000	31,500
劣後特約付社債の償還による支出	1	80,425	45,000
株式の発行による収入		360,000	-
少数株主からの払込みによる収入		122,660	-
少数株主への配当金支払額		399	29
財務活動によるキャッシュ・フロー		219,834	40,693
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	464	452
現金及び現金同等物の増加額		554,502	1,072,265
現金及び現金同等物の期首残高	1	3,885,424	4,439,847
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額()	-	78	
理論はアルストラスの現金内等物の減少額(一) 現金及び現金同等物の期末残高	2	4,439,847	3,367,581
坑並以び坑並凹守物以朔不伐同	4	4,439,847	3,307,581
		1	i



前連結会計年度 当連結会計年度 平成15年4月1日 (自 平成14年4月1日 (自 平成15年3月31日) 至 平成16年3月31日) 至 1.連結の範囲に関する 連結子会社 22計 連結子会社 25社 主要な連結子会社名は、「第1 企業 事項 主要な連結子会社名は、「第1 企業 の概況4.関係会社の状況」に記載して の概況4.関係会社の状況」に記載して いるため省略しました。 いるため省略しました。 なお、Mizuho Preferred Capital なお、株式会社みずほプロジェクト、 (Cayman)E Limitedは、設立により当連 みずほビジネス金融センター株式会社他 4社は、設立等により当連結会計年度か 結会計年度から連結しております。 また、当行の期首分割合併等により、 ら連結しております。また、みずほロー ユーシーカード株式会社、みずほ信用保 ン保証株式会社他2社はみずほ信用保証 証株式会社他16社を連結し、Mizuho 株式会社との合併により連結の範囲から Corporate Bank Nederland N.V., 除外しております。 Chekiang First Bank Ltd. 他28社を連 結の範囲から除外致しましたが、株式の 追加取得によりみずほインベスターズ証 券株式会社他1社を当連結会計年度末か ら連結し、当行の期末分割によりユーシ ーカード株式会社他7社を連結の範囲か ら除外しております。 2.持分法の適用に関す (1)持分法適用の関連会社 9社 (1)持分法適用の関連会社 7社 る事項 主要な会社名 主要な会社名 株式会社みずほアドバイザリー 日本抵当証券株式会社 確定拠出年金サービス株式会社 日本抵当証券株式会社 確定拠出年金サービス株式会社 なお、当行の期首分割合併等により、 みずほアセット信託銀行株式会社(現み なお、株式会社みずほアドバイザリー ずほ信託銀行株式会社)、富士投信投資 他1社は、設立等により持分法を適用し 顧問株式会社 他14社は持分法を適用 ております。また、Mizuho Securities し、また、みずほ証券株式会社、みずほ USA Inc.他3社は売却等により持分法適 信託銀行株式会社他15社は持分法の対象 用の対象から除外しております。 から除外致しましたが、株式の追加取 得、当行の期末分割等により株式会社テ ィー・ヴィー・シーファイナンス他1社 は当連結会計年度末から持分法を適用 し、みずほインベスターズ証券株式会社 他18社は持分法の対象から除外しており ます。 (2) 持分法非適用の関連会社 (2) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 主要な会社名 阪都不動産管理株式会社 阪都不動産管理株式会社 持分法非適用の関連会社は、当期純損 持分法非適用の関連会社は、当期純損 益(持分に見合う額)及び利益剰余金 益(持分に見合う額)及び利益剰余金 (持分に見合う額)等からみて、持分法 (持分に見合う額)等からみて、持分法 の対象から除いても連結財務諸表に重要 の対象から除いても連結財務諸表に重要 な影響を与えないため、持分法の対象か な影響を与えないため、持分法の対象か ら除いております。 ら除いております。

	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
3 . 連結子会社の事業年	(1)連結子会社の決算日は次のとおりであ	(1)連結子会社の決算日は次のとおりであ
度等に関する事項	ります。	ります。
	12月末日 5 社	12月末日 3 社
	3 月末日 15社	3 月末日 20社
	6月最終営業日の前日 2社	6月最終営業日の前日 2社
	(2)6月最終営業日の前日を決算日とする	(2) 同左
	子会社については、12月末日現在で実施	
	した仮決算に基づく財務諸表により、ま	
	たその他の子会社については、それぞれ	
	の決算日の財務諸表により連結しており	
	ます。	
	連結決算日と上記の決算日等との間に	
	生じた重要な取引については、必要な調	
	整を行っております。	
4 . 会計処理基準に関す	(1)特定取引資産・負債の評価基準及び収	(1)特定取引資産・負債の評価基準及び収
る事項	益・費用の計上基準	益・費用の計上基準
	金利、通貨の価格、有価証券市場にお	金利、通貨の価格、有価証券市場にお
	ける相場その他の指標に係る短期的な変	ける相場その他の指標に係る短期的な変
	 動、市場間の格差等を利用して利益を得	 動、市場間の格差等を利用して利益を得
	る等の目的(以下、「特定取引目的」と	る等の目的(以下、「特定取引目的」と
	いう)の取引については、取引の約定時	いう)の取引については、取引の約定時
	点を基準とし、連結貸借対照表上「特定	ー 点を基準とし、連結貸借対照表上「特定
	取引資産」及び「特定取引負債」に計上	 取引資産」及び「特定取引負債」に計上
	するとともに、当該取引からの損益を連	するとともに、当該取引からの損益を連
	 結損益計算書上「特定取引収益」及び	 結損益計算書上「特定取引収益」及び
	「特定取引費用」に計上しております。	「特定取引費用」に計上しております。
	特定取引資産及び特定取引負債の評価	特定取引資産及び特定取引負債の評価
	は、有価証券及び金銭債権等については	は、有価証券及び金銭債権等については
	連結決算日の時価により、スワップ・先	連結決算日の時価により、スワップ・先
	物・オプション取引等の派生商品につい	物・オプション取引等の派生商品につい
	ては連結決算日において決済したものと	ては連結決算日において決済したものと
	みなした額により行っております。	みなした額により行っております。
	また、特定取引収益及び特定取引費用	また、特定取引収益及び特定取引費用
	の損益計上は、当連結会計年度中の受払	の損益計上は、当連結会計年度中の受払
	利息等に、有価証券、金銭債権等につい	利息等に、有価証券、金銭債権等につい
	ては当連結会計年度初と当連結会計年度	ては前連結会計年度末と当連結会計年度
	末における評価損益の増減額を、派生商	末における評価損益の増減額を、派生商
	品については当連結会計年度初と当連結	品については前連結会計年度末と当連結
	会計年度末におけるみなし決済からの損	会計年度末におけるみなし決済からの損
	益相当額の増減額を加えております。	益相当額の増減額を加えております。

(自	前連結会計年度 平成14年 4 月 1 日 平成15年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
(イ) がでは (イ) がでは (イ) がでまれる (イ) がいっと (イ) がいっと (イ) がいっと (イ) がいった (イ) がった	D評価基準及び評価方法 券の評価基準及び評価方法 特のでは、 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	(2)有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的 の債券については移動平均法による 償却原価法(定額法)、その他有価 証券のうち時価のある国内株式にの いては当連結会計年度末前1カ月の 市場価格の平均等、それ以外につい ては当連結会計年度末日における 場価格もして移動平均法により算 定)、時価のないものについば事 は主とし時価のないものについば事 が動平均法によりでする原価 法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額 についております。
方法 デリバティ	ィブ取引の評価基準及び評価 ィブ取引(特定取引目的の取 D評価は、時価法により行っ	(3)デリバティブ取引の評価基準及び評価 方法 同左
(4)減価償却の 動産不動 当行の動 は、動産に 建物及びる 法を採用し 用年数は次 建物:3年 動産:2年 連結子会 は、資産の	が産 が産不動産の減価償却の方法 こついては定率法を採用し、 その他の資産については定額 しております。なお、主な耐 なのとおりであります。 ま~50年	(4)減価償却の方法 動産不動産 同左
は、当行及	ウェア 用のソフトウェアについて みび連結子会社で定める利用 (主として5年)に基づく定	ソフトウェア 同左

額法により償却しております。

前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

(5)繰延資産の処理方法

(イ)債券繰延資産は、次のとおり償却しております。

債券繰延資産のうち割引債券の債券 発行差金は、償還期限までの期間に対 応して償却しております。

債券繰延資産のうち債券発行費用 は、商法の規定する最長期間(3年) 内で、償還期限までの期間に対応して 償却しております。

(口)新株発行費

発生時に全額費用処理しております。

(5)繰延資産の処理方法

債券繰延資産は、次のとおり償却して おります。

債券繰延資産のうち割引債券の債券 発行差金は、償還期限までの期間に対 応して償却しております。

債券繰延資産のうち債券発行費用 は、商法施行規則の規定する最長期間 (3年)内で、償還期限までの期間に 対応して償却しております。

(6)貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・ 引当基準に則り、次のとおり計上してお ります。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の 事実が発生している債務者(以下、「破 綻先」という)に係る債権及びそれと同 等の状況にある債務者(以下、「実質破 綻先」という)の債権については、下記 直接減額後の帳簿価額から、担保の処分 可能見込額及び保証による回収可能見込 額を控除し、その残額を計上しておりま す。また、現在は経営破綻の状況にない が、今後経営破綻に陥る可能性が大きい と認められる債務者(以下、「破綻懸念 先」という)に係る債権については、債 権額から、担保の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額を控除し、その 残額のうち、債務者の支払能力を総合的 に判断し必要と認める額を計上しており ます。

(6)貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・ 引当基準に則り、次のとおり計上してお ります。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の 事実が発生している債務者(以下、「破 綻先」という)に係る債権及びそれと同 等の状況にある債務者(以下、「実質破 綻先」という)に係る債権については、 以下のなお書きに記載している直接減額 後の帳簿価額から、担保の処分可能見込 額及び保証による回収可能見込額を控除 し、その残額を計上しております。ま た、現在は経営破綻の状況にないが、今 後経営破綻に陥る可能性が大きいと認め られる債務者(以下、「破綻懸念先」と いう)に係る債権については、債権額か ら、担保の処分可能見込額及び保証によ る回収可能見込額を控除し、その残額の うち、債務者の支払能力を総合的に判断 し必要と認める額を計上しております。

前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

なお、破綻懸念先及び注記事項(連結 貸借対照表関係) 5.の貸出条件緩和 債権等を有する債務者で与信額が一定額 以上の大口債務者のうち、債権の元本の 回収及び利息の受取りに係るキャッシ ュ・フローを合理的に見積もることがで きる債権については、当該キャッシュ・ フローを貸出条件緩和実施前の約定利子 率等で割引いた金額と債権の帳簿価額と の差額を貸倒引当金とする方法(キャッ シュ・フロー見積法)により引き当てて おります。また、当該大口債務者のう ち、将来キャッシュ・フローを合理的に 見積もることが困難な債務者に対する債 権については、個別的に予想損失額を算 定し、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。 なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する 担保・保証付債権等については、債権額 から担保の評価額及び保証による回収が 可能と認められる額を控除した残額を取 立不能見込額として債権額から直接減額 しており、その金額は816,796百万円で あります。

(7)投資損失引当金の計上基準

当行の投資損失引当金は、投資に対す る損失に備えるため、有価証券発行会社 の財政状態等を勘案して必要と認める額 を計上しております。

(8)賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払 いに備えるため、従業員に対する賞与の 支給見込額のうち、当連結会計年度に帰 属する額を計上しております。

当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

なお、破綻懸念先及び注記事項(連結 貸借対照表関係) 5.の貸出条件緩和 債権等を有する債務者で与信額が一定額 以上の大口債務者のうち、債権の元本の 回収及び利息の受取りに係るキャッシ ュ・フローを合理的に見積もることがで きる債権については、当該キャッシュ・ フローを貸出条件緩和実施前の約定利子 率等で割引いた金額と債権の帳簿価額と の差額を貸倒引当金とする方法(キャッ シュ・フロー見積法)により引き当てて おります。また、当該大口債務者のう ち、将来キャッシュ・フローを合理的に 見積もることが困難な債務者に対する債 権については、個別的に予想損失額を算 定し、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一 定期間における貸倒実績等から算出した 予想損失率に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政 治経済情勢等に起因して生ずる損失見込 額を特定海外債権引当勘定として計上し ております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する 担保・保証付債権等については、債権額 から担保の評価額及び保証による回収が 可能と認められる額を控除した残額を取 立不能見込額として債権額から直接減額 しており、その金額は707,931百万円で あります。

(7)投資損失引当金の計上基準

同左

(8) 賞与引当金の計上基準

同左

前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

(9)退職給付引当金の計上基準

(9)退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金(含む前払年金費用) は、従業員の退職給付に備えるため、当 連結会計年度末における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基づき、当連結会 計年度末において発生していると認める 額を計上しております。また、数理計算 上の差異の費用処理方法は以下のとおり であります。

数理計算上の差異: 各連結会計年度の

発生時の従業員の 平均残存勤務期間 内の一定の年数 (10年~12年)に よる定額法により 按分した額を、そ れぞれ発生の翌連 結会計年度から費 用処理

なお、会計基準変更時差異について は、主として5年による按分額を費用処 理しております。

退職給付引当金(含む前払年金費用) は、従業員の退職給付に備えるため、当 連結会計年度末における退職給付債務及 び年金資産の見込額に基づき、当連結会 計年度末において発生していると認める 額を計上しております。また、数理計算 上の差異は、各連結会計年度の発生時の 従業員の平均残存勤務期間内の一定の年 数(10年~12年)による定額法により按 分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年 度から費用処理しております。

当連結会計年度

至 平成16年3月31日)

(自 平成15年4月1日

なお、会計基準変更時差異について は、主として5年による按分額を費用処 理しております。

(追加情報)

当行は、確定給付企業年金法の施行に伴 い、厚生年金基金の代行部分について、 平成15年9月25日に厚生労働大臣から将 来分支給義務免除の認可を受けておりま す。これに伴い、当行は、「退職給付会 計に関する実務指針(中間報告)」(日本公 認会計士協会会計制度委員会報告第13号) 第47-2項に定める経過措置を適用し、当 該将来分返上認可の日において代行部分 に係る退職給付債務と年金資産を消滅し たものとみなして会計処理をしておりま す。

本処理に伴う当連結会計年度における損 益に与えている影響額は、特別利益とし て28,761百万円計上しております。 なお、当連結会計年度末日現在において 測定された返還相当額(最低責任準備 金)は、114,538百万円であります。

(10)債権売却損失引当金の計上基準

(株)共同債権買取機構に売却した不 動産担保付債権の担保価値を勘案し、将 来発生する可能性のある損失を見積も り、必要と認める額を計上しておりま す。

前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
(11)特別法上の引当金の計上基準	(11)特別法上の引当金の計上基準
特別法上の引当金は、金融先物取引責	特別法上の引当金は、金融先物取引責
任準備金2百万円及び証券取引責任準備	任準備金2百万円及び証券取引責任準備
金441百万円であり、次のとおり計上し	金565百万円であり、次のとおり計上し
ております。	ております。
(イ)金融先物取引責任準備金	(イ)金融先物取引責任準備金
金融先物取引等に関して生じた事	同左
故による損失の補てんに充てるた	
め、金融先物取引法第82条及び同	
法施行規則第29条の規定に定める	
ところにより算出した額を計上し	
ております。	
(口)証券取引責任準備金	(口)証券取引責任準備金
証券事故による損失に備えるた	同左
め、証券取引法第51条に基づき証	
券会社に関する内閣府令第35条に	
定めるところにより算出した額を	
計上しております。	

前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

(12)外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、取得時の 為替相場による円換算額を付す関連会社 株式を除き、主として連結決算日の為替 相場による円換算額を付しております。

外貨建取引等の会計処理につきましては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。

なお、当連結会計年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、先物為替取引等に係る円換算差金については、連結貸借対照表上、相殺表示しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(12)外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として 連結決算日の為替相場による円換算額を 付しております。

(会計方針の変更)

外貨建取引等の会計処理につきまして は、前連結会計年度は「銀行業における 外貨建取引等の会計処理に関する会計上 及び監査上の取扱い」(日本公認会計士 協会業種別監査委員会報告第25号。以下 「業種別監査委員会報告第25号」とい う。)による経過措置を適用し、先物外 国為替取引等に係る円換算差金は、相殺 のうえ「その他資産」中のその他の資産 又は「その他負債」中のその他の負債で 純額表示しておりましたが、当連結会計 年度からは、業種別監査委員会報告第25 号に基づき総額で表示するとともに、 「特定取引資産」及び「特定取引負債」 中の特定金融派生商品、「その他資産」 及び「その他負債」中の金融派生商品に 含めて計上しております。この変更に伴 い、従来の方法によった場合と比較し て、「その他資産」は80,373百万円増 加、「その他負債」は53,884百万円増加

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

し、「特定取引資産」は16,180百万円減 少、「特定取引負債」は10,308百万円増

(13) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸借取 引に準じた会計処理によっております。

(13) リース取引の処理方法 同左

加しております。

- -

前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

(14)重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「銀行業におけ る金融商品会計基準適用に関する会計上 及び監査上の取扱い」(日本公認会計士 協会業種別監査委員会報告第24号)に規 定する経過措置に基づき、貸出金・預金 等の多数の金融資産・負債から生じる金 利リスクをデリバティブ取引を用いて総 体で管理する、「マクロヘッジ」を実施 しております。これは、「銀行業におけ る金融商品会計基準適用に関する当面の 会計上及び監査上の取扱い」(日本公認 会計士協会業種別監査委員会報告第15 号)に定められたリスク調整アプローチ によるリスク管理であり、繰延ヘッジに よる会計処理を行っております。また、 リスク管理方針に定められた許容リスク 量の範囲内にリスク調整手段となるデリ バティブのリスク量が収まっており、へ ッジ対象の金利リスクが減殺されている かどうかを検証することにより、ヘッジ の有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券(債券以外)の 為替変動リスクをヘッジするため、事前 にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘 柄を特定し、当該外貨建有価証券につい て外貨ベースで取得原価以上の直先負債 が存在していること等を条件に包括ヘッ ジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適 用しております。

なお、一部の資産・負債については、 個別ヘッジに基づく繰延ヘッジを行って おります。

(14)重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

(追加情報)

当行の金融資産・負債から生じる金利リ スクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッ ジによっております。前連結会計年度は 「銀行業における金融商品会計基準適用に 関する会計上及び監査上の取扱い」(日本 公認会計士協会業種別監査委員会報告第24 号。以下「業種別監査委員会報告第24号」 という。) に規定する経過措置に基づき、 多数の貸出金・預金等から生じる金利リス クをデリバティブ取引を用いて総体で管理 する「マクロヘッジ」を実施しておりまし たが、当連結会計年度以降は、同報告の本 則規定に基づきヘッジ取引を処理しており ます。ヘッジ有効性の評価は、同報告の本 則規定に基づき、以下のとおり行っており ます。

- (1)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。
- (2) キャッシュ・フローを固定するへ ッジについては、ヘッジ対象とへ ッジ手段の金利変動要素の相関関 係を検証し有効性を評価しており ます。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照 表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、 従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッ ジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそ れぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残 存期間にわたって、資金調達費用又は資金 運用収益等として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 157,659百万円、繰延ヘッジ利益は129,618 百万円であります。

	T	T
	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		(口)為替変動リスク・ヘッジ
		外貨建その他有価証券(債券以外)の為
		替変動リスクをヘッジするため、事前にヘ
		ッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特
		定し、当該外貨建有価証券について外貨べ
		 いること等を条件に包括ヘッジとして繰延
		│ │ ヘッジ及び時価ヘッジを適用しておりま
		す。
		(八)内部取引等
		デリバティブ取引のうち連結会社間及び
		特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内
		部取引については、ヘッジ手段として指定
		している金利スワップ取引等に対して、業
		種別監査委員会報告第24号に基づき、恣意
		性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認め
		られる対外カバー取引の基準に準拠した運
		営を行っているため、当該金利スワップ取
		引等から生じる収益及び費用は消去せずに
		損益認識又は繰延処理を行っております。
		なお、一部の資産・負債については、個
		別へッジに基づく繰延へッジあるいは金利
		スワップの特例処理を行っております。
	 (15)消費税等の会計処理	(15)消費税等の会計処理
	当行及び国内連結子会社の消費税及び	同左
	地方消費税の会計処理は、税抜方式によ	四左
	でのおります。	
	連結子会社の資産及び負債の評価につい	 同左
び負債の評価に関する	ては、全面時価評価法を採用しておりま	问在
事項	す。	
	^。 連結調整勘定は原則として発生年度以後	同左
に関する事項	20年以内で均等償却しており、その金額に	日工
に対する事項	重要性が乏しい場合には発生年度に全額償	
	却しております。	
	連結剰余金計算書は、連結会計期間にお	同左
扱いに関する事項	いて確定した利益処分に基づいて作成して	
」次 いこほう でず状	おります。	
 8.連結キャッシュ・フ	連結キャッシュ・フロー計算書における	同左
ロー計算書における資	資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金	
金の範囲	預け金」のうち現金及び中央銀行への預け	
並び野四	預り並」のうら現並及の中央銀行への預り 金であります。	
	一立しのリみり。	

<u>次へ</u>

表示方法の変更

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成14年4月1日	(自 平成15年4月1日
至 平成15年3月31日)	至 平成16年3月31日)
	長期信用銀行法施行規則別紙様式が「長期信用銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成16年4月12日付内閣府令第41号)により改正されたことに伴い、債券発行差金の償却額は、従来、「債券発行差金償却」として区分掲記しておりましたが、当連結会計年度からは「債券利息」に含めて表示しております。

追加情報

前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
東京都にかかる事業税の課税標準については、「東	
京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の	
特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)	
(以下都条例)が施行されたことに伴い、従来の所得	
から業務粗利益に変更になっております。	
平成12年10月18日、当行は、東京都及び東京都知事	
を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方	
裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所	
は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納	
金5,789百万円及び損害賠償金100百万円の請求を認め	
る判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29	
日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9	
日、当行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴	
し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が	
違法無効であることを理由として、誤納金15,175百万	
円の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10	
日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13	
日、当行を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立	
てをしております。	

前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

このように当行は都条例が違憲・違法であると考 え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当 連結会計年度における会計処理についても、東京都に 係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による 事業税として処理しているものの、これは現時点では 従来の会計処理を適用することが適当であると判断さ れるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めた ものではありません。上記条例施行に伴い、東京都に かかる事業税については、当連結会計年度は15,290百 万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が 課税標準である場合に比べ経常損失は同額増加してお ります。なお、「法人税、住民税及び事業税」への影 響はありません。また、当該事業税は税効果会計の計 算に含められる税金でないため、所得が課税標準であ る場合に比べ、「繰延税金資産」は14,084百万円減少 しました。

また、大阪府にかかる事業税の課税標準について も、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税 標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第 131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来 の所得から業務粗利益に変更になりました。

平成14年4月4日に、当行は、大阪府及び大阪府知

事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地 方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税 については、平成14年5月30日に「大阪府における銀 行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条 例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77 号)(以下平成14年改正府条例)が、平成15年4月1 日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税 標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」 (平成15年大阪府条例第14号)(以下平成15年改正府 条例)が、それぞれ施行されたことにより、府条例に よる課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始す る連結会計年度より適用されることとなりました。こ れにより、当連結会計年度に係る大阪府に対する事業 税については、平成15年改正府条例附則2の適用を受 け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち 低い額となる、所得を課税標準として計算される額を 申告・納付する予定であります。ただし、この申告・ 納付によって、府条例、平成14年改正府条例及び平成 15年改正府条例を合憲・適法なものと認めるものでは ありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に 含められる税金でないため、所得が課税標準である場 合に比べ、「繰延税金資産」は2,396百万円減少しまし た。

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成15年3月31日)

- 1.有価証券には、関連会社の株式44,000百万円を含んでおります。
- 2.無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計5,499百万円含まれております。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に合計1,438百万円含まれております。

現金担保付債券貸借取引、現先取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は357,533百万円、再貸付に供している有価証券は2,140百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,219,468百万円であります

3.貸出金のうち、破綻先債権額は86,969百万円、延 滞債権額は1,134,109百万円であります。但し、左 記債権額のうち、オフバランス化につながる措置で ある(株)整理回収機構への信託実施分は、2,702百 万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は39,445百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の 支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している 貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないもの であります。

当連結会計年度 (平成16年3月31日)

- 1.有価証券には、関連会社の株式2,062百万円を含んでおります。
- 2.無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸 し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商 品有価証券に合計9.799百万円含まれております。

現金担保付債券貸借取引、現先取引及び株式の信用取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は884,335百万円、再貸付に供している有価証券は1,947百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは2,462,869百万円であります。

3.貸出金のうち、破綻先債権額は67,323百万円、延 滞債権額は867,262百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を 図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金 以外の貸出金であります。

4.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は22,898百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の 支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している 貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないもの であります。

前連結会計年度 (平成15年3月31日)

5.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は941,276百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建 又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利 息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先 債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しな いものであります。

6.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,201,801百万円であります。但し、左記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である(株)整理回収機構への信託実施分は、2,702百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒 引当金控除前の金額であります。

- 7.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分出来る権利を有しておりますが、その額面金額は771,967百万円であります。
- 8.担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産

特定取引資産125,986百万円有価証券4,549,867百万円貸出金2,839,805百万円動産不動産5,645百万円

担保資産に対応する債務

預金 452,574百万円 コールマネー及び売渡手形 3,266,700百万円 売現先勘定 102,905百万円 債券貸借取引受入担保金 988,559百万円 借用金 6,904百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の 担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「特 定取引資産」1,791百万円及び「有価証券」669,972 百万円を差し入れております。

関連会社の借入金等のための担保提供はありません。

また、「動産不動産」のうち保証金権利金は 112,296百万円、「その他資産」のうち先物取引差 入証拠金は1,441百万円であります。

当連結会計年度 (平成16年3月31日)

5.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は598,788百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建 又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利 息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先 債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しな いものであります。

6.破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権 額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,556,273百 万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒 引当金控除前の金額であります。

- 7.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分出来る権利を有しておりますが、その額面金額は611,587百万円であります。
- 8.担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産

特定取引資産 94,439百万円 有価証券 3,141,372百万円 貸出金 3,583,104百万円 動産不動産 5,592百万円

担保資産に対応する債務

預金 393,219百万円 コールマネー及び売渡手形 1,431,000百万円 売現先勘定 25,622百万円 債券貸借取引受入担保金 2,164,569百万円 借用金 20,096百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の 担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現 金預け金」21百万円、「特定取引資産」1,286百万 円及び「有価証券」807,971百万円を差し入れてお ります。

関連会社の借入金等のための担保提供はありません。

また、「動産不動産」のうち保証金権利金は 114,138百万円、「その他資産」のうち先物取引差 入証拠金は1,218百万円であります。

前連結会計年度 (平成15年3月31日)

9.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,946,668百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが17,921,501百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに 終了するものであるため、融資未実行残高そのもの が必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。これらの契約の多く には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の 事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた 融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ る旨の条項が付けられております。また、契約時に おいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提 供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている 行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応 じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じてお います

10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は214,991百万円、繰延ヘッジ利益の総額は168,103百万円であります。

当連結会計年度 (平成16年3月31日)

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,578,261百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが18,467,589百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに 終了するものであるため、融資未実行残高そのもの が必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。これらの契約の多く には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の 事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた 融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ る旨の条項が付けられております。また、契約時に おいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提 供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている 行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応 じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じてお ります。

10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は434,618百万円、繰延ヘッジ利益の総額は299,969百万円であります。

前連結会計年度 (平成15年3月31日)

11.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地 の当連結会計年度末における時価の合計額と当該 事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差 額

268,352百万円

- 12.動産不動産の減価償却累計額は639,077百万円であります。
- 13.借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位 である旨の特約が付された劣後特約付借入金 535,000百万円が含まれております。
- 14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

当連結会計年度 (平成16年3月31日)

11.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地 の当連結会計年度末における時価の合計額と当該 事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差 額

217,495百万円

- 12. 動産不動産の減価償却累計額は608,047百万円であります
- 13.借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位 である旨の特約が付された劣後特約付借入金 589,222百万円が含まれております。
- 14. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

- 1.その他経常収益には、退職給付信託設定益25,055 百万円、株式等売却益13,740百万円及び土地建物賃 貸料7,956百万円を含んでおります。
- 2.その他の経常費用には、貸出金償却283,161百万円、債権売却損142,963百万円及び株式等償却67.622百万円を含んでおります。

4. その他の特別損失には、退職給付会計導入に伴う 会計基準変更時差異の費用処理額20,145百万円を計 上しております。

当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

- 1.その他経常収益には、退職給付信託設定益56,783 百万円、株式等売却益18,362百万円を含んでおりま す。
- 2.その他の経常費用には、貸出金償却197,058 百万円、債権売却損17,555百万円、株式等売却損5,967百万円、事業税5,166百万円及び株式等償却3,699百万円を含んでおります。
- 3.その他の特別利益には、厚生年金基金代行返上益28,761百万円、東京都外形標準課税訴訟の和解に伴う還付税金及び還付加算金の合計24,642百万円、貸倒引当金純取崩額6,885百万円、債権売却損失引当金純取崩額4,740百万円を含んでおります。
- 4.その他の特別損失には、退職給付会計導入に伴う 会計基準変更時差異の費用処理額18,144百万円を計 上しております。

(連結剰余金計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1. 資本剰余金期首残高には、当行が平成14年4月1	
日付で会社分割及び合併を行ったことに伴う	
186,760百万円の増加を含んでおります。	
2 . 平成15年3月12日付で行った「事業再構築」によ	
るものであります。	
3 . 利益剰余金期首残高には、当行が平成14年4月1	
日付で会社分割及び合併を行ったことに伴う	
357,748百万円の増加及び139,799百万円の減少を含	
んでおります。	

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	
1.現金及び現金同等物の期首残 14年4月1日付で会社分割及び 伴う95百万円の増加及び43,828 でおります。 2.現金及び現金同等物の期末残	合併を行ったことに 百万円の減少を含ん	2 . 現金及び現金同等物の期末残高	5と連結貸借対照表
に掲記されている科目の金額と	の関係 (金額単位 百万円)	に掲記されている科目の金額との ())関係 金額単位 百万円)
平成15年 3 月31日現在	(===, == =, 513)	平成16年 3 月31日現在	
現金預け金勘定	5,799,579	現金預け金勘定	4,732,307
定期預け金	420,221	定期預け金	340,171
その他	939,511	その他	1,024,554
現金及び現金同等物	4,439,847	現金及び現金同等物	3,367,581

<u>次へ</u>

前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
もの以外のファイナンス・リース取引	もの以外のファイナンス・リース取引
(1) 借手側	(1) 借手側
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当
額及び年度末残高相当額	額及び年度末残高相当額
取得価額相当額	取得価額相当額
動産 41,329百万円	動産 55,728百万円
その他 1,298百万円	その他 1,271百万円
合計 42,627百万円	合計 57,000百万円
減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
動産 28,089百万円	動産 33,995百万円
その他 895百万円	その他 913百万円
合計 28,984百万円	合計 34,908百万円
年度末残高相当額	年度末残高相当額
動産 13,239百万円	動産 21,733百万円
その他 403百万円	その他 358百万円
合計 13,642百万円	合計 22,092百万円
・未経過リース料年度末残高相当額	・未経過リース料年度末残高相当額
1 年内 6,196百万円	1年内 8,582百万円
1 年超 18,072百万円	1 年超 24,256百万円
合計 24,268百万円	合計 32,838百万円
,	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額	・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額
支払リース料 6,507百万円	支払リース料 7,642百万円
減価償却費相当額 7,656百万円	減価償却費相当額 7,186百万円
支払利息相当額 558百万円	支払利息相当額 583百万円
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法
原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を	原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を
10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じ	10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じ
た額を各連結会計年度の減価償却費相当額とする定	た額を各連結会計年度の減価償却費相当額とする定
率法によっております。	率法によっております。
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との
差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方	差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方
法については、利息法によっております。	法については、利息法によっております。
(2)貸手側	(2)貸手側
・該当ありません。	・該当ありません。
2.オペレーティング・リース取引	2.オペレーティング・リース取引
(1)借手側	(1)借手側
・未経過リース料	・未経過リース料
1,853百万円	1年内 18,750百万円
1 年超 6,871百万円	1年超 114,231百万円
合計 8,724百万円	合計 132,982百万円
	(2)貸手側
(2) 貸手側	(2)貝子側 . 該ツないません

・該当ありません。

<u>次へ</u>

・該当ありません。

(有価証券関係)

- 1.連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びコマーシャル・ペーパーも含めて記載しております。
- 2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

1. 売買目的有価証券(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	270,625	407

- 2.満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在) 該当ありません。
- 3. その他有価証券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	785,760	729,465	56,295	46,512	102,808
債券	6,580,467	6,641,150	60,683	61,260	577
国債	6,452,193	6,512,325	60,132	60,431	298
地方債	23,922	24,537	614	632	18
社債	104,351	104,287	63	197	260
その他	78,234	72,470	5,763	554	6,318
合計	7,444,462	7,443,086	1,375	108,328	109,703

- (注) 1.連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
 - 2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
 - 3.当行及び国内連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という)しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は62,733百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。 時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) 該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	19,293,737	125,865	32,323

6.時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成15年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	94,841
非上場外国証券等	10,055
非公募債券等	581,559

7.保有目的を変更した有価証券 該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成15年3月31日現在)

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				
	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	1,555,254	2,454,119	3,160,988	52,347
国債	1,503,607	1,957,757	2,998,616	52,345
地方債	3,482	19,765	13,098	-
社債	48,163	476,596	149,274	2
その他	-	9,304	12,125	-
合計	1,555,254	2,463,424	3,173,114	52,347

当連結会計年度

1. 売買目的有価証券(平成16年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)	
売買目的有価証券	195,586	1,414	

2.満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年3月31日現在)

	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	897,546	898,183	636	1,119	482
地方債	18,058	18,087	28	28	-
合計	915,604	916,270	665	1,147	482

⁻(注)1.時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

^{2.「}うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成16年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	637,462	760,985	123,522	147,884	24,361
債券	11,208,861	11,063,513	145,348	1,835	147,183
国債	11,124,837	10,980,584	144,253	1,507	145,760
地方債	29,332	29,017	314	299	614
社債	54,691	53,911	780	28	808
その他	336,521	332,307	4,214	1,869	6,084
合計	12,182,846	12,156,806	26,039	151,589	177,629

- (注) 1.連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
 - 2.「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
 - 3.当行及び国内連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という)しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は309百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。 時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

- 4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日) 該当ありません。
- 5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	8,895,122	101,060	32,786

6.時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成16年3月31日現在)

	金額(百万円)		
その他有価証券			
非上場株式(店頭売買株式を除く)	562,553		
非上場外国証券等	10,009		
非公募債券等	836,467		

7.保有目的を変更した有価証券 該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成16年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	6,195,762	3,657,285	2,821,972	140,565
国債	6,139,825	2,909,331	2,688,408	140,565
地方債	1,768	21,173	32,693	-
社債	54,168	726,780	100,870	-
その他	2,854	168,750	106,216	-
合計	6,198,617	3,826,036	2,928,189	140,565

(金銭の信託関係)

前連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	12,015	-

- 2.満期保有目的の金銭の信託(平成15年3月31日現在) 該当ありません。
- 3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成15年3月31日現在) 該当ありません。

当連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託(平成16年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	17,000	-

- 2.満期保有目的の金銭の信託(平成16年3月31日現在) 該当ありません。
- 3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成16年3月31日現在) 該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。(平成15年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	1,360
その他有価証券()	1,360
(+)繰延税金資産	169
()繰延税金負債	0
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,191
() 少数株主持分相当額	152
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係 る評価差額金のうち親会社持分相当額	517
その他有価証券評価差額金	522

[「]その他有価証券」には、時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額を含めて記載しております。

当連結会計年度

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。(平成16年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	26,039
その他有価証券()	26,039
(+)繰延税金資産	-
()繰延税金負債	2,750
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	28,790
() 少数株主持分相当額	2,050
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係 る評価差額金のうち親会社持分相当額	245
その他有価証券評価差額金	30,595

[「]その他有価証券」には、時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額を含めて記載しております。

<u>次へ</u>

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1.取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)

(1)取引の内容

主に以下のデリバティブ(金融派生商品)取引を行っております。

A. 金利関連取引:金利スワップ、金利先物、金利オプション

B. 通貨関連取引:通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引

C. 株式関連取引:株式指数先物、株式指数先物オプション

D. 債券関連取引:債券先物、債券先物オプション

E. その他 :コモディティーデリバティブ、ウェザーデリバティブ

(2)利用目的

「お客さまの多様なニーズへの対応」、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール(ALM: Asset and Liability Management)」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール(ALM: Asset and Liability Management)」としては、主として貸出金・預金等の多数の金融資産・金融負債に係る金利リスクを総体で管理する「マクロヘッジ」を実施しており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として利用しております。当該取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段(ヘッジ手段)となるデリバティブの金利リスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されていることを定期的に検証することにより行っております。

(3)取引に対する取組方針

デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

A. 「お客さまの多様なニーズへの対応」

お客さまのニーズを十分に把握した上で、グループ共通の金融商品勧誘方針に基づき、お客さまの知識や経験および財産の状況に応じた、適切な金融商品をお勧めしています。販売に際しては、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解していただけるよう、説明に努めております。

B. 「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール

(A L M : Asset and Liability Management)]

リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。

C. 「トレーディング業務」

適正なリスク限度及び、厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

(4)取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下の通りであります。

- A. 信用リスク:取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。
- B. 市場リスク:金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。
- C. 市場流動性リスク:市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく 不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)

(5)取引に係るリスク管理体制

A. 信用リスク管理体制

「信用リスク管理の基本方針」を取締役会で定めて、当行のクレジットポートフォリオ管理および与信管理に関するモニタリング・報告等を担当する部署として、与信企画部と統合リスク管理部を設置しております。また、当行は、当行が経営管理を行うグループ各社の保有する信用リスクの状況等について、定期的および必要に応じて都度報告、申請を受ける体制となっております。信用リスク管理の状況については、定期的および必要に応じて都度、取締役会等に報告しております。

自己資本比率(国内基準)の算出対象となるデリバティブ取引の信用リスク相当額(与信相当額)は1,032,271百万円であります。

B. 市場リスク管理体制

当行は、金利リスク等の総合管理(ALM)を含めた市場リスクについての盤石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握・管理し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っております。「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定め、市場リスクのモニタリング・報告等を行う部署として統合リスク管理部を設置しております。また、当行は、当行が経営管理を行うグループ各社の保有する市場リスクの状況等について、定期的および必要に応じて都度報告、申請を受ける体制となっております。市場リスク管理の状況については、定期的および必要に応じて都度、取締役会等に報告しております。

当行のトレーディング業務にかかるVAR(Value at Risk)は以下のとおりであります。

(a) VARの範囲、前提等

· 信頼区間:片側(one-tailed)99.0%

保有期間:1日

・ 変動計測のための市場データの標本期間:1年(265営業日264リターン)

(b)対象期間中のVARの実績

・ 最大値:5億円・ 平均値:2億円

対象期間は平成14年4月1日~平成15年3月31日

(注) VAR(Value at Risk)とは、市場の動きに対し、一定期間(保有期間)・一定確率(信頼区間)のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法であります。VARの金額は保有期間・信頼区間の設定方法、市場の変動の計測手法(計測モデルと呼びます)によって異なります。

前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)

(信用リスク相当額)

(金額単位 百万円)

種類	前連結会計年度 (平成15年3月31日現在)
金利スワップ	1,411,755
通貨スワップ	512,339
先物外国為替取引	130,308
金利オプション(買)	10,380
通貨オプション(買)	167,186
その他の金融派生商品	14,171
ー括清算ネッティング契約による 信用リスク相当額削減効果	1,213,870
合計	1,032,271

上記は、連結自己資本比率(国内基準)に基づく信用リスク相当額であります。

2.取引の時価等に関する事項

(1)金利関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	金利先物				
取引所	売 建	259,907	69,935	129	129
	買建	141,838	13,866	59	59
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	37,745,605	29,927,031	1,090,710	1,090,710
	受取変動・支払固定	37,506,683	29,049,898	969,936	969,936
作 商	受取変動・支払変動	3,898,693	2,943,414	2,298	2,298
店頭	受取固定・支払固定	-	-	-	-
	金利オプション				
	売 建	1,781,281	1,074,314	2,817	2,817
	買建	1,510,242	970,039	4,359	4,359
	合計				119,947

(注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2.時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

次へ

(2)通貨関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	8,847,754	7,711,048	43,245	43,761
	合計				43,761

- (注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - 2.時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3.「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員 会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については該当ありません。

また、先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上 しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映され ているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
	為替予約	
	売 建	1,009,919
作品	買建	2,305,327
店頭	通貨オプション	
	売 建	1,996,843
	買建	2,176,579

(3)株式関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	株式指数先物				
	売建	40	-	1	1
	買建	125	-	1	1
取引所	株式指数先物 オプション				
	売 建	1,890	-	8	5
	買建	2,345	-	16	6
	合 計				0

- (注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2.時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4)債券関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	債券先物				
	売 建	5,571	-	7	7
#17 2 J EC	買建	24,183	-	16	16
取引所	債券先物オプション				
	, 一 売 建	-	-	-	-
	買建	1,420	-	1	0
	合 計				8

- (注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2.時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5)商品関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	商品オプション 売 建	42,974	42,474	2,836	2,836
	買建	42,974	42,474	660	660
	合 計				2,176

- (注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2.時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

- 3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成15年3月31日現在) 該当ありません。

(7)ウェザーデリバティブ取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系) 売 建 買 建	44 44	-	5 6	5 6
	合 計				1

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2.時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3.取引は気温等に係るものであります。

<u>次へ</u>

1.取引の状況に関する事項

当連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)

(1)取引の内容

当行及び連結子会社は、主に以下のデリバティブ(金融派生商品)取引を行っております。

A. 金利関連取引:金利スワップ、金利先物、金利オプション

B. 通貨関連取引:通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引

C. 債券関連取引:債券先物、債券店頭オプション

D. 株式関連取引:株式指数先物、株式指数先物オプション

E. その他 :コモディティーデリバティブ、ウェザーデリバティブ

(2)利用目的

当行は、「お客さまの多様なニーズへの対応」、「当行が保有する資産・負債に係わるリスクコントロール(ALM: Asset and Liability Management)」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール(ALM:Asset and Liability Management)」としては、主として貸出金・預金等の多数の金銭債権・債務に係る金利リスクをリスク管理方針に従い、当該リスクが共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、金利スワップ取引等を、(キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェアーバリューヘッジの)ヘッジ手段として利用しております。当該取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の相場変動リスク又はキャッシュフロー変動リスクがヘッジ手段により高い程度で相殺されることを定期的に検証することにより行っております。

(3)取引に対する取組方針

当行は、デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

A. 「お客さまの多様なニーズへの対応」

お客さまのニーズを十分に把握した上で、グループ共通の金融商品勧誘方針に基づき、お客さまの知識や経験および財産の状況に応じた、適切な金融商品をお勧めしています。販売に際しては、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解していただけるよう、説明に努めております。

B. 「当行が保有する資産・負債に係わるリスクコントロール

(A L M : Asset and Liability Management) _

定期的に、「ALM・マーケットリスク委員会」を開催し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。

C. 「トレーディング業務」

適正なリスク限度及び、厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

(4)取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下の通りであります。

- A. 信用リスク:取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。
- B. 市場リスク:金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。
- C. 市場流動性リスク:市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく 不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

当連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)

(5)取引に係るリスク管理体制

A. 信用リスク管理体制

信用リスクに関する重要事項は「信用リスク管理の基本方針」に則り、取締役会が決定しております。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」を設置し、当行のクレジットポートフォリオ運営について総合的に審議、調整を行っております。リスク管理グループ長が所管する統合リスク管理部と与信企画部は共同して、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。

自己資本比率(国内基準)の算出対象となるデリバティブ取引の信用リスク相当額(与信相当額)は1,159,699百万円であります。

B. 市場リスク管理体制

「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定め、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行う専門部署として統合リスク管理部を設置しております。

当行は、金利リスク等の総合管理(ALM)を含めた市場リスクについての盤石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握・管理し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っております。

市場リスク管理等について総合的に審議・調整を行う経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、同委員会において、ALMに係る基本方針・資金運用調達に関する事項・リスク計画・市場リスク管理に関する事項の審議・調整や、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等を行っております。

報告体制については、当行が経営管理を行うグループ各社の保有する市場リスクの状況等について、 定期的および必要に応じて都度報告、申請を受ける体制となっております。市場リスク管理の状況等に ついては、日次で頭取に、また、定期的および必要に応じて都度、取締役会および経営会議等に報告し ております。

当行のトレーディング業務にかかるVAR(Value at Risk)は以下のとおりであります。

- (a) VARの範囲、前提等
 - · 信頼区間:片側(one-tailed)99.0%
 - 保有期間:1日
 - ・ 変動計測のための市場データの標本期間:1年(265営業日264リターン)
- (b)対象期間中のVARの実績
 - ・ 最大値:11億円・ 平均値:6億円

対象期間は平成15年4月1日~平成16年3月31日

(注) VAR(Value at Risk)とは、市場の動きに対し、一定期間(保有期間)・一定確率(信頼区間)のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法であります。VARの金額は保有期間・信頼区間の設定方法、市場の変動の計測手法(計測モデルと呼びます)によって異なります。

当連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)

(信用リスク相当額)

(金額単位 百万円)

種類	当連結会計年度
1274	(平成16年3月31日現在)
金利スワップ	1,057,997
通貨スワップ	538,289
先物外国為替取引	167,209
金利オプション(買)	17,895
通貨オプション(買)	315,293
その他の金融派生商品	29,302
ー括清算ネッティング契約による 信用リスク相当額削減効果	966,289
合計	1,159,699

上記は、連結自己資本比率(国内基準)に基づく信用リスク相当額であります。



2.取引の時価等に関する事項

(1)金利関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	金利先物				
取引所	売 建	210,235	67,369	637	637
	買建	125,418	8,828	28	28
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	43,638,924	35,609,307	517,038	517,038
	受取変動・支払固定	43,021,145	34,876,603	399,768	399,768
作品	受取変動・支払変動	5,093,249	4,085,399	3,767	3,767
店頭	受取固定・支払固定	-	-	-	-
	金利オプション				
	- - 売 建	1,414,581	839,294	4,945	4,945
	買建	1,381,381	714,705	6,210	6,210
	合計				114,157

- (注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - 2.時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	通貨スワップ	9,406,535	8,521,845	32,556	6,066
	為替予約				
	売 建	1,624,489	444,943	56,914	56,914
店頭	買建	2,643,737	973,742	91,486	91,486
	通貨オプション				
	売 建	2,950,510	1,968,187	139,153	29,359
	買建	3,205,005	2,052,625	187,779	69,725
	合計				58,446

- (注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2.時価の算定 割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。
 - 3.従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当連結会計年度からは上記に含めて記載しております。

(3)株式関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	株式指数先物				
	売 建	58	-	0	0
	買建	58	-	0	0
取引所	株式指数先物 オプション				
	売 建	587	-	1	0
	買建	500	-	0	0
	合 計				0

- (注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2.時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4)債券関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	債券先物				
取引所	売 建	14,940	-	14	14
	買建	9,528	-	2	2
	合 計				17

- (注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - 2.時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5)商品関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
	商品オプション				
店頭	売 建	86,578	85,027	1,598	1,598
	買建	86,578	85,027	3,257	3,257
	合 計				4,856

- (注) 1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成16年3月31日現在) 該当ありません。

(7)ウェザーデリバティブ取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系) + **				
,,,,,,	売建	283	-	9	9
	買建	283	-	17	17
	合 計				8

- (注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2.時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3.取引は気温等に係るものであります。

<u>次へ</u>

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当行及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けています。また、当行においては退職給付信託を設定しております。

また、厚生年金基金(総合型)の年金資産残高のうち、当行連結子会社の掛金拠出割合に基づく当連結会計年度末の年金資産 残高は25,128百万円であります。

なお、当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年9月25日に厚生労働大臣から 将来分支給義務免除の認可を受けております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分		前連結会計年度末 (平成15年 3 月31日)	当連結会計年度末 (平成16年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務	(A)	842,044	638,778
年金資産	(B)	560,062	596,764
未積立退職給付債務	(C) = (A) + (B)	281,982	42,013
会計基準変更時差異の未処理額	(D)	40,818	15,860
未認識数理計算上の差異	(E)	434,992	355,089
連結貸借対照表計上額純額	(F) = (C) + (D) + (E)	193,828	328,936
前払年金費用	(G)	199,836	336,806
退職給付引当金	(H) = (F) - (G)	6,007	7,870

- (注) 1. 前連結会計年度末は、厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。
 - 2. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。
 - 3.一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
 - 4.厚生年金基金の代行部分の返上に関し、当行は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けた日において代行部分に係る退職給付債務と返還相当額の年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。なお、当連結会計年度末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は、114,538百万円であります。
 - 5.年金資産は未認識年金資産の金額を控除して記載しております。なお、当連結会計年度末における未認識年金資産の金額は161,951百万円であります。

3 . 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	16,552	15,233
利息費用	23,689	18,451
期待運用収益	22,551	22,779
数理計算上の差異の費用処理額	24,074	42,056
会計基準変更時差異の費用処理額	20,145	18,144
その他(臨時に支払った割増退職金等)	3,987	1,347
退職給付費用	65,898	72,453
厚生年金基金の代行部分返上に伴う損益		28,761
計	65,898	43,691

- (注)1.厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。
 - 2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)	当連結会計年度末 (平成16年3月31日)
(1) 割引率	2.1% ~ 2.5%	主に2.5%
(2) 期待運用収益率	1.4% ~ 3.4%	主に3.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年~12年(各連結会計年度 の発生時の従業員の平均残存 勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額 を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。)	同左
(5)会計基準変更時差異の処理年数	主として5年	同左

(税划未会計関係)	
前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の3	主な原因 1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因
別の内訳	別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
貸倒引当金損金算入限 468,94 度超過額	48百万円 貸倒引当金損金算入限 409,128百万円 度超過額
繰越欠損金 641,88	86 繰越欠損金 568,505
その他有価証券評価差 額	51 その他有価証券評価差 13,316 額
有価証券償却損金算入 164,64 限度超過額	45 有価証券償却損金算入 240,054 限度超過額
その他 227,80	09 その他 278,746
繰延税金資産小計 1,503,8 ⁴	41 編延税金資産小計 1,509,752
評価性引当額 435,07	77 評価性引当額 631,032
繰延税金資産合計 1,068,76	64 編延税金資産合計 878,719
繰延税金負債	繰延税金負債
前払年金費用 83,20	01 前払年金費用 142,209
その他 73,33	35 その他 25,580
繰延税金負債合計 156,53	37 編延税金負債合計 167,790
繰延税金資産の純額 912,22	<u>27百万円</u> 繰延税金資産の純額 710,929百万円
2 . 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と利 計適用後の法人税等の負担率との間に重要があるときの、当該差異の原因となった主要が	は差異が 計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異が
の内訳	の内訳
当連結会計年度は税金等調整前当期純損約 されているので、記載しておりません。	7.4.2.4.3.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1
されているので、記載してのりません。	(調整)
	評価性引当額の増加 34.6
	子会社に対する投資 4.8
	税率変更による影響 1.5
	受取配当金等永久に益金に算入され 1.3 ない項目
	その他 0.4
	税効果会計適用後の法人税等の負担 65.9% 率

前連結会計年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)
3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰	
延税金負債の修正額	
「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年	
法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成	
16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事	
業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所	
得」(平成15年改正前地方税法第72条の12)から、	
「付加価値額」、「資本等の金額」及び「所得及び	
清算所得」に変更されることにより、当該法人事業	
税のうち「付加価値額」及び「資本等の金額」を課	
税標準とする部分は、利益に関連する金額を課税標	
準とする税金には該当しないことになります。ま	
た、これを受けて都条例及び府条例に基づく東京	
都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年4月1日に	
開始する連結会計年度以降は、法律上の根拠を失い	
適用されないこととなります。	
この変更に伴い、当行の平成16年度以降の法定実	
効税率は、変更前の41.1%から40.6%となり、「繰	
延税金資産」の金額は8,990百万円減少し、当連結	
会計年度に計上された「法人税等調整額」の金額は	
8,187百万円増加しております。「再評価に係る繰	

延税金負債」の金額は9,421百万円増加し、「土地 再評価差額金」の金額は同額減少しております。ま た、「その他有価証券評価差額金」の金額は6百万

円減少しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部で証券等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益及び経常損益 経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	1,274,640	68,495	9,441	1,352,578	-	1,352,578
(2)セグメント間の内部経常収益	1,932	30	230	2,192	(2,192)	-
計	1,276,573	68,525	9,672	1,354,771	(2,192)	1,352,578
経常費用	1,053,275	40,497	7,083	1,100,855	(2,171)	1,098,684
経常利益	223,298	28,028	2,589	253,915	(21)	253,894
資産、減価償却費及び資本 的支出						
資産	69,313,477	449,383	522,605	70,285,465	(323,970)	69,961,495
減価償却費	81,473	2,462	170	84,106	-	84,106
資本的支出	94,315	1,065	94	95,475	-	95,475

- (注)1.一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 - 2 . 各事業の主な内容
 - (1)銀行業......銀行業
 - (2) 証券業......証券業
 - (3) その他事業...ファクタリング業等

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在し営業を営む在外支店及び重要な連結子会社がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

当連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在し営業を営む在外支店及び重要な連結子会社がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

【海外経常収益】

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

当行では一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載することとしておりますが、当行には本邦以外で営業を営む在外支店及び重要な連結子会社がなく、海外経常収益が連結経常収益の10%未満であるため記載しておりません。

当連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

当行では一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載することとしておりますが、当行には本邦以外で営業を営む在外支店及び重要な連結子会社がなく、海外経常収益が連結経常収益の10%未満であるため記載しておりません。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) 兄弟会社等

	会社等の		資本金又	事業の内	議決権等 の所有	関係内容			取引金額		期末残高 (百万円)
属性	名称	住所	は出資金 (百万円)	容又は職 業	(被所有) 割合(%)	役員の 事業上 取引 兼任等 の関係 取引	取引の内容	(百万円)			
	㈱みずほ						金銭貸借関係	コール資金の放出	6,900,000	コールロ ーン及び 買入手形	6,900,000
親会社の子会社	(株の9 は コーポレ ート銀行	東京都 千代田区	1,070,965	銀行業務	-	-	設備の 賃貸借 関係	(株) ポレート銀行 の貸付権を 原債権とする 信託受益権の 購入	1,095,087	買入金銭債権	625,878

()短期的な市場性の取引につき、期末残高を記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、市場実勢レート及び市場価格を参考に決定しております。

当連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日) 兄弟会社等

	会社等の		資本金又	事業の内	議決権等 の所有	関係	内容		取引金額		期末残高
属性	名称	住所	は出資金 (百万円)	容又は職 業	(被所有) 割合(%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	(百万円)	科目	(百万円)
親会社の子会社	(株)みずほ コーポレ ート銀行	東京都千代田区	1,070,965	銀行業務	-	-	金銭 借 設賃 係 の借 関係	コール資金の放出	3,500,000	コールロ ーン及び 買入手形	3,500,000

()短期的な市場性の取引につき、期末残高を記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、市場実勢レートを参考に決定しております。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり純資産額	円	117.43	122.22
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期純損失)	円	181.92	12.88
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	10.75

- (注) 1. 前連結会計年度から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
 - 2.1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり当期純利益又は当期	用純損		
失			
当期純利益 (は当期純損失)	百万円	687,058	58,374
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	9,705
うち利益処分による優先 配当額	百万円	-	9,705
普通株式に係る当期純利益 (は普通株式に係る当期 純損失)	百万円	687,058	48,668
普通株式の期中平均株式数	千株	3,776,704	3,776,704
潜在株式調整後1株当たり当期	月純利益		
当期純利益調整額	百万円	-	3,044
うち希薄化効果を有する	百万円		3,044
優先株式の優先配当額	נוגם	-	3,044
普通株式増加数	千株	-	1,032,113
うち優先株式	千株	-	1,032,113
		第一回第一種優先株式、第二 回第二種優先株式、第三回第二 種優先株式、第六回第六種優先	
希薄化効果を有しないため、		株式、第七回第七種優先株式、	
潜在株式調整後1株当たり当		第八回第八種優先株式及び第九	
期純利益の算定に含めなかっ		回第九種優先株式。	
た潜在株式の概要		なお、上記優先株式の概要は	
		「第4 提出会社の状況 1.	
		株式等の状況 (1)株式の総数	
		等」に記載のとおり。	

^{3.}なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前連結会計年度は純損失が計上されているので、記載しておりません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
	割引みずほ銀行債券	平成15年3月~ 平成16年3月	1,898,586	929,240 [929,240]	0.05	なし	平成16年 4月~ 平成17年 4月	(注)1
	割引みずほ銀行債券 (保護預り専用)	平成15年3月~ 平成16年3月	302,992	256,842 [256,842]	0.02	なし	平成16年 4月~ 平成17年 4月	(注)1
当行	利付みずほ銀行債券	平成11年3月~ 平成16年3月	118,102	98,351 [22,330]	0.10 ~ 1.00	なし	平成16年 4月~ 平成21年 4月	(注)1
=11	利付みずほ銀行債券 (利子一括払)	平成11年3月~ 平成16年3月	775,821	725,067 [120,279]	0.10 ~ 1.00	なし	平成16年 4月~ 平成21年 4月	(注)1
	利付みずほ銀行債券 (財形)	平成11年3月~ 平成16年3月	734,233	715,929 [95,427]	0.10 ~ 1.00	なし	平成16年 4月~ 平成21年 4月	(注)1
	利付みずほ銀行債券 (財形・利子一括払)	平成11年3月~ 平成16年3月	89,003	85,375 [15,109]	0.10 ~ 1.00	なし	平成16年 4月~ 平成21年 4月	(注)1
Mizuho Finance (Aruba) A.E.C	普通社債	平成 7年2月~ 平成16年3月	672,794 (110,000千米ドル)	657,719 [-] (110,000千米ドル)	0.00~ 5.10	なし	平成17年12月~	(注) 1,2
	合計		4,591,535	3,468,525 [1,439,230]				

- (注)1.「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
 - 2. 当該社債は、外国において発行したものであるため、「前期末残高」及び「当期末残高」欄に外貨建の金額を()書きしております。
 - 3. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	1,439,230	442,066	346,808	310,318	296,882

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限	摘要
借用金	612,011	674,512	2.87		
再割引手形					
借入金	612,011	674,512	2.87	平成16年4月~	

- (注)1.「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
 - 2.借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	153,097	27,468	1,736	1,073	5,466

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借用金」勘定の内訳を記載しております。

(参考)なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式によるコマーシャル・ペーパーの発行状況は、次のとおりであります。

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限	摘要
コマーシャル・ペーパー		1,000	0.05		

(2)【その他】 該当ありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

		前事業年 (平成15年 3 月		当事業年, (平成16年 3 月	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部) 現金預け金 現金 預け金		5,767,724 1,202,075	8.32	4,695,419 1,050,817	6.73
コールローン		4,565,648 7,000,000	10.10	3,644,601 3,500,000	5.01
債券貸借取引支払保証金 買入手形 アンチがほど		3,434,253	4.96	3,175,215 769,900	4.55 1.10
買入金銭債権 特定取引資産 商品有価証券 特定取引有価証券派生商品	8	631,480 1,261,417 25,644	0.91 1.82	182,827 720,641 15,171 22	0.26 1.03
特定金融派生商品 その他の特定取引資産 有価証券 国債	1,2,8	1,179,887 55,885 8,535,213 6,512,315	12.32	669,796 35,650 15,238,948 11,873,118	21.82
画 地方債 社債 株式 その他の証券	2.4	36,347 674,035 1,171,635 140,880		55,635 881,817 2,071,679 356,697	
貸出金	3,4, 5,6,8, 9	37,885,417	54.66	37,001,430	52.99
割引手形 手形貸付 証書貸付 当座貸越	7	679,897 2,749,492 27,458,230 6,997,796		524,279 2,146,746 26,646,650 7,683,754	
外国為替 外国他店預け 買入外国為替 取立外国為替	7	156,348 21,033 96,233 39,091	0.23	146,193 13,822 96,609 35,761	0.21
その他資産 未決済為替貸 前払費用 未収収益 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定		1,448,203 9,703 1,521 66,369 655 102	2.09	1,551,238 8,467 2,172 67,973 460 580	2.22
金融派生商品 繰延ヘッジ損失 宝くじ関係立替払金 前払年金費用 有価証券未収金 その他の資産	10	179,439 49,804 140,753 199,836 375,394 424,621		368,967 134,631 132,742 368,906 109,312 357,023	
動産不動産	11, 12,13	1,200,354	1.73	867,535	1.24
土地建物動産 建設仮払金 保証金権利金 債券繰延資産		1,093,666 4,668 102,019 1,002	0.00	760,370 1,919 105,245 428	0.00
繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金 投資損失引当金		913,837 2,082,156 829,621 182,013	1.32 3.00 1.20 0.26	707,488 1,912,132 460,530 179,384	1.02 2.74 0.66 0.26
資産の部合計		69,305,777	100.00	69,829,484	100.00

		前事業年 (平成15年 3 月		当事業年	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(負債の部) 預金	8	49,007,196	70.71	50,541,987	72.38
当座預金		3,349,508		4,758,703	
普通預金 貯蓄預金		23,057,397 1,366,161		24,190,088 1,303,293	
通知預金		668,008		575,548	
定期預金		18,480,305		17,823,012	
定期積金		6		6	
その他の預金		2,085,807		1,891,334	
譲渡性預金		3,157,970	4.56	4,105,750	5.88
債券 コールマネー	0	3,918,740	5.65 1.76	2,810,806	4.03 2.20
コールマホー 売現先勘定	8 8	1,217,900 42,967	0.06	1,537,800 7,119	0.01
债券貸借取引受入担保金	8	953,358	1.38	2,932,870	4.20
売渡手形	8	2,523,800	3.64	597,400	0.86
特定取引負債		1,101,390	1.59	600,955	0.86
特定取引有価証券派生商品		10		55	
特定金融派生商品 ###	8	1,101,380	0.40	600,900	2.20
借用金 借入金	14	1,495,032 1,495,032	2.16	1,538,115 1,538,115	2.20
	'-	10,712	0.02	14,989	0.02
外国他店借		3,534		1,684	
売渡外国為替		4,285		10,544	
未払外国為替		2,892	0.00	2,761	4 00
│ その他負債 │ 未決済為替借		1,860,847	2.68	1,344,260	1.92
未払法人税等		18,107 15,831		15,950 7,051	
未払費用		82,510		71,618	
前受収益		33,273		28,546	
給付補てん備金		0		0	
金融派生商品		145,451		376,581	
宝くじ売上金等未精算金 未払特殊証券		140,753 413		132,742 413	
特殊証券等剰余金		105		101	
未払復興貯蓄債券元利金		2		2	
有価証券未払金		785,019		77,532	
その他の負債		639,380		633,720	
賞与引当金 		8,072	0.01	7,298	0.01
債権売却損失引当金 特定債務者支援引当金		24,936 22,840	0.04 0.03		_
特別法上の引当金		2	0.00	2	0.00
金融先物取引責任準備金		2		2	
再評価に係る繰延税金負債	11	189,371	0.27	123,166	0.18
支払承諾 負債の部合計		2,082,156 67,617,297	3.00 97.56	1,912,132 68,074,656	2.74 97.49
負債の部合計 (資本の部)		07,017,297	97.06	00,074,000	97.49
資本金	15	650,000	0.94	650,000	0.93
資本剰余金		981,668	1.41	762,345	1.09
資本準備金	_	981,668		762,345	
利益剰余金	17	219,322	0.31	195,070	0.28
利益準備金 任意積立金		135,749 205,115		-	
海外投資等損失準備金		205,115]	
行員退職手当基金		847		-	
別途準備金		204,265		-	
当期未処分利益		560,187		195,070	
(は当期未処理損失) 土地再評価差額金	11	277,061	0.40	180,199	0.26
エ ^紀 丹計画を競並 その他有価証券評価差額金	''	927	0.00	32,787	0.05
資本の部合計		1,688,479	2.44	1,754,828	2.51
負債及び資本の部合計		69,305,777	100.00	69,829,484	100.00
	<u> </u>		<u> </u>		

【損益計算書】

【 損 益 計 昇 音 】				1	
		前事業年	度	当事業年	夏。
		(自 平成14年4 至 平成15年3	.月1日	(自 平成15年 4 至 平成16年 3	月1日
	:+±⊐	至 平成15年3	月31日 	主 平成16年3	H31日)
区分	注記番号	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)
経常収益	ВЭ	1,249,183	100.00	1,265,134	100.00
資金運用収益		793,797		722,349	
貸出金利息		686,102		619,248	
有価証券利息配当金		71,355		75,511	
コールローン利息		5,615		3,925	
買現先利息		0		0	
債券貸借取引受入利息		290		443	
買入手形利息		15		14	
預け金利息		21,719		13,740	
その他の受入利息		8,698		9,465	
役務取引等収益		184,973		208,774	
受入為替手数料		91,070		91,397	
その他の役務収益		93,902		117,376	
特定取引収益		41,291		57,982	
商品有価証券収益		1,284		1,021	
特定金融派生商品収益		39,658		56,340	
その他の特定取引収益		348		620	
その他業務収益		166,381		165,625	
外国為替売買益		48,528		51,885	
国債等債券売却益		117,736		85,155	
投資損失引当金取崩額		9		-	
特殊証券等関係費補てん金		5		5	
その他の業務収益		101		28,579	
その他経常収益		62,739		110,404	
株式等売却益		8,039		22,817	
その他の経常収益	1	54,699		87,586	
経常費用		1,871,428	149.81	990,487	78.29
資金調達費用		98,556		79,710	
預金利息		37,134		22,587	
譲渡性預金利息		1,911		1,341	
債券利息		11,532		8,759	
債券発行差金償却		3,146		-	
コールマネー利息		382		106	
売現先利息 		36		5 026	
債券貸借取引支払利息 ====================================		75 108		5,926	
売渡手形利息 コマーシャル・ペーパー利		198		106	
息		89		-	
借用金利息		34,604		34,321	
金利スワップ支払利息		9,149		6,178	
その他の支払利息		293		376	
役務取引等費用 		53,144		55,309	
支払為替手数料		22,294		23,351	
その他の役務費用		30,849		31,958	
特定取引費用		60		1,491	
特定取引有価証券費用		60		1,491	

	1		_	T	_
		前事業年		当事業年	
		(自 平成14年 4 至 平成15年 3	·月 1 日 : 月31日)	(自 平成15年4 至 平成16年3	・月 1 日 3 月31日)
E /)	注記				
区分	番号	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)
その他業務費用		29,268		47,189	
国債等債券売却損		23,851		31,761	
国債等債券償却		413		742	
投資損失引当金繰入額		-		58	
債券発行費用償却		2,281		733	
金融派生商品費用		2,720		13,891	
その他の業務費用		0 635,314		617, 252	
営業経費 その他経常費用		1,055,084		617,252 189,535	
貨倒引当金繰入額		354,647		109,000	
員		222,939		143,806	
株式等売却損		19,329		6,343	
株式等償却		76,962		6,019	
投資損失引当金繰入額		182,013		1,846	
金銭の信託運用損		234		-	
事業税		15,290		5,166	
債権売却損失引当金繰入額		10,738		-	
その他の経常費用	2	172,928		26,353	
経常利益 (は経常損失)		622,244	49.81	274,646	21.71
特別利益		650	0.05	82,087	6.49
動産不動産処分益		232		2,716	
償却債権取立益		413		102	
金融先物取引責任準備金取崩 額		4		-	
その他の特別利益	3	-		79,268	
特別損失		92,680	7.41	117,905	9.32
動産不動産処分損		73,490		100,982	
退職給付会計基準変更時差異 償却		19,189		16,922	
税引前当期純利益 (は税引前当期純損失)		714,273	57.17	238,829	18.88
法人税、住民税及び事業税		938	0.07	476	0.04
法人税等調整額		86,656	6.93	140,143	11.08
当期純利益 (は当期純損失)		628,556	50.31	98,208	7.76
前期繰越損失		337,754		-	
会社分割による未処分利益の増 加額		382,712		-	
土地再評価差額金取崩額		23,411		96,861	
当期未処分利益 (は当期未処理損失)		560,187		195,070	
1	1		1		1

【損失処理計算書及び利益処分計算書】 損失処理計算書

		前事業年度 (株主総会承認日 平成15年 6 月24日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
当期未処理損失		560,187
損失処理額		560,187
任意積立金取崩額		205,115
海外投資等損失準備金取崩額		1
行員退職手当基金取崩額		847
別途準備金取崩額		204,265
利益準備金取崩額		135,749
資本準備金取崩額		219,322
次期繰越損失		-

利益処分計算書

	,	
		当事業年度 (株主総会承認日 平成16年 6 月24日)
区分	注記番号	金額(百万円)
当期未処分利益		195,070
利益処分額		9,705
第一回第一種優先株式配当金		(1株につき22円50銭)319
第二回第二種優先株式配当金		(1株につき8円20銭)352
第三回第二種優先株式配当金		(1株につき14円00銭)602
第四回第四種優先株式配当金		(1株につき47円60銭)3,070
第五回第五種優先株式配当金		(1株につき42円00銭)3,591
第六回第六種優先株式配当金		(1株につき11円00銭) 783
第七回第七種優先株式配当金		(1株につき8円00銭)570
第八回第八種優先株式配当金		(1株につき17円50銭)318
第九回第九種優先株式配当金		(1株につき5円38銭)97
次期繰越利益		185,365

<u>次へ</u>

算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当期首と当期末における評価損益の増減額を、派生商品		7	7
の評価基準及び収益・ 費用の計上基準 ・		(自 平成14年4月1日	(自 平成15年4月1日
の評価基準及び収益・ 費用の計上基準 前場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、質情 対照表上「特定取引資産」及び「特定取引 自的(以下「特定取引資産」及び「特定取引 自的(以下「特定取引 自介」の形式に、取引の約定時点を基準とし、質情 対照表上「特定取引資産」及び「特定取引 自産」及び「特定取引 自産」の 相談を損益 自産」を持定取引 自産の評価 は、有価証券及び金銭債権等については 決算 日において決済 したものとみなした 語により 行っております。また、特定取引収益及び特定取引 費用の 損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については 対策 とまた、特定取引収益及び特定取引費用の 損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については 前妻 業年度未における評価 起鉄、金銭債権等については 前事 業年度未と当事業年度未における評価 超談 の 増減額を、派生商品については前期 未における評価接続の増減額を、派生商品については前期 未における評価接続の増減額を、派生商品については前期 を支払 当期 未における評価接続の増減額を 派生商品については前期 を支払 当事業年度未における評価提	 1.特定取引資産・負債	金利、通貨の価格、有価証券市場におけ	金利、通貨の価格、有価証券市場におけ
費用の計上基準 市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引 負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日において決済目したものとみなした額により行っております。また、特定取引収益及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オブション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。また、特定取引収益及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オブション取引等の派生商品については決算目の時価により、スワップ・先物・オブション取引等の派生商品については判期本における評価損益の増減額を、派生商品については対期者と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については必要が当ます。また、特定取引収益及び特定取引費用の遺益計上は、当期中の受払利息をに、有価証券の金銭債権等についてはが動業を決定を持ちる限価を表していてはが動率中の受払利息には、当事業年度末における評価損益の増減額を加えております。また、持定取引収益及び特定取引費用の対域を批学が表していてはが動率が表していてはが動率が表していてはが動率が表によります。また、特定取引収益及び特定取引費用の対域を表述生商品については対策を表していてはが動率が表していてはが動率が表によります。こいには移動平均法による原価法のでには、全部資本直入法により増定といては移動平均法による原価法のに対しては決力を制定を対しまります。また、満期保有目的のの使うは、発力に対しては移動平均法により関定と、時価に持つさずは、全のについては移動平均法により関定と、時価のといては移動平均法により関定と、時価のといては移動平均法により関定と、時価のといては発動平均法により関定と、時価に持つさずは、全部資本直入法により処理しております。また、満期保有目的のでは、表述で対域により算定と、時価のといては移動平均法により関定と、時価のといては移動平均法により関定と、時価のといては移動平均法により関定と、時価のといては移動平均法により関定と、時価のといては発動平均法により関定と、時価のについては移動平均法により関定と、時価のに対しては表動平均法により関定と、時価のに対しては移動平均法により関定と、時価のに対しては移動平均法により関定と、対しては対しに対しては対しを制定を対しまります。また、対しに対し、対しに対しに対しまります。また、特定取引では対します。また、特定取引では対します。また、特定のは対しに対します。また、特定取引では対します。また、特定取引では対します。また、特定取引であります。また、特定取引では対します。また、特定取引では対します。また、特定取引では対します。また、特定取引では対します。また、特定取引では対します。また、特定取引では対します。また、特定取引では対します。また、特定取引を持定を対します。また、特定取引では対します。また、特定取引を持定を利用では対します。また、特定取引を対します。また、特定取引を対します。また、特定取引を対します。また、特定取引を対します。また、特定取引を対します。また、特定取引を対します。また、特定取引を対します。また、特定取引を対します。また、特定取引を持定を対します。また、対しに対します。また、対しに対します。また、対します。また、対しは対します。は対します。は対します。また、対しないは対します。は対します。また、対しは対します。また、対しは対します。また、対します。また、対しは対します。また、対します。は対します。は対します。また、対します。また、対します。また、対します。また、対します。は、対します。は、対しまするは、対します。は、は、は、対します。は、対します。は、対します。は、対します。は、対します。は、対します。は、対しまするは、対します。は、は、は、対します。は、対します。は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、			
目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引資産」及び「特定取引資産」及び「特定取引資産」及び「特定取引資産」及び「特定取引資産」及び「特定取引資産」及び「特定取引資産」及び「特定取引資産」及び「特定取引資産」及び「特定取引資産」及び「特定取引資産」及び「特定取引資産」及び「特定取引資産」及び「特定取引資産」及び「特定取引資産」を加速を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日において決済したものとみなした額により行っております。また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については決算日において決済したものとみなした額により行っております。また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券を派生商品については決算目において決済したものとみなした額により持つております。また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に大きないの増益をした。当該の対したものとみなした額により決済がらの損益相当額の増減額を加えております。また、特の評価と表しいては前事業を度末と当事業年度末におけるみなし決済がらの損益相当額の増減額を加えております。会社株式については期末日におけるかなし決済がらの損益相当額の増減額を加えております。として移動平均法による原価法、その他有価証券の評価を額については移動平均法による原価法としてを動率均法による原価法といては、全部資本直入法により発理しております。また、満期保有目的の債券はありませ、ためについては移動平均法による原価法とのについては移動平均法による原価法で、それ以外については決算目における計算を対しましては決算期末月1ヵ月の市場価格のでは、全部資本直入法により発定しております。また、満期保有目的の債券はありませ、ためについては移動平均法による原価法で、それ以外については移動平均法による原価法で、それ以外については移動平均法による原価法で、それ以外でしております。また、満期保有目的の債券はありませ、表別では、全部資本直入法により処理しております。また、満期保有目的の債券はありませ、ためについては参助平均法による原価法で、これ、全部資本直入法により処理しております。また、満別保有目的の項目を検にしては、全部資本直入法により処理しております。また、満別保有目的の項目を検にしては、全部資本直入法により処理しております。また、特定取引を対しませ、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では			
いては、取引の約定時点を基準とし、貸借 対照表上「特定取引資産」及び「特定取引資産」及び「特定取引資産」及び「特定取引資産」及び「特定取引資産」及び「特定取引政益」及び「特定取引資産」を指定の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スフップ・先物・オブション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については対算日において決済したものとみなした額により行っております。また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券の対象が持定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当期首と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を、派生商品については当期首と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を、派生商品については前事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。 2 ・ 有価証券の評価基準及び評価活により時間によりでいては対験事件対法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については移動平均法による債益を指針を制力を対象とは関却原価法により行っております。ないものについては移動平均法による原価法とより行っております。ないものについては移動平均法による原価法のは、産業の事件が対法による債益を指針を制力を対象とは関却原価法により行っております。ないものについては移動平均法によりでには決算用まり、時価のないものにかいては移動平均法によりでには決算目における計場を制力を制力を対象とは関却原価は、売却原価を制力を制定しては、全部資本直入法により処理しております。また、満期保有目的の債券はありませ、人。 3 ・デリバティブ取引の評価を額については、全部資本直入法により処理しております。なお、その他有価証券の評価を額については、全部資本直入法により処理しております。また、満期保有目的の債券はありませ、人。	貝用の町工卒中		
対照表上「特定取引資産」及び「特定取引 負債」に計上するとともに、当該取引から の損益を損益計算書上「特定取引収益」及 が「特定取引費産及び特定取引負債の評価 は、有価証券及び金銭債権等については決 第日の時価により、スワップ・先物・オブ ション取引等の派生商品については決算日 において決済したものとみなした額により 行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の 損益計上は、当期中の受払利息等に、有価 証券、金銭債権等については当期首と当期 末における評価損益の増減額を加えております。 と残済からの損益相当額の増減額を加えております。 会社株式については割末におけるみなし 決済からの損益相当額の増減額を加えております。 会社株式については移動平均法による原価 法、その他有価証券のうち時価のある国内 株式については期末日カ月の市場価格の 平均等、それ以外については移動平均法による原価 法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の部価を ないものについては移動平均法により算定)、時価の ないものについては移動平均法によの原価 法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については決算用まります。 なお、その他有価証券の評価差額については決算的目については決算的目については決算的目については決算が表別で (定額法)、予会社株式及び関連会社株式 (定額法)、子会社株式及び関連会社株式 (定額法)、子会社株式及び関連会社株式 (定額法)、子会社株式及び関連会社株式 (定額法)、子会社株式及び関連会社株式 (定額法)、子会社株式及び関連会社株式 (定額法)、子会社株式及び関連会社株式 (定額法)、子会社株式及び関連会社株式 (定額法)、子会社株式及び関連会社株式 (定額法)、子会社株式及び関連会社株式 (定額法)、子会社株式及び関連会社株式 (定額法)、子会社株式及び関連会社株式 (定額法)、子会社株式及び関連会社株式 (定額法)、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一			
負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引資雇及び特定取引負債の評価は、有価証券及び会議債権等については決算日において決済したものとみなした額により行っております。また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券の評価は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当期者における評価損益の増減額を加えております。また、特定取引収益及が特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当期首と当期末における評価損益の増減額を加えております。また。このにては当期首と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。また、活り表別の評価は、子会社株式及び関連会社株式については制工品におけるから明益を加えております。なが現金を持ていてはのでは、全部資本自人法により資定といるでは、全部資本自人法により規定しております。なお、その他有価証券の評価を額については移動平均法による原価法又は償却原価は主として移動平均法による原価法又は償却原価は主として移動平均法による原価法とはの影の方ち時価のある国内株式については移動平均法による原価法とはで対しては移動平均法による原価法とはで対しては移動平均法による原価法とはで対しては後期の当ます。なお、その他有価証券の評価を額については後期中均法により資定といるで表別を指していては移動平均法による原価は大きにより行っております。なお、その他有価証券の評価を額についてはを動平均法による原価は大きにより行っております。なお、その他有価証券の評価を額についてはを動平均法による原価法の価格でに基づく時価法を引力の表別を額に表別である。については移動平均法による原価法のについては移動平均法により原理により行っております。なお、その他有価証券の評価を額についてはを動平均法により原理しております。また、満期保有目的の債券はありません。 デリバティブ取引の資がは、時価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 デリバティブ取引の評価といては、全部資本直入法により処理しております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 デリバティブ取引の評価といては対域を表別では、対域を表別では、対域を表別では、対域を表別では、対域を取出では、対域を表別では、対域			
の損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引収益」及び「特定取引資用」に計上しております。特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オブション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当期首と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。また、特定取引収益及び特定取引費用の投流計とは、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当期首と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。また、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末における評価損益の増減額を加えております。との他有価証券のきち時価のある国内株式については期末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法による原価法又は償却原価法とより行っております。なお、その他有価証券の評価差額については移動平均法による原価法とはり第定と、時価のないものについては移動平均法による原価は主として移動平均法による原価は、その他有価証券の評価を額については後勤平均法により算定と、時価のないものについては移動平均法により算定と、時価のないないには後勤平均法により質定と、時価のないないには移動平均法により質定と、時価のないないには移動平均法により質定と、時価のないないには後勤平均法により時間のおる国内株式については後勤平均法による原価は大きが表別を指していてはを動平均法による原価が表しては、全部資本直入法により処理しております。また、満期保有目的の債券はありません。 3 ・デリパティブ取引(特定取引目的の取引 を除く)の評価は、時価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額についてはを動平均法により情値なが表別を額についてはを動平均法により時間のないなが表別を額についてはを動平均法により時間のないなが表別を額についてはを動平均法により時間のないなが表別を指していてはを動平均法により時間のないなが表別を指していてはを動平均法により関連とより行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。			
び「特定取引費用」に計上しております。特定取引費用」に計上しております。特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オブション取引等の派生商品については決算日の時価により、スワップ・先物・オブション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当期首と当期末における評価損益の増減額を加えております。こいには当期首と当期末における評価損益の増減額を加えております。方価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については期末日よりおいては判算をの損益組当額の増減額を加えております。方価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については期末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については期末日における市場価格の平均等、それ以外については期末日における市場価格の平均等、それ以外については財ま日における市場価格の平均等、それ以外については期末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法では、完却原価は、活力の評価を持ていては、全部資本直入法により処理しております。また、満期保有目的の債券はありません。 3 . デリパティブ取引の評価基準及び評価方法 を除く)の評価は、時価法により行っております。また、満期保有目的の債券はありません。 デリパティブ取引の評価基準及び評価方法 を除く)の評価は、時価法により行っております。こまた、満期保有目的の債券はありません。			
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オブション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行うております。また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当期商と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については当期商と当期末における評価損益の増減額をがいては当期の増減額をがいては対策を対策を対すがいては対策を対策を対策を対しな対策を対策を対すが対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対		の損益を損益計算書上「特定取引収益」及	の損益を損益計算書上「特定取引収益」及
は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オブション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額によりにつております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当期首と当期末における評価損益の増減額を加えております。 2 ・有価証券の評価基準及び評価方法 本の他有価証券の計価価を対しては関末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については期末日における市場価格の平均等、それ以外については期末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法による原価法又は償却原価法により育定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法とより算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 また、満期保有目的の債券はありません。 3 ・デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 は、全の他有価証券の評価を語でいては決算日の時価により、スワップ・先物・オブション取引等の派生商品については決算日におります。また、満期保有目のの債券におり満す。 は、全の他有価証券の評価を認定しております。なお、その他有価証券の評価を額については移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法により算定)、時価のないものについては参助平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法によりの評価を額については、全部資本直入法により処理しております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。また、満期保有目的の債券はありません。 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。 また、満期保有目的の債券はありません。 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。 また、満期保有目的の債券はありませた。 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。 また、満期保有目的の債券はありませた。ます。日本に対しませた。ます。日本に対しませた。ます。日本に対しませた。ます。日本に対しませた。ます。日本に対しませた。ます。日本に対しませた。ます。日本に対しませた。ます。日本に対しませた。ます。日本に対しませた。ます。日本に対しませた。ます。日本に対しませた。ます。日本に対しませた。ます。日本に対しませた。ます。日本に対しませた。ます。日本に対しませた。ます。ます。日本に対しませた。ます。ます。ます。ます。ます。ます。ます。ます。ます。ます。ます。ます。ます。		び「特定取引費用」に計上しております。	び「特定取引費用」に計上しております。
第日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当期首と当期末における評価損益の増減額を加えております。といては当期首と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。方価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については移動平均法による原価は主として移動平均法により行っております。ないものについては移動平均法によの原価は主として移動平均法により領定)、時価のないものについては移動平均法による原価は、主として移動平均法により育定)、時価のないものについては移動平均法による原価は、まとして移動平均法により育定が表していては決算用末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については表生のについては決算用末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については移動平均法によう原価法でいては決算期末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は、たれには決算期末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は大きないには、全部資本直入法によりが理しております。また、満期保有目的の債券はありません。 3 . デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。		特定取引資産及び特定取引負債の評価	特定取引資産及び特定取引負債の評価
ション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当期首と当期末における評価損益の増減額を加えております。 2 . 有価証券の評価基準及び評価方法 ション取引等の派生商品については決算目において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度未と当事業年度未における評価損益の増減額を加えております。 2 . 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式とび関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については形動下均法による原価法でいては移動平均法による原価法でいては移動平均法による原価法でいては移動平均法による原価法でいては移動平均法による原価法でいては移動平均法による原価法でいては移動平均法による原価法でいては移動平均法による原価法でいては移動平均法による原価法でいては後動平均法により第定)、時価のないものについては移動平均法による原価法でいては決算期末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により第定)、時価のないものについては決算日における計場では決算によりがでは決算により時価を対しております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。また、満期保有目的の債券はありません。 3 . デリバティブ取引 (特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。ます。		は、有価証券及び金銭債権等については決	は、有価証券及び金銭債権等については決
において決済したものとみなした額により 行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の 損益計上は、当期中の受払利息等に、有価 証券、金銭債権等については当期首と当期 末における評価損益の増減額を、派生商品 については当期首と当期末におけるみなし 決済からの損益相当額の増減額を加えております。 ります。 2 . 有価証券の評価基準 及び評価方法 有価証券の評価は、子会社株式及び関連 会社株式については移動平均法による原価 法、その他有価証券のうち時価のある国内 株式については期末月1ヵ月の市場価格の 平均等、それ以外については期末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は 主として移動平均法により算定)、時価の ないものにいては移動平均法による原価 法又は償却原価法により算定)、時価の ないものにいては移動平均法による原価 法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については決算用における市場価格のに対しては後期平均法による原価法 を表社株式については財末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は 主として移動平均法により算定)、時価のないものにいては移動平均法による原価 法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額についてはを動平均法により算定)、は価格等に基づく時価法(売却原価はまとして移動平均法により算定)、は一個格等に基づく時価法(売却原価は ものについては移動平均法により算定)は、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については移動平均法により算定)、は、全部資本直入法によりの理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法によりの理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法によりの理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法によりの理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法によりの理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直対の評価差額については、全部資本直対の評価差額については、全部資本直対の計画を対していては、全部資本によりでする。		算日の時価により、スワップ・先物・オプ	算日の時価により、スワップ・先物・オプ
行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の 損益計上は、当期中の受払利息等に、有価 証券、金銭債権等については当期首と当期 末における評価損益の増減額を、派生商品 については当期首と当期末におけるみなし 決済からの損益相当額の増減額を加えております。 2 . 有価証券の評価は、子会社株式及び関連 会社株式については移動平均法による原価 法、その他有価証券のうち時価のある国内 株式については期末月1ヵ月の市場価格の 平均等、それ以外については期末月における市場価格の 平均等、それ以外については期末月における市場価格の 平均等、それ以外については期末月における市場価格の 平均等、それ以外については期末月における市場価格の 平均等、それ以外については期末日における市場価格の 平均等、それ以外については野車で対法による原価 法として移動平均法により算定)、時価の ないものについては移動平均法による原価 法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については後動平均法による原価は、全のについては移動平均法による原価は、大きな制工を対しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 また、満期保有目的の債券はありません。 3 . デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の 増減額を、派生商品については前事業年度末におけるみなし決済が を入土事業年度末におけるみなし決済が を、そと当事業年度末におけるみなし決済が を、そと当事業年度末におけるみなし決済が については移動平均法による債期原価法 については移動平均法による原価法 は関加原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。		ション取引等の派生商品については決算日	ション取引等の派生商品については決算日
また、特定取引収益及び特定取引費用の 損益計上は、当期中の受払利息等に、有価 証券、金銭債権等については当期首と当期 末における評価損益の増減額を、派生商品 については当期首と当期末におけるみなし 決済からの損益相当額の増減額を加えてお ります。 有価証券の評価は、子会社株式及び関連 会社株式については移動平均法による原価 法、その他有価証券のうち時価のある国内 株式については期末月1ヵ月の市場価格の 平均等、それ以外については期末日における市場価格の平均等にその他有価証券のうち時価のある国内株式については期末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は 主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価 法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については決算目1ヵ月の市場価格の平均また。より費定)、時価のないものについては移動平均法により原価はいては決算用末月1ヵ月の市場価格の平均またよりのでは、全部資本直入法により処理しております。 また、満期保有目的の債券はありません。 デリバティブ取引の デリバティブ取引の 評価基準及び評価方法 を除く)の評価は、時価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額についてはを動平均法により算定)、時価のないは、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 おりに対しては、全部資本直入法により処理しております。 おりに対しては、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法によりの理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法によりの評価法額に対しているが、とのは、全部資本直入法によりの評価法額に対しているのに対しているのに対しているのに対しているのに対しているのに対しているのに対しているのに対しているのに対しているのに対しているのに対しているのに対しているのに対し、対しているのに対し		において決済したものとみなした額により	において決済したものとみなした額により
損益計上は、当期中の受払利息等に、有価 証券、金銭債権等については当期 表における評価損益の増減額を、派生商品 については当期首と当期末におけるみなし 決済からの損益相当額の増減額を加えております。 2 . 有価証券の評価基準 及び評価方法 名社株式については移動平均法による原価 法、その他有価証券のうち時価のある国内 株式については期末月1ヵ月の市場価格の 平均等、それ以外については財末月1ヵ月の市場価格の 平均等、それ以外については財末月1ヵ月の市場価格の 平均等、本れ以外については財工日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は 主として移動平均法により算定)、時価の ないものについては移動平均法による原価 法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 また、満期保有目的の債券はありませ ん。 3 . デリバティブ取引の 評価基準及び評価方法 を除く)の評価は、時価法により行っておおます。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 また、満期保有目的の債券はありませ ん。 同左		行っております。	行っております。
証券、金銭債権等については当期首と当期 末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。		また、特定取引収益及び特定取引費用の	また、特定取引収益及び特定取引費用の
末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業等度末における評価損益の増減額を加えております。 2 ・有価証券の評価基準及び評価方法		損益計上は、当期中の受払利息等に、有価	損益計上は、当事業年度中の受払利息等
については当期首と当期末におけるみなし 決済からの損益相当額の増減額を加えております。		証券、金銭債権等については当期首と当期	 に、有価証券、金銭債権等については前事
決済からの損益相当額の増減額を加えております。 2 . 有価証券の評価基準 及び評価方法		│ │末における評価損益の増減額を、派生商品	 業年度末と当事業年度末における評価損益
ります。 ちの損益相当額の増減額を加えております。 ちの損益相当額の増減額を加えております。 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については期末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については期末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法によりの評価と額については、全部資本直入法によりの理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法によりの理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法によりの評価と額については、全部資本直入法によりの理しております。 同左		 については当期首と当期末におけるみなし	 の増減額を、派生商品については前事業年
ります。 ちの損益相当額の増減額を加えております。 ちの損益相当額の増減額を加えております。 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については期末月1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については期末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法によりの評価と額については、全部資本直入法によりの理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法によりの理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法によりの評価と額については、全部資本直入法によりの理しております。 同左		│ │決済からの損益相当額の増減額を加えてお	 度末と当事業年度末におけるみなし決済か
す。 2 . 有価証券の評価基準 及び評価方法			
2 . 有価証券の評価基準 及び評価方法			
及び評価方法 会社株式については移動平均法による原価 法、その他有価証券のうち時価のある国内 株式については期末月1ヵ月の市場価格の 平均等、それ以外については期末日におけ る市場価格等に基づく時価法(売却原価は 主として移動平均法により算定)、時価の ないものについては移動平均法による原価 法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については移動平均法により算定)、時価ののよります。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 ます。 また、満期保有目的の債券はありません。 デリバティブ取引 (特定取引目的の取引 を除く)の評価は、時価法により行ってお 同左			
法、その他有価証券のうち時価のある国内 株式については期末月1ヵ月の市場価格の 平均等、それ以外については期末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は 主として移動平均法により算定)、時価の ないものについては移動平均法による原価 法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 また、満期保有目的の債券はありません。 プリバティブ取引の デリバティブ取引(特定取引目的の取引 を除く)の評価は、時価法により行っております。 ここのについては移動平均法により原価法を は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法によりの評価を額については、全部資本直入法によりの理しております。 ここのは、全部資本直入法により処理しております。 ます。 ここのは、全部資本直入法によりの理しております。 ます。 ここのは、全部資本直入法によりの理しております。 ます。 ここのは、全部資本直入法によりの理しております。 ここのは、全部資本直入法によりの理しております。 ます。 ここのは、全部資本直入法によりの理しております。 ここのは、全部資本直入法によりの理しております。 ここのは、全部資本直入法によりの理しております。 ここのは、主が、全部資本直入法によりでしております。 ここのは、といては、全部資本直入法によりでしております。 ここのは、といては、全部では、まず、といては、全部では、ここのは、といては、全部では、ここのは、ここのは、ここのは、ここのは、ここのは、ここのは、ここのは、ここ			
株式については期末月1ヵ月の市場価格の 平均等、それ以外については期末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価の ないものについては移動平均法による原価 法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 ます。 また、満期保有目的の債券はありません。 デリバティブ取引の デリバティブ取引(特定取引目的の取引 を除く)の評価は、時価法により行っております。 同左	70 H III/J/2		
平均等、それ以外については期末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については移動平均法により原理しております。ます。また、満期保有目的の債券はありません。 3.デリバティブ取引の評価基準及び評価方法を除く)の評価は、時価法により行っております。を除く)の評価は、時価法により行っております。を除く)の評価は、時価法により行っておりませた。			
る市場価格等に基づく時価法(売却原価は 主として移動平均法により算定)、時価の ないものについては移動平均法による原価 法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額につい ては、全部資本直入法により処理しており ます。 また、満期保有目的の債券はありませ ん。 3.デリバティブ取引の 評価基準及び評価方法			
主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については移動平均法による原価法又は償却原価法により処理しております。 なお、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額についます。 なお、その他有価証券の評価差額についます。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 では、全部資本直入法により処理しております。 また、満期保有目的の債券はありません。 ます。 同左			
ないものについては移動平均法による原価 法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額につい ては、全部資本直入法により処理しており ます。 なお、その他有価証券の計価差額につい は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額につい また、満期保有目的の債券はありませ ん。 ます。 でリバティブ取引の デリバティブ取引(特定取引目的の取引 同左 を除く)の評価は、時価法により行ってお			
 法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については移動平均法による原価法を では、全部資本直入法により処理しております。 ます。 また、満期保有目的の債券はありません。 3.デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 だいだティブ取引の でリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 ます。 同左			
なお、その他有価証券の評価差額につい			•
ては、全部資本直入法により処理しております。 は償却原価法により行っております。 ます。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 る・デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
ます。			
また、満期保有目的の債券はありませ			
る. デリバティブ取引の 評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引 同左			
3.デリバティブ取引の デリバティブ取引(特定取引目的の取引 同左 評価基準及び評価方法 を除く)の評価は、時価法により行ってお			
評価基準及び評価方法を除く)の評価は、時価法により行ってお		-	
		-	同左
ります。	評価基準及び評価方法 		
		ります。	

		,
	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
4.固定資産の減価償却	(1)動産不動産	(1)動産不動産
の方法	動産については定率法を採用し、建物	同左
	及びその他の資産については定額法を採	
	用しております。なお、主な耐用年数は	
	次のとおりであります。	
	建物3年~50年	
	動 産 2年~20年	
	(2)ソフトウェア	(2)ソフトウェア
	自社利用のソフトウェアについては、	同左
	 行内における利用可能期間(5年)に基	
	づく定額法により償却しております。	
5.繰延資産の処理方法	(1)債券繰延資産	(1)債券繰延資産
	次のとおり償却しております。	次のとおり償却しております。
	債券繰延資産のうち割引債券の債券発	債券繰延資産のうち割引債券の債券発
	行差金は、償還期限までの期間に対応	行差金は、償還期限までの期間に対応
	して償却しております。	して償却しております。
	債券繰延資産のうち債券発行費用は、	債券繰延資産のうち債券発行費用は、
	商法の規定する最長期間(3年)内	商法施行規則の規定する最長期間(3
	で、償還期限までの期間に対応して償	年)内で、償還期限までの期間に対応
	却しております。	して償却しております。
	(2)新株発行費	
	発生時に全額費用処理しております。	

	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
6 . 外貨建資産及び負債	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場
の本邦通貨への換算基	による円換算額を付す子会社株式及び関連	による円換算額を付す子会社株式を除き、
準	会社株式を除き、主として決算日の為替相	決算日の為替相場による円換算額を付して
	場による円換算額を付しております。	おります。
	外貨建取引等の会計処理につきまして	(会計方針の変更)
	は、「銀行業における外貨建取引等の会計	外貨建取引等の会計処理につきまして
	処理に関する会計上及び監査上の取扱い」	は、前事業年度は「銀行業における外貨建
	(日本公認会計士協会業種別監査委員会報	取引等の会計処理に関する会計上及び監査
	告第25号)を適用しております。	上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別
	なお、当期は、日本公認会計士協会業種	監査委員会報告第25号。以下「業種別監査
	別監査委員会報告第25号に規定する経過措	委員会報告第25号」という。)による経過
	置を適用し、先物為替取引等に係る円換算	措置を適用し、先物外国為替取引等に係る
	差金については、貸借対照表上、相殺表示	円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他
	しております。	の資産」又は「その他の負債」で純額表示
		しておりましたが、当事業年度からは、業
		種別監査委員会報告第25号に基づき総額で
		表示するとともに、特定取引資産及び特定
		取引負債中の「特定金融派生商品」、その
		他資産及びその他負債中の「金融派生商
		品」に含めて計上しております。この変更
		に伴い、従来の方法によった場合と比較し
		て、「その他の資産」は187,779百万円減
		少、「その他の負債」は200,227百万円減
		少し、特定取引資産中の「特定金融派生商

品」は16,180百万円減少、特定取引負債中の「特定金融派生商品」は10,308百万円増加、その他資産中の「金融派生商品」は268,152百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は254,111百万円増加してお

ります。

前事業年度 (自 平成14年4月1日 平成15年3月31日)

7. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

予め定めている償却・引当基準に則 り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の 事実が発生している債務者(以下、「破 綻先」という)に係る債権及びそれと同 等の状況にある債務者(以下、「実質破 綻先」という)の債権については、下記 直接減額後の帳簿価額から、担保の処分 可能見込額及び保証による回収可能見込 額を控除し、その残額を計上しておりま す。また、現在は経営破綻の状況にない が、今後経営破綻に陥る可能性が大きい と認められる債務者(以下、「破綻懸念 先」という)に係る債権については、債 権額から、担保の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額を控除し、その 残額のうち、債務者の支払能力を総合的 に判断し必要と認める額を計上しており ます。

なお、破綻懸念先及び注記事項(貸借 対照表関係) 5.の貸出条件緩和債権 等を有する債務者で与信額が一定額以上 の大口債務者のうち、債権の元本の回収 及び利息の受取りに係るキャッシュ・フ ローを合理的に見積もることができる債 権については、当該キャッシュ・フロー を貸出条件緩和実施前の約定利子率等で 割引いた金額と債権の帳簿価額との差額 を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・ フロー見積法)により引き当てておりま す。また、当該大口債務者のうち、将来 キャッシュ・フローを合理的に見積もる ことが困難な債務者に対する債権につい ては、個別的に予想損失額を算定し、引 き当てております。

上記以外の債権については、過去の一 定期間における貸倒実績等から算出した 予想損失率に基づき計上しております。 なお、特定海外債権については、対象国 の政治経済情勢等に起因して生ずる損失 見込額を特定海外債権引当勘定として計 上しております。

当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

(1)貸倒引当金

予め定めている償却・引当基準に則 り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の 事実が発生している債務者(以下、「破 綻先」という)に係る債権及びそれと同 等の状況にある債務者(以下、「実質破 綻先」という)に係る債権については、 以下のなお書きに記載している直接減額 後の帳簿価額から、担保の処分可能見込 額及び保証による回収可能見込額を控除 し、その残額を計上しております。ま た、現在は経営破綻の状況にないが、今 後経営破綻に陥る可能性が大きいと認め られる債務者(以下、「破綻懸念先」と いう)に係る債権については、債権額か ら、担保の処分可能見込額及び保証によ る回収可能見込額を控除し、その残額の うち、債務者の支払能力を総合的に判断 し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び注記事項(貸借対照表 関係) 5.の貸出条件緩和債権等を有 する債務者で与信額が一定額以上の大口 債務者のうち、債権の元本の回収及び利 息の受取りに係るキャッシュ・フローを 合理的に見積もることができる債権につ いては、当該キャッシュ・フローを貸出 条件緩和実施前の約定利子率等で割引い た金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒 引当金とする方法(キャッシュ・フロー 見積法)により引き当てております。ま た、当該大口債務者のうち、将来キャッ シュ・フローを合理的に見積もることが 困難な債務者に対する債権については、 個別的に予想損失額を算定し、引き当て ております。

上記以外の債権については、過去の一 定期間における貸倒実績等から算出した 予想損失率に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政 治経済情勢等に起因して生ずる損失見込 額を特定海外債権引当勘定として計上し ております。

前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
すべての債権は、資産の自己査定	基準 すべての債権は、資産の自己査定基準
に基づき、営業関連部署が資産査定	を実 に基づき、営業関連部署が資産査定を実
施し、当該部署から独立した資産監	査部 施し、当該部署から独立した資産監査部
署が査定結果を監査しており、その	査定 署が査定結果を監査しており、その査定
結果に基づいて上記の引当を行って	おり 結果に基づいて上記の引当を行っており
ます。	ます。
なお、破綻先及び実質破綻先に対	する なお、破綻先及び実質破綻先に対する
担保・保証付債権等については、債	権額 担保・保証付債権等については、債権額
から担保の評価額及び保証による回	収が から担保の評価額及び保証による回収が
可能と認められる額を控除した残額	を取 可能と認められる額を控除した残額を取
立不能見込額として債権額から直接	減額 立不能見込額として債権額から直接減額
しており、その金額は580,978百万F	円で しており、その金額は340,286百万円で
あります。	あります。
(2)投資損失引当金	(2)投資損失引当金
投資に対する損失に備えるため、	有価 同左
証券発行会社の財政状態等を勘案し	て必
要と認める額を計上しております。	
(3)賞与引当金	(3)賞与引当金
従業員への賞与の支払いに備える	た 従業員への賞与の支払いに備えるた
め、従業員に対する賞与の支給見込	額の め、従業員に対する賞与の支給見込額の
うち、当期に帰属する額を計上して	おり うち、当事業年度に帰属する額を計上し
ます。	ております。

<u>次へ</u>

前事業年度 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成15年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
(4)退職給付引当金	(4)退職給付引当金
退職給付引当金 (含む前払年金費	退職給付引当金(含む前払年金費用)
用)は、従業員の退職給付に備えるた	は、従業員の退職給付に備えるため、当
め、当期末における退職給付債務及び	事業年度末における退職給付債務及び年
年金資産の見込額に基づき、当期末に	金資産の見込額に基づき、当事業年度末
おいて発生していると認める額を計上	において発生していると認める額を計上
しております。また、数理計算上の差	しております。また、数理計算上の差異
異の費用処理方法は、以下のとおりで	は、各発生年度の従業員の平均残存勤務
あります。	期間内の一定の年数(10年~12年)によ
数理計算上の差異:各発生年度の従業員	る定額法により按分した額をそれぞれ発
の平均残存勤務期間	生の翌事業年度から費用処理しておりま
内の一定の年数(10	す。
年~12年)による定	なお、会計基準変更時差異について
額法により按分した	は、5年による按分額を費用処理してお
額をそれぞれ発生の	ります。
翌期から費用処理	(追加情報)
なお、会計基準変更時差異について	当行は、確定給付企業年金法の施行に伴
は、5年による按分額を費用処理して	い、厚生年金基金の代行部分について、
おります。	平成15年9月25日に厚生労働大臣から将
	来分支給義務免除の認可を受けておりま
	す。これに伴い、当行は、「退職給付会
	計に関する実務指針(中間報告)」(日本公
	認会計士協会会計制度委員会報告第13号)
	第47-2項に定める経過措置を適用し、当
	該将来分返上認可の日において代行部分
	に係る退職給付債務と年金資産を消滅し
	たものとみなして会計処理をしておりま
	व ू
	本処理に伴う当事業年度における損益に
	与えている影響額は、特別利益として
	28,761百万円計上しております。
	なお、期末日現在において測定された返
	還相当額(最低責任準備金)は、
	114,538百万円であります。
(株)共同債権買取機構に売却した	
不動産担保付債権の担保価値を勘案	
し、将来発生する可能性のある損失を	
見積もり、必要と認める額を計上して	
おります。	
(6)特定債務者支援引当金	
再建支援を行っている特定の債務者	
に対し、将来発生する支援額を合理的	
に見積もり、必要と認める額を計上し	
ております。	

	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	(7)金融先物取引責任準備金	(7)金融先物取引責任準備金
	金融先物取引等に関して生じた事故に	同左
	よる損失の補てんに充てるため、金融先	132
	物取引法第82条及び同法施行規則第29条	
	の規定に定めるところにより算出した額	
	を計上しております。	
8.リース取引の処理方	リース物件の所有権が借主に移転すると	同左
法	認められるもの以外のファイナンス・リー	
	ス取引については、通常の賃貸借取引に準	
	じた会計処理によっております。	
9.ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法は、「銀行業における	(イ)金利リスク・ヘッジ
	金融商品会計基準適用に関する会計上及び	(追加情報)
	監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業	金融資産・負債から生じる金利リスクに
	種別監査委員会報告第24号)に規定する経	対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによ
	過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の	っております。前事業年度は「銀行業にお
	金融資産・負債から生じる金利リスクをデ	ける金融商品会計基準適用に関する会計上
	リバティブ取引を用いて総体で管理する、	及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協
	「マクロヘッジ」を実施しております。こ	会業種別監查委員会報告第24号。以下「業
	れは「銀行業における金融商品会計基準適	種別監査委員会報告第24号」という。)に
	│用に関する当面の会計上及び監査上の取扱 │い」(日本公認会計士協会業種別監査委員	規定する経過措置に基づき、多数の貸出 金・預金等から生じる金利リスクをデリバ
	く	金、頃金寺から土しる金衲り入りをすりハ ティブ取引を用いて総体で管理する「マク
	プローチによるリスク管理であり、繰延へ	ロヘッジ」を実施しておりましたが、当事
	ッジによる会計処理を行っております。	業年度以降は、同報告の本則規定に基づき
	また、リスク管理方針に定められた許容	ヘッジ取引を処理しております。ヘッジ有
	リスク量の範囲内にリスク調整手段となる	効性の評価は、同報告の本則規定に基づ
	デリバティブのリスク量が収まっており、	き、以下のとおり行っております。
	ヘッジ対象の金利リスクが減殺されている	(1)相場変動を相殺するヘッジについて
	かどうかを検証することにより、ヘッジの	は、ヘッジ対象となる預金・貸出金等
	有効性を評価しております。	とヘッジ手段である金利スワップ取引
	また、外貨建子会社株式及び関連会社株	等を一定の期間毎にグルーピングのう
	式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)	え特定し有効性を評価しております。
	の為替変動リスクをヘッジするため、事前	(2) キャッシュ・フローを固定するヘッジ
	トライス にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外	にづいては、ヘッシ対象とヘッシ手段
	を付定し、ヨ該が負達有価証分にしてか 貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在	の並利変動安系の相関関係を検証し有
	していること等を条件に包括ヘッジとして	かけら 一切 この うみょ。
	繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しており	
	ます。	

	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
40、兴惠孙笙①△兰№17四	なお、一部の資産・負債については、個別へッジに基づく繰延へッジを行っております。	またいった。
10.消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税 抜方式によっております。	同左

表示方法の変更

前事業年度	当事業年度
(自 平成14年4月1日	(自 平成15年4月1日
至 平成15年3月31日)	至 平成16年3月31日)
	長期信用銀行法施行規則別紙様式が「長期信用銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成16年4月12日付内閣府令第41号)により改正されたことに伴い、債券発行差金の償却額は、従来、「債券発行差金償却」として区分掲記しておりましたが、当期からは「債券利息」に含めて表示しております。

前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) 当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

東京都にかかる事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号) (以下都条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になっております。

平成12年10月18日、当行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金5,789百万円及び損害賠償金100百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、当行を含む一審原告各行も東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金15,175百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、当行を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。

このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当期における会計処理についても、東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたものではありません。上記条例施行に伴い、東京都にかかる事業税については、当期は15,290百万円を「その他経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常損失は同額増加しております。なお、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は14,084百万円減少しました。

また、大阪府にかかる事業税の課税標準について も、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税 標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第 131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来 の所得から業務粗利益に変更になりました。

	前事業年度
(自	平成14年4月1日
至	平成15年3月31日)

当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

平成14年4月4日に、当行は、大阪府及び大阪府知 事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地 方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税 については、平成14年5月30日に「大阪府における銀 行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条 例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77 号)(以下平成14年改正府条例)が、平成15年4月1 日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税 標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」 (平成15年大阪府条例第14号)(以下平成15年改正府 条例)が、それぞれ施行されたことにより、府条例に よる課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始す る事業年度より適用されることとなりました。これに より、当事業年度に係る大阪府に対する事業税につい ては、平成15年改正府条例附則2の適用を受け、当行 の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額と なる、所得を課税標準として計算される額を申告・納 付する予定であります。ただし、この申告・納付によ って、府条例、平成14年改正府条例及び平成15年改正 府条例を合憲・適法なものと認めるものではありませ ん。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められ る税金でないため、所得が課税標準である場合に比 べ、「繰延税金資産」は2,396百万円減少しました。

<u>次へ</u>

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成15年3月31日)

- 1.子会社の株式及び出資総額 356,454百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定 する子会社であります。
- 2.使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に合計1,438百万円含まれております。

現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は295,569百万円、当期末に当該処分をせずに所有しているものは3,130,091百万円であります。

3.貸出金のうち、破綻先債権額は78,957百万円、延 滞債権額は1,068,999百万円であります。但し、左 記債権額のうち、オフバランス化につながる措置で ある(株)整理回収機構への信託実施分は、2,702百 万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4.貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は39,152百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の 支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している 貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないもの であります。

当事業年度 (平成16年3月31日)

- 1.子会社の株式及び出資総額 763,151百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定 する子会社であります。
- 2.現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は823,955百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは2,351,479百万円であります。
- 3.貸出金のうち、破綻先債権額は48,227百万円、延 滞債権額は556,902百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を 図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金 以外の貸出金であります。

4.貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は22,321百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の 支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している 貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないもの であります。

5.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は940,504百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建 又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利 息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先 債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しな いものであります。

6.破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権 額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,127,614百 万円であります。但し、左記債権額のうち、オフバ ランス化につながる措置である(株)整理回収機構へ の信託実施分は、2,702百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒 引当金控除前の金額であります。

- 7.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、771,967百万円であります
- 8.担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産8,949百万円有価証券4,559,568百万円貸出金2,839,805百万円

担保資産に対応する債務

預金 452,574百万円 コールマネー 742,900百万円 売現先勘定 42,967百万円 債券貸借取引受入担保金 953,358百万円 売渡手形 2,523,800百万円 借用金 1,824百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の 担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「有 価証券」669,718百万円を差し入れております。

また、子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。

当事業年度 (平成16年3月31日)

5.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は416,064百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建 又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利 息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先 債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しな いものであります。

6.破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権 額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,043,516百 万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒 引当金控除前の金額であります。

- 7.手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準 適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公 認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づ き金融取引として処理しております。これにより受 け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再 担保という方法で自由に処分できる権利を有してお りますが、その額面金額は、611,587百万円であり ます。
- 8.担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産 7,119百万円 有価証券 3,141,336百万円 貸出金 3,583,104百万円

担保資産に対応する債務

預金393,219百万円コールマネー833,600百万円売現先勘定7,119百万円債券貸借取引受入担保金2,106,378百万円売渡手形597,400百万円借用金1,319百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の 担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現 金預け金」21百万円、「有価証券」807,214百万円 を差し入れております。

また、子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,989,318百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが17,964,151百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに 終了するものであるため、融資未実行残高そのもの が必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。これらの契約の多く には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の 事由があるときには、当行が実行申し込みを受けた 融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ る旨の条項が付けられております。また、契約時に おいて必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提 供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている 行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応 じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じてお ります。

- 10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は217,984百万円、繰延ヘッジ利益の総額は168,179百万円であります。
- 11.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地 の当期末における時価の合計額と当該事業用土地 の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

268,352百万円

当事業年度 (平成16年3月31日)

9.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,646,259百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが18,535,628百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに 終了するものであるため、融資未実行残高そのもの が必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。これらの契約の多く には、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当 の事由があるときには、当行が実行申し込みを受け た融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることがで きる旨の条項が付けられております。また、契約時 において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の 提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めてい る行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に 応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じて おります。

- 10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は434,600百万円、繰延ヘッジ利益の総額は299,969百万円であります。
- 11.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地 の当事業年度末における時価の合計額と当該事業 用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

217,495百万円

当事業年度 (平成16年3月31日)

- 12.動産不動産の減価償却累計額 626,867百万円
- 13.動産不動産の圧縮記帳額 122,546百万円
- 14.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位 である旨の特約が付された劣後特約付借入金 1,433,672百万円が含まれております。
- 15.会社が発行する株式の総数

普通株式	9,920,000千株
第一種優先株式	14,190千株
第二種優先株式	86,000千株
第四種優先株式	64,500千株
第五種優先株式	85,500千株
第六種優先株式	71,250千株
第七種優先株式	71,250千株
第八種優先株式	18,200千株
第九種優先株式	18,200千株
第十一種優先株式	1,000,000千株
第十二種優先株式	1,000,000千株
第十三種優先株式	1,000,000千株
発行済株式の総数	
発行済株式の総数 普通株式	3,776,704千株
75 3 %	3,776,704千株 14,190千株
普通株式	, , ,
普通株式 第一回第一種優先株式	14,190千株
普通株式 第一回第一種優先株式 第二回第二種優先株式	14,190千株 43,000千株
普通株式 第一回第一種優先株式 第二回第二種優先株式 第三回第二種優先株式	14,190千株 43,000千株 43,000千株
普通株式 第一回第一種優先株式 第二回第二種優先株式 第三回第二種優先株式 第四回第四種優先株式	14,190千株 43,000千株 43,000千株 64,500千株
普通株式 第一回第一種優先株式 第二回第二種優先株式 第三回第二種優先株式 第四回第四種優先株式 第四回第四種優先株式	14,190千株 43,000千株 43,000千株 64,500千株 85,500千株
普通株式 第一回第一種優先株式 第二回第二種優先株式 第三回第二種優先株式 第四回第四種優先株式 第五回第五種優先株式 第五回第五種優先株式	14,190千株 43,000千株 43,000千株 64,500千株 85,500千株 71,250千株
普通株式 第一回第一種優先株式 第二回第二種優先株式 第三回第二種優先株式 第四回第四種優先株式 第五回第五種優先株式 第五回第五種優先株式 第六回第六種優先株式	14,190千株 43,000千株 43,000千株 64,500千株 85,500千株 71,250千株 71,250千株

- 16.「貸借対照表上の純資産額から土地再評価差額金 及びその他有価証券評価差額金の合計額を控除し た金額」から「資本金、資本準備金及び利益準備 金の合計額」を差し引いた資本の欠損の額は、 355,071百万円であります。
- 17. 商法旧第290条第1項第6号に規定されている時価を付したことにより増加した純資産額は、47,316百万円であります。

- 12.動産不動産の減価償却累計額 596,181百万円
- 13.動産不動産の圧縮記帳額 89,636百万円
- 14.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位 である旨の特約が付された劣後特約付借入金 1,477,791百万円が含まれております。
- 15.会社が発行する株式の総数

普通株式	9,920,000千株
第一種優先株式	14,190千株
第二種優先株式	86,000千株
第四種優先株式	64,500千株
第五種優先株式	85,500千株
第六種優先株式	71,250千株
第七種優先株式	71,250千株
第八種優先株式	18,200千株
第九種優先株式	18,200千株
第十一種優先株式	1,000,000千株
第十二種優先株式	1,000,000千株
第十三種優先株式	1,000,000千株
発行済株式の総数	
発行済株式の総数 普通株式	3,776,704千株
	3,776,704千株 14,190千株
普通株式	, ,
普通株式 第一回第一種優先株式	14,190千株
普通株式 第一回第一種優先株式 第二回第二種優先株式	14,190千株 43,000千株
普通株式 第一回第一種優先株式 第二回第二種優先株式 第三回第二種優先株式	14,190千株 43,000千株 43,000千株
普通株式 第一回第一種優先株式 第二回第二種優先株式 第三回第二種優先株式 第四回第四種優先株式	14,190千株 43,000千株 43,000千株 64,500千株
普通株式 第一回第一種優先株式 第二回第二種優先株式 第三回第二種優先株式 第四回第四種優先株式 第五回第五種優先株式	14,190千株 43,000千株 43,000千株 64,500千株 85,500千株
普通株式 第一回第一種優先株式 第二回第二種優先株式 第三回第二種優先株式 第四回第四種優先株式 第五回第五種優先株式 第六回第六種優先株式	14,190千株 43,000千株 43,000千株 64,500千株 85,500千株 71,250千株
普通株式 第一回第一種優先株式 第二回第二種優先株式 第三回第二種優先株式 第四回第四種優先株式 第五回第五種優先株式 第六回第六種優先株式 第六回第六種優先株式	14,190千株 43,000千株 43,000千株 64,500千株 85,500千株 71,250千株

17. 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、49,522百万円であります。

18. 配当制限

当行の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。

第一回第一種優先株式 1株につき22円50銭 第二回第二種優先株式 1株につき8円20銭 第三回第二種優先株式 1株につき14円 第四回第四種優先株式 1株につき47円60銭 第五回第五種優先株式 1株につき42円 第六回第六種優先株式 1株につき11円 第七回第七種優先株式 1株につき8円 第八回第八種優先株式 1株につき17円50銭 第九回第九種優先株式 1株につき5円38銭 第十回第十三種優先株式 1株につき80円

当事業年度 (平成16年3月31日)

18. 配当制限

当行の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。

第一回第一種優先株式 1株につき22円50銭 第二回第二種優先株式 1株につき8円20銭 第三回第二種優先株式 1株につき14円 第四回第四種優先株式 1株につき47円60銭 第五回第五種優先株式 1株につき42円 第六回第六種優先株式 1株につき11円 第七回第七種優先株式 1株につき8円 第八回第八種優先株式 1株につき17円50銭 第九回第九種優先株式 1株につき5円38銭 第十回第十三種優先株式 1株につき80円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

- 1.「その他の経常収益」には、退職給付信託設定益 25,055百万円及び土地建物賃貸料8,921百万円を 含んでおります。
- 2.「その他の経常費用」には、債権売却損134,785 百万円を含んでおります。

当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

- 1.「その他の経常収益」には、退職給付信託設定益 69,770百万円を含んでおります。
- 2. 「その他の経常費用」には、債権売却損7,289百 万円を含んでおります。
- 3.「その他の特別利益」には、厚生年金基金代行返上益28,761百万円、東京都外形標準課税訴訟の和解に伴う還付税金及び還付加算金の合計24,642百万円、貸倒引当金純取崩額21,123百万円、債権売却損失引当金純取崩額4,740百万円を含んでおります。

次へ

	前事業年度
(自	平成14年4月1日
至	平成15年3月31日)

- 1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
 - ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額

取得価額相当額

動産	34,636百万円
その他	339百万円
合計	34,976百万円

減価償却累計額相当額

動産22,447百万円その他273百万円合計22,720百万円

期末残高相当額

動産 12,189百万円 その他 66百万円 合計 12,255百万円

・未経過リース料期末残高相当額

1 年内 5,114百万円 1 年超 16,194百万円 合計 21,308百万円

・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料5,633百万円減価償却費相当額6,910百万円支払利息相当額468百万円

・減価償却費相当額の算定方法

原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を 10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗 じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によ っております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との 差額を利息相当額とし、各期への配分方法について は、利息法によっております。

- 2.オペレーティング・リース取引
 - ・未経過リース料

1年内1,853百万円1年超6,871百万円合計8,724百万円

当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

- 1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・リース取引
 - ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額

取得価額相当額

動産	49,705百万円
その他	258百万円
合計	49,963百万円

減価償却累計額相当額

動産28,799百万円その他241百万円合計29,040百万円

期末残高相当額

動産20,906百万円その他17百万円合計20,923百万円

・未経過リース料期末残高相当額

1年内7,519百万円1年超23,013百万円合計30,533百万円

・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利 息相当額

支払リース料6,380百万円減価償却費相当額6,458百万円支払利息相当額459百万円

・減価償却費相当額の算定方法

原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を 10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗 じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によ っております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との 差額を利息相当額とし、各期への配分方法について は、利息法によっております。

- 2.オペレーティング・リース取引
 - ・未経過リース料

1年内18,749百万円1年超114,231百万円合計132,980百万円

<u>次へ</u>

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度(平成15年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	86,211	61,569	24,642
関連会社株式	-	-	-
合計	86,211	61,569	24,642

⁽注) 時価は、前事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいております。

当事業年度(平成16年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	67,098	148,862	81,763
関連会社株式	-	-	-
合計	67,098	148,862	81,763

⁽注) 時価は、当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいております。

前事業年度 (自 平成14年4月1月 至 平成15年3月31月	∃)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)		
1.繰延税金資産及び繰延税金負債のの内訳	発生の主な原因別	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
 繰延税金資産		繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度 超過額	342,887百万円	貸倒引当金損金算入限度 超過額	178,790百万円	
繰越欠損金	560,033	繰越欠損金	397,489	
その他有価証券評価差額	376	その他有価証券評価差額	13,311	
有価証券償却損金算入限 度超過額	164,061	有価証券償却損金算入限 度超過額	333,475	
その他	225,184	その他 	252,635	
繰延税金資産小計	1,292,542	繰延税金資産小計	1,175,702	
評価性引当額	222,168	評価性引当額	290,141	
繰延税金資産合計	1,070,374	繰延税金資産合計	885,561	
繰延税金負債		繰延税金負債		
前払年金費用	83,201	前払年金費用	155,242	
その他	73,335	その他	22,830	
繰延税金負債合計 	156,537	繰延税金負債合計 ————————————————————————————————————	178,072	
繰延税金資産の純額	913,837百万円	繰延税金資産の純額	707,488百万円	
2.法定実効税率と税効果会計適用後	の法人税等の負担	2.法定実効税率と税効果会計適用後の)法人税等の負担	
率との間に重要な差異があるときの	、当該差異の原因	率との間に重要な差異があるときの、	当該差異の原因	
となった主要な項目別の内訳		となった主要な項目別の内訳		
当期は税引前当期純損失が計上され	ているので、記載	法定実効税率	38.6%	
しておりません。		(調整)		
		評価性引当額の増加	21.9	
		受取配当金等永久に益金に算入 ない項目	され _{1.1}	
		税率変更による影響	1.1	
		その他	0.6	
		税効果会計適用後の法人税等の	^{負担} 58.9% ┃	

前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
3 . 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延	
税金負債の修正額	
「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律	
第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4	
月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課	
税標準が、従来の「所得及び清算所得」(平成15年改	
正前地方税法第72条の12)から、「付加価値額」、	
「資本等の金額」及び「所得及び清算所得」に変更さ	
れることにより、当該法人事業税のうち「付加価値	
額」及び「資本等の金額」を課税標準とする部分は、	
利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当し	
ないことになります。また、これを受けて都条例及び	
府条例に基づく東京都、大阪府に係る法人事業税は、	
平成16年4月1日に開始する事業年度以降は、法律上	
の根拠を失い適用されないこととなります。	
この変更に伴い、当行の平成16年度以降の法定実効	
税率は、変更前の41.1%から40.6%となり、「繰延税	
金資産」の金額は8,957百万円減少し、当期に計上さ	
れた「法人税等調整額」の金額は8,161百万円増加し	
ております。また、「再評価に係る繰延税金負債」の	
金額は9,421百万円増加し、「土地再評価差額金」の	
金額は同額減少しております。なお、「その他有価証	

券評価差額金」への影響はありません。

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり純資産額	円	127.99	142.99
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期純損失)	円	166.42	23.43
 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 	円	-	19.03

- (注) 1.前事業年度から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
 - 2.1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり当期純利益又は当期	月純損		
失			
当期純利益 (は当期純損失)	百万円	628,556	98,208
普通株主に帰属しない金額	百万円		9,705
うち利益処分による優先 配当額	百万円		9,705
普通株式に係る当期純利益 (は普通株式に係る当期 純損失)	百万円	628,556	88,503
普通株式の期中平均株式数	千株	3,776,704	3,776,704
潜在株式調整後1株当たり当期	月純利益		
当期純利益調整額	百万円	-	3,044
うち希薄化効果を有する	百万円		3,044
優先株式の優先配当額	日川门	-	3,044
普通株式増加数	千株	-	1,032,113
うち優先株式	千株	-	1,032,113
		第一回第一種優先株式、第二 回第二種優先株式、第三回第二 種優先株式、第六回第六種優先	
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		株式、第七回第七種優先株式、	
潜在株式調整後1株当たり当		第八回第八種優先株式及び第九	
期純利益の算定に含めなかっ		回第九種優先株式。	
た潜在株式の概要		なお、上記優先株式の概要は	
		「第4 提出会社の状況 1.	
		株式等の状況 (1)株式の総数	
		等」に記載のとおり。	

^{3.}なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前事業年度は純損失が計上されているので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成16年 3 月31日)
当行は、平成15年5月29日、関係当局の認可を前提	
に、平成15年7月23日(予定)を期日として、当行子会	
社である株式会社みずほプロジェクト(資本金5億円、	
総資産10億円)との間で、当行が吸収分割の方法により	
「ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」を分割	
し、株式会社みずほプロジェクトに承継させる分割契約	
を締結いたしました。	
今回の会社分割は、再生・リストラニーズのあるお取	
引先の債権を銀行本体から新たに設立する再生専門子会	
社に分離すること等により、 「企業再生の早期実現」	
に加え、 「信用創造の一段の強化」を同時に推進する	
ことを目的としております。	
なお、分割対象となる具体的な資産・負債につきまし	
ては、分割期日までに確定するため、現時点における影	
響額は確定できません。	

【附属明細表】

当事業年度 (平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額(百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
土地	764,804	466	298,269	467,001	-	-	467,001
建物	547,623	21,186	85,862	482,947	281,455	10,825	201,492
動産	408,104	24,427	25,929	406,602	314,726	39,213	91,876
建設仮払金	4,668	23,124	25,873	1,919	-	-	1,919
有形固定資産計	1,725,202	69,204	435,935	1,358,471	596,181	50,039	762,290
無形固定資産							
ソフトウェア	287,088	92,952	5	380,035	218,644	30,777	161,390
借地権	10,945	-	1,239	9,706	-	-	9,706
電信電話専用施設等利用 権	3,144	3	0	3,147	2,283	109	864
その他の無形固定資産	1,572	-	0	1,571	0	0	1,571
無形固定資産計	302,750	92,956	1,245	394,460	220,928	30,887	173,532
繰延資産							
債券発行差金	1,151	648	1,280	519	274	885	244
債券発行費用	1,036	424	957	503	319	733	184
———— 繰延資産計	2,187	1,072	2,238	1,022	594	1,618	428

- (注)1.土地、建物、動産の3つの項目は、貸借対照表科目では「土地建物動産」に計上しております。
 - 2.ソフトウェアは、貸借対照表科目では、「その他の資産」に含めて計上しております。
 - 3.ソフトウェア以外の無形固定資産は、貸借対照表科目では、「保証金権利金」に含めて計上しております。

【資本金等明細表】

	区分		前期末残高	当期増加額	Ą	当期減少額	当期末残高
資本金(百万	ī円)		650,000		-	-	650,000
	普通株式	(株)	(3,776,704,101)	(-)	(-)	(3,776,704,101)
	第一回第一種優先株式	(株)	(14,190,000)	(-)	(-)	(14,190,000)
	第二回第二種優先株式	(株)	(43,000,000)	(-)	(-)	(43,000,000)
	第三回第二種優先株式	(株)	(43,000,000)	(-)	(-)	(43,000,000)
	第四回第四種優先株式	(株)	(64,500,000)	(-)	(-)	(64,500,000)
資本金のう	第五回第五種優先株式	(株)	(85,500,000)	(-)	(-)	(85,500,000)
買本金のフ ち既発行株 式	第六回第六種優先株式	(株)	(71,250,000)	(-)	(-)	(71,250,000)
10	第七回第七種優先株式	(株)	(71,250,000)	(-)	(-)	(71,250,000)
	第八回第八種優先株式	(株)	(18,200,000)	(-)	(-)	(18,200,000)
	第九回第九種優先株式	(株)	(18,200,000)	(-)	(-)	(18,200,000)
	第十回第十三種優先株式	(株)	(360,000,000)	(-)	(-)	(360,000,000)
	計	(株)	(4,565,794,101)	(-)	(-)	(4,565,794,101)
	計(注1)	(百万円)	650,000		-	-	650,000
	(資本準備金)						
資本準備金	株式払込剰余金	(百万円)	275,331		-	219,322	56,009
及びその他 資本剰余金	合併差益	(百万円)	194,018		-	-	194,018
(注2)	吸収分割差益	(百万円)	512,317		-	1	512,317
	計	(百万円)	981,668		-	219,322	762,345
	(利益準備金)	(百万円)	135,749		-	135,749	-
	(任意積立金)						
利益準備金 及び任意積	海外投資等損失準備金	(百万円)	1		-	1	-
立金 (注2)	行員退職手当基金	(百万円)	847		-	847	-
	別途準備金	(百万円)	204,265		-	204,265	-
	計	(百万円)	340,864		-	340,864	-

⁽注) 1.資本金の内訳は、株式種類ごとの分別ができないため総額のみ記載しております。

^{2.} 当期減少額は、前期決算の損失処理に伴う取崩によるものであります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高(百万円)	当期増加額(百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	475,356	311,016	-	* (注1)475,356	311,016
個別貸倒引当金	354,174	152,997	75,126	* (注2)282,641	149,403
うち非居住者向け債権分	693	-	-	* (注3) 693	-
特定海外債権引当勘定	90	111	-	* 90	111
投資損失引当金	182,013	(注4)179,384	18,754	* 163,259	179,384
賞与引当金	8,072	7,298	8,072	-	7,298
債権売却損失引当金	24,936	-	20,196	* 4,740	-
特定債務者支援引当金	22,840	-	(注4)22,840	-	-
金融先物取引責任準備金	2	-	-	-	2
計	1,067,487	650,807	144,989	926,089	647,216

(注)*洗替による取崩額

- 1. 当期減少額のうち76,990百万円は、平成15年7月23日の会社分割に伴う株式会社みずほプロジェクトへの移転によるものであります。
- 2. 当期減少額のうち195,850百万円は、平成15年7月23日の会社分割に伴う株式会社みずほプロジェクトへの移転によるものであります。
- 3. 当期減少額のうち677百万円は、平成15年7月23日の会社分割に伴う株式会社みずほプロジェクトへの移転によるものであります。
- 4.投資損失引当金の当期増加高には、特定債務者支援引当金の当期減少高(目的使用)との相殺額14,220百万円が含まれております。相殺後の投資損失引当金繰入額は165,164百万円であります。

未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	15,831	7,051	15,831	-	7,051
未払法人税等	555	1,879	555	-	1,879
未払事業税	15,275	5,172	15,275	-	5,172

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成16年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金 日本銀行への預け金2,293,180百万円、他の銀行への預け金1,350,311百万円その他であります。

その他の証券 外国証券275,196百万円その他であります。 前払費用 営業経費2,119百万円その他であります。

未収収益 貸出金利息28,901百万円、有価証券利息配当金19,377百万円その他であります。

その他の資産 仮払金177,697百万円、ソフトウェア161,390百万円その他であります。

負債の部

その他の預金 外貨預金1,071,521百万円、別段預金775,263百万円その他であります。

未払費用 預金利息14,262百万円、金融債支払利息14,102百万円、借入金利息13,718百万円、営業経費13,411百

万円その他であります。

前受収益 貸出金利息23,850百万円その他であります。

その他の負債 未払債券元金476,184百万円、未払金134,888百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当ありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

決算期	3月31日
定時株主総会	6月中
株主名簿閉鎖の期間	
基準日	3 月31日
株券の種類	1,000株券、10,000株券および100,000株券
中間配当基準日	9月30日
1 単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
代理人	東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
不所持申出株券の発行又は返 還及び株券の喪失、汚損・毀 損等による再発行手数料	交付する株券 1 枚につき 250円
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
代理人	東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 全国本支店
買取手数料	次に定める算式により1単元当たりの手数料金額を算定(円位未満の端数が生じた場合には切り捨てた金額)し、これを買い取った単元未満株式の数で按分した金額(円位未満の端数が生じた場合には切り捨てた金額) (1)1単元当たり買取価格100万円以下の場合当該金額の1.15%(2,500円に満たない場合には2,500円とする)(2)1単元当たり買取価格100万円超の場合当該金額の0.90%+2,500円
公告掲載新聞名	日本経済新聞
株主に対する特典	ありません

第7【提出会社の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

平成15年5月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号(会社の分割に係る契約の締結)の規定に基づく臨時報告書であります。

(2) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第1期)(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)平成15年6月26日関東財務局長に提出。

(3)半期報告書

(第2期中)(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)平成15年12月25日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成16年2月23日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書

平成16年3月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

(6) 臨時報告書

平成16年4月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

平成15年6月24日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 関与社員 公認会計士 岩原 淳一

代表社員 関与社員 公認会計士 甲良 好夫

代表社員 関与社員 公認会計士 鈴木 啓之

代表社員 関与社員 公認会計士 成澤 和己

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、 当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試 査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も 含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のた めの合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほ銀行及び連結子会社の平成15年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

平成16年6月24日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 関与社員 公認会計士 岩原 淳一

代表社員 関与社員 公認会計士 甲良 好夫

代表社員 関与社員 公認会計士 鈴木 啓之

代表社員 関与社員 公認会計士 成澤 和己

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほ銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、 当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試 査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も 含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のた めの合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほ銀行及び連結子会社の平成16年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

平成15年6月24日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 関与社員 公認会計士 岩原 淳一

代表社員 関与社員 公認会計士 甲良 好夫

代表社員 公認会計士 鈴木 啓之 関与社員

代表社員 関与社員 公認会計士 成澤 和己

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている 株式会社みずほ銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、 貸借対照表、損益計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者 にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、 当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を 基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め 全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理 的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほ銀行の平成15年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成15年5月29日株式会社みずほプロジェクトとの間で分割 契約を締結した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

平成16年6月24日

株式会社みずほ銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 関与社員 公認会計士 岩原 淳一

代表社員 関与社員 公認会計士 甲良 好夫

代表社員 関与社員 公認会計士 鈴木 啓之

代表社員 関与社員 公認会計士 成澤 和己

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている 株式会社みずほ銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、 貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者 にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、 当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を 基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め 全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理 的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほ銀行の平成16年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。